

同(草野威君紹介)(第二一七〇号)
同(田中昭二君紹介)(第二一七一号)
労働行政の確立に関する請願(武部文君紹介)(第二一七二号)
原子爆弾被害者等の援護法の制定に関する請願(草野威君紹介)(第二一七三号)
医療保険制度の改善に関する請願(三浦隆君紹介)(第二一七四号)
医療保険制度、老人医療制度の改悪反対等に関する請願(大島弘君紹介)(第二一七五号)
同(野坂浩賢君紹介)(第二一七六号)
国民健康保険料の値上げ反対及び傷病手当、出産手当の実施等に関する請願(金子みつ君紹介)(第二一七七号)
医療保険制度の改悪反対等に関する請願(浦井洋君紹介)(第二一七八号)
同(金子みつ君紹介)(第二一九九号)
こどもの国協会の廃止、民営化反対等に関する請願(金子みつ君紹介)(第二二〇〇号)
医療保険の改悪反対及び老人医療制度の改善に関する請願外一件(竹内勝彦君紹介)(第二二〇一号)
医療保険制度、老人医療制度の改善に関する請願(新村勝雄君紹介)(第二二〇二号)
健康保険の歯科医療充実等に関する請願(新村勝雄君紹介)(第二二〇三号)
国民健康保険組合の存続強化に関する請願(石田博英君紹介)(第二二〇四号)
同外十八件(稻村佐近四郎君紹介)(第二二〇五号)
同(木野晴夫君紹介)(第二二〇六号)
同外十七件(河本敏夫君紹介)(第二二〇七号)
同(左藤恵君紹介)(第二二〇八号)
同外十件(辻英雄君紹介)(第二二〇九号)
同(戸沢政方君紹介)(第二二一〇号)
同(中野寛政君紹介)(第二二一一号)
同外四件(橋本龍太郎君紹介)(第二二一二号)
同外七件(松本十郎君紹介)(第二二一三号)
同外六件(森下元晴君紹介)(第二二一四号)

同(森山欽司君紹介)(第二一九五号)
同外五件(山崎武三郎君紹介)(第二一九六号)
同外二十件(山本幸雄君紹介)(第二一九七号)
労働基準法改悪阻止及び婦人の権利、地位の向上に関する請願(浅井美幸君紹介)(第二一九八号)
同(井上二成君紹介)(第二一九九号)
療育の制度化阻止に関する請願外四件(相沢英之君紹介)(第二二〇〇号)
同(狩野明男君紹介)(第二二〇一号)
同(三木武夫君紹介)(第二二〇二号)
同外四件(宮崎茂一君紹介)(第二二〇三号)
療育の制度化促進に関する請願外三件(甘利正君紹介)(第二二〇四号)
同(片岡清一君紹介)(第二二〇五号)
同外一件(亀岡高夫君紹介)(第二二〇六号)
同外一件(小泉純一郎君紹介)(第二二〇七号)
同(平泉渉君紹介)(第二二〇八号)
栄養士法の一部改正に関する請願(大塚雄司君紹介)(第二二〇九号)
同(嶋田利太郎君紹介)(第二二一〇号)
同(羽田孜君紹介)(第二二一一号)
同(橋本龍太郎君紹介)(第二二一二号)
同外一件(箕輪登君紹介)(第二二一三号)
は本委員会に付託された。

○古賀委員 私、このたび初めて国政の場に参画をさせていただきます。きょう初めて質問の機会を与えていただきました。大変記念すべき日でございます。

また藤尾労働大臣におかれましては、政治、経済まことに多難な今日、特に労働行政におきましては大変いろいろな問題を抱えている昨今でございますが、日夜われわれ国民のために御精勵を賜っておりますことに、心から敬意と謝意を申し上げます。

さて明年は国際連合が提唱する国際障害者年であり、国際連合が一九七六年の第三十一回総会におきまして、一九八一年を国際障害者年とすることを全会一致で決議しまして、今日まで種々の討議が国連においてなされ、また、わが国においても、この国際障害者年に向けての準備がなされてきたところであります。

国際障害者年とは「完全参加と平等」をテーマとして、心身に障害のある人たちの社会参加と、障害あるがゆえの差別の撤廃を推進しようとするものであります。このテーマのもとに五つの大きな目的を掲げてあるというのを聞いております。この五つの目的を実践するために政府としては総合的な対策を講ずることを検討してあると思っておりますが、具体的には、どのような施策を講じていくこととしてあるのか、その基本的な方針を総理府にお聞きしたいと思います。

○花輪説明員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり明年の国際障害者年のテーマは「完全参加と平等」でございますが、それに合わせまして五大目的を掲げておるわけでございます。

まず第一点は、障害者の社会への身体的、精神的適合を援助することということをお述べておりました。具体的には補装具等の給付あるいは社会復帰のための相談、訓練、指導等を考えております。第二点といたしましては、障害者に対しては適当な職業訓練あるいは指導等を行って雇用する機会を与えるということでございます。

それから第三点といたしましては、障害者に日常生活におきまして、いろいろな施設を利用しやすくすることにつきまして、公共建築物あるいは交通機関等を利用しやすくするように、いろいろな施策を講ずるということをお述べております。

次に第四点といたしましては、一般の人々に対します広報、啓発運動でございます。

それから最後に第五点といたしましては、障害の発生予防それから障害者のリハビリテーションにつきまして、五つの大きな目的として述べているところでございます。

この目的につきまして今後どのような施策を積極的に講じていくかということにつきましては、すでに総理府に置かれまして中央心身障害者対策協議会におきまして委員五十五名というような非常任に拡大した特別委員会をつくりまして、この委員会につきましては障害者も委員として参加をしていただいたわけでございます。その中で障害者団体等から五百項目に及ぶ要望を受けてまして、逐次、検討を続けておたつたわけでございますが、先般八月に、政府の推進本部といたしまして国際障害者年事業の推進方針というものを決定いたしました。具体的な施策の推進ということをお述べようにいたしております。

○古賀委員 心身に障害があるということは、単に医学的な事実としての能力の問題、つまり本人がある行為を行うことについて不自由であるという問題だけでなく、それがもとになって所得面や職業、教育等の面について種々の社会的な制約を受けるという問題があるかと私は考えております。

このような問題の解決のためには、保健、福祉、年金、雇用、教育、医学的対策等、非常に広範囲にわたって総合的な対策の推進が必要ではなからうかと考えられます。私は、ただいまお答えをしておりました五つの目的のそれぞれについて、政府として現在すでに、どのような措置が講ぜられ、今後その目的を実現するために、どのような施策を推進していこうとお考えなのか、その

一つずつについてお聞きをしていきたいと考えております。

まず第一に「障害者の社会への身体的及び精神的適合を援助すること」という目的については、障害者問題の全般にわたるものであり、その基本的な方向について総理府にお伺いしたいと考えております。

○花輪説明員 第一点につきましては、補装具等の改善あるいは給付の拡大、さらにスポーツ、レクリエーション機会の増大というふうなことを今後、検討してまいりたいと存じておるわけでございますけれども、具体的には、先ほど申し述べました五項目につきましては、今後、先ほど申し述べました特別委員会の中に各専門部会を五つ設置することにしております。御指摘の、ただいまの点につきましては福祉・生活環境部会におきまして具体的な検討をいたすこととなると思いますが、今後、国際障害者年の事業といたしまして十一年に及ぶ長期計画の策定というのをいたす予定にしておりますので、福祉・生活環境部会、保健医療部会、それから教育・育成部会、雇用・就業部会、さらに全体を含めました形で企画部会、この五部会におきまして、それぞれ専門家の手によりまして長期的な見通しのもとに具体的な改善措置を研究検討してまいりたい、こう考えております。

○古賀委員 第二の目的は「障害者に対して適切な援護、訓練、治療及び指導を行い、適当な雇用の機会を創出し、また障害者の社会における十分な統合を確保するためのすべての国内的及び国際的努力を促進すること」という目的を掲げているわけですが、この目的の実現のために政府は、どのような対策をお考えになっているのか。厚生省、労働省に、その具体的な内容をお聞きしたいと考えております。

まず第一に厚生省にお聞きしたいのでございますが、近年の障害者の重度化傾向から見ますと今後、在宅身体障害者の対策を一層充実する必要があると考えるのでございます。身体障害者の社会参加を進める観点から、どのような施策を具体的に講

じていこうとお考えなのか、お聞きをしたいと思っております。

○板山説明員 先生から御指摘のとおり障害者の重度化が進み、かつ障害者は家庭や地域で生きていきたいという願いを強く持つていくことは、そのとおりでございます。私も福祉のサイドから障害者の地域での生活を、どのような形で実現するか。ともすれば、おくれがち在宅福祉対策を、これからの最重要施策に据えて取り組んでいきたいと考えております。

具体的には従来、視力障害者、聴覚言語障害者、肢体不自由者それぞれの部面につきまして社会参加促進事業というのを十七事業でメニュー化して実現をいたしております。これをさらに充実をしていくことが一つであります。

さらに重度の障害者は家庭の中で、あるいは地域の中で、動くことについて大変困難を感じております。この移動のための手段をどのように講ずるか、あるいは介助という仕組みを、どのようにつくっていくか、これからの大きな課題だと考えて研究をいたしております。

さらに町ぐるみで障害者の住みよい町をつくり、社会参加の機会をつくる、これが大変大事でありますので、昨年来、障害者福祉都市事業を進めておりまして、昨年二十市、本年二十五市、人口十万人以上の市については、これを推進をいたしまして全人口の六割に近い人たちが住んでおります地域を住みよい地域に変えていく努力を、関係各省とも御協力をいただきながら進めたい、このように考えております。

○古賀委員 次に労働省にお尋ねをしたいのでございますが、心身障害者の雇用促進のためには、的確な職業能力を評価することが私は必要ではなからうかと考えております。この点について、どのような施策を講じているのか。たとえば西ドイツのハイデルベルクにあるリハビリテーションセンターの職業適応能力検査所におきましては、最高四週間かけて職業能力を評価する制度等を有しておると聞いておりますが、わが国においても、

このような制度を設けることが、もう現実には必要ではなからうか、そういう時期に来ているのではなからうかという考えを持っておりますが、労働省の御見解をお尋ねしたいと思います。

○関（英）政府委員 重度障害者の雇用を促進するためには、御指摘のとおり、その職業評価というものが非常に重要でございます。そういった観点から労働省としては全国に心身障害者職業センターというものを設置するように進めてまいりましたけれども、本年度で、その設置が完了いたしました。したがって来年度からは同センターの職業評価体制の強化を図っていくということが課題になろうと思っております。その場合に、いま御指摘のありました西ドイツで行われておりますような非常に充実した評価体制といったものを参考にしながら強化を図っていく必要があるかと思っております。具体的にはワークサンプル法というような実際の職業におきまして作業に即した評価方法、そういったものを取り入れるとか、いま、お話にありましたような日数をかけたやり方、あるいはまた実際、工場に行つて工場の施設を借りて、そこで作業をしてみらつて評価していくとか、それから評価します職員の養成、研修、そういったことで、これから重度障害者の職業評価に力を入れていきたいと考えておるところでございます。

○古賀委員 テーマの目的の第三番目は「障害者が日常生活において実際に参加すること、例えば公共建築物及び交通機関を利用しやすくすることなどについての調査研究プロジェクトを奨励すること」ということになっておりますが、たとえば歩道にスロープを設けて車いすを利用する人に便利にしたり、また駅のプラットホームに点字ブロックを設けて、目の不自由な人に対して安全の配慮を進めるなど、現在でも、わずかでありますが、いろいろな種の配慮を賜っていることは存じているところでありまして、またアメリカなどでは、国の助成している施設等については身体障害者用に建設することが義務づけられているということも聞いていたしております。これらの点について建設

省は、国の施設及び国が助成する施設の現状と、今後どのような施策を講ぜられるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○海谷説明員 直接の私の所管でない事柄かと思えますけれども、私の承知している範囲で、お答えさせていただきます。

○公共建築物につきましては、国の行いますいわゆる官庁官署こういうものについては現在かなりの程度、身体障害者の便利になるようにということで、工事の段階から、そういう設計施工がされておるわけでございます。なおまた地方のそういう建物につきましても、できるだけ、そういうふうにしていただくようにということで助言、指導を行つておるところでございます。

○古賀委員 たとえば建築基準法にそれを盛り込むとか、そういった具体的なことは現在お考えでございせんか。

○海谷説明員 お答えいたします。建築基準法にそういうようなことを盛り込むべきではないかという御意見もあることは、われわれも十分承知いたしておりますけれども、現在、そういうふうな踏み切るかどうかということについては、まだ、いろいろ検討している段階でございます。

○古賀委員 次に第四の目的でございますけれども「障害者が経済、社会及び政治活動の多方面に参加し、及び貢献する権利を有すること」ということを掲げてあります。障害者については本人が、一般の人々を教育し、また周知すること、ということも掲げてあります。障害者については本人が、その障害ゆえに種々の社会的制約を受けるだけでなく、他の人々の理解が不足したり偏見があるために社会への完全な参加が妨げられることが多分にあるのではなからうかと考えられます。したがって国民の理解を促進することは、こういった時期にきわめて重要な課題ではなからうかと考えるのでございます。このための啓発活動をいかにして行ふのか、この点についても、これからは大変重要な問題ではなからうかと考えておりますので、総理府に御所見をお伺いしたいと思います。

○花輪説明員 先生御指摘の点、まさに私も全く同様に考えている点でございます。と、かくヨーロッパ等の諸事情に比べますと、わが国の場合、遺憾ではございますが、一般国民の障害問題に対する理解が、まだおこなわれているのではないかと、いうような指摘が聞かれるわけでございます。国際障害者年を契機といたしまして、まず、この啓発広報につきましては重点的に行いたいということ、現在ポスター等の準備を始めております。あるいは政府広報におきまして、ひとつ重点的に障害問題を取り上げていただきたいということになつておるわけでございます。

このほか具体的に来年度の事業といたしましては各種記念集会、これは映画会あるいは音楽会等も含めて考えてございますが、それ以外にスポーツ大会等というふうなものを予定いたしておるわけでございます。この各種集会、大会等の趣旨は単なる、お祭り騒ぎに終わるということだけでは意味がございせんので、具体的に、この種の集會に障害者自身もみずから参加をしていただく、そして一般の国民、一般と一緒に、そこで自然にお互いが融れ合う形で相互理解を深めたい。また、その姿をマスコミ等で全国に紹介する、こういうふうな形で国民の啓発に努めてまいりたいと考えております。

○古賀委員 この問題については、ぜひ、ただいま御意見を聞かせただきましたとおり積極的にやっていた必要があるのではなからうかと私は考えております。

最後に五番目のテーマといたしまして「障害の発生予防及びリハビリテーションのための効果的施策を推進すること」ということをうたつてあります。近年の身体障害者の増加は交通災害や労働災害等によるところが大きいというふうな考えられるわけでございますが、このような後天的な障害は、まさに人災によるものであり、これを最大限防止することは、われわれの責務であらうと考えております。しかし不幸にして身体に障害を有することになった人々については、適切な医療

の実施はもちろんでございますけれども、社会復帰のためのリハビリテーションの効果的実施が、より以上に大事ではなからうかと私は考えるのでございます。この点について厚生省はどのようなリハビリテーションの体制の整備を進められるものか、御意見を聞かせたいと思ひます。

○坂山説明員 御指摘のリハビリテーション体制の整備は障害者福祉にとつて基本的なテーマでございます。これはお話のように医療から生活訓練まで、一貫した体制を整備することが要求されております。厚生省でも医務局あるいは公衆衛生局、児童家庭局、社会局が手をつなぎまして、さらに労働省の御協力もいただきながら、このリハビリテーション体制についての取り組みをいたしておるところでございます。

まずモデルといたしましては先般、埼玉県所沢に国立の総合リハビリテーションセンターを設置いたしまして、ようやく本年、病院も開設をしまして、医療から職業までの一貫したリハビリ体制というものを実現しよう、このような取り組みをいたしております。都道府県におきましても総合的なリハビリテーション施設が、すでに二十一家所ほどできておまして、さらに身体障害者福祉法、児童福祉法によりまして更生医療とか育成医療などを通しまして、早期における医学的リハビリテーションから社会的なリハビリテーション、さらに職業的なリハビリテーションにまで結びつける、そのような努力をいたしておるわけであります。肝心なことは、一つは、このリハビリテーションに従事していただきます専門家の養成ということが大変に大事でございますが、この点につきましても医務局と社会局、力を合わせまして、ただいまOT、PTなどを含めますパラメディカル職員の養成、確保に計画的な取り組みを進めておるところでございます。またひとつ、よろしく御指導いただきたいと思ひます。

○古賀委員 それでは次に、労働省は労働災害被災者のリハビリテーション体制を充実するためには、いかなる施策をお考えになつておられるか、お尋ねをしたいと思います。

ねをしたかと思ひます。

○吉本(実)政府委員 労働災害の被災者の社会復帰につきましては、先生のおっしゃるとおり大変大切なことでございまして、受傷直後の治療から社会復帰まで一貫したリハビリ体制を充実していかなければならぬし、また、そのように考えて施策を講じているところでございます。

具体的には、既存の労災病院の中にリハビリテーション部門を十分拡充いたしたり、あるいは先般、福岡に設置されました総合せき損センターあるいは労災リハビリテーション作業所、こういったものを設置いたしまして、それぞれに適切な対策を講じているところでございます。そのほか社会復帰のための住宅改善あるいは自動車購入資金の貸し付け、こういったようなこと、あるいは義肢等の支給、介護料の支給、こういったようなことを講じながら、いろんな施策を講じているところでございます。

また今後も従来の施策を一層充実してまいるとともに、五十四年の三月にリハビリテーション研究会をわが部内に設けましたが、その研究報告に基づきまして今後の一貫した施策を講じてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○古賀委員 大変ありがとうございます。以上、各省庁から国際障害者年に向けての施策の充実について、お聞かせをいただいたわけでございします。

〔委員長退席、戸沢委員長代理着席〕

来年、国際障害者年という大変記念すべき年でありまします。ただいま、お話をいただきました方向に沿つて一層、皆様方に御努力をいただきたいというところを、私はお願い申し上げておきます。

次に私は、障害者の方々の雇用率の達成について若干お尋ねをさせていただきたいと思つております。

障害者の方々々が社会に参加していく上で重要なことは、職業的に自立して社会の一員として、ひとり立ちすることが一番重要なことではなからう

かと私は考えております。このために事業主に對して一定の割合以上の身体障害者の雇用を義務づける身体障害者雇用率制度が創設されていることは御案内のとおりでございます。私は、ここで若干その率についてお尋ねをしたいと思つてございします。民間企業それから国が監督しております特殊法人、そういったものについては現在どのくらいのパーセンテージを義務づけられているか、お尋ねをさせていただきます。

○関(英)政府委員 お尋ねのありました雇用率につきましては、身体障害者雇用促進法に基づきまして民間企業については一・五％、それから国の機関につきましては、非現業的機関につきましては一・九％、現業的機関につきましては一・八％というふうな雇用率が定められております。

○古賀委員 それで、ごく一番最近の調査では、ただいまお答えをいただきました三つの機関についての達成率はいかになつておりますか、お尋ねをいたします。

○関(英)政府委員 法定雇用率一・五％の民間企業につきましては、実際の雇用率は一・一三％ということになつております。五十五年の六月一日現在の数字でございます。それから官公庁につきましては非現業的機関、法定雇用率一・九％につきましては実際の雇用率は一・八二％、それから現業的機関につきましては法定雇用率一・八％でございますが、実際の雇用率は一・八五％ということになつております。それから特殊法人については先ほど、ちよつと落としましたが、法定雇用率が一・八％でございますが、実際の雇用率は一・三四％、こういうことになつております。

○古賀委員 どうも私は一つ残念に思ひますのは、特殊法人すなわち国が監督をいたしております、そういった法人におきまして大変このパーセンテージが落ちるんじゃないか、努力が足りないんじゃないかというふうなことを大変残念に思ひますと同時に、これは何とかひとつ、民間企業に労働省として御指導いただく上にも、やはり私は、こういった特殊法人は率先して、その率を達成す

べきじゃないかという考えを持っております。

そこで私は、特殊法人を多く所轄していただいております。まあ私が選んだのが、いろんなあれはあるかもわかりませんが、きょうは建設省、運輸省の両省にお越しをいただいているわけで、両省のお役所にお尋ねをしたいと思います。建設省、運輸省で所轄している特殊法人で、身体障害者雇用率未達成の特殊法人が大体どのくらいのパーセンテージを占めているか、お尋ねをしたいと思っております。

○海谷説明員 お答えいたします。

建設省が所管しております特殊法人、住宅公団でございますとか道路公団でございますとか七つあるわけでございますけれども、これらにつきましては現在のところ、五十五年六月現在でございますけれども、まだ法定の雇用率に達しているところはないわけでございます。

○榎本説明員 お答えいたします。

運輸省の所管しております特殊法人の数は国鉄を含みますと十一法人ございますけれども、最近の時点で調査いたしましたところ、身体障害者雇用促進法による法定雇用率を達成していない法人は、残念ながら九法人でございます。

○古賀委員 お聞きいたしますと大変私は残念でたまらないのでございます。どうして、それらの特殊法人の雇用率が未達成なのか、その原因というものは、どういったところが一番大きな原因だと思っておりますか、両省にお尋ねさせていただきます。

○海谷説明員 お答えいたします。

原因につきましては、いろいろあるかと思っておりますけれども、まず、われわれの方の公団ということになりますと、御承知のように事業内容が住宅の建設、管理でございますとか、あるいは道路の建設、管理あるいは大規模な宅地開発、こんなような業務をやっておりますわけでございまして、したがって業務の内容が非常に現場的といえますか、そういう色彩が非常に強いということがあろうかと思っております。それからもう一つは、私どもの

方で所管しております特殊法人は、どちらかといえますと比較的広域的な広い範囲につきましまして事業をやっておりますところが多いわけでございまして、したがって人事の配置転換でございまして、いろいろな面があるわけでございまして、体の不自由な人が定着するといえますか、そういう面が、なかなか定着しにくい、そういうようなことがあるのではなからうかというふうにも考えておるわけでございます。

○榎本説明員 運輸省の所管法人に聞きましたところ、先ほどの建設省の方からお答えになった理由と、ほぼ同じなものでございまして、鉄建公団を初めとしましての建設公団につきましましては事業規模が非常に流動的だ、年によって大分、工事の箇所も変わってくるというように、転勤などが伴うということのほかに、外資埠頭公団のように法人の統廃合計画なんか目の前にありまして、なかなか新規に採用ができないというような事情もあるようでございます。

○古賀委員 それでは今後どのような形で、そういった未達成特殊法人に指導し、雇用率を達成していくための御努力をいただくのか、その方策について、ひとつ具体的にお願いしたいと思うのであります。

○海谷説明員 お答えいたします。

まず第一点は、やはりこういう公団の採用におきましては、学校の方からの推薦ということが一番最初に出発になるわけでございます。したがって、まして学校その他そういうところに対して、身体障害者につきましても、りっぱな方は、ひとつ大いに推薦していただきたいというように、少なからず、やるべきではなからうかというように、先ほど申し上げましたことに関連するわけでございまして、そういう方々が職場になじむように、具体的な配置の問題、そういうようなことにつきましまして、もう少し、きめの細かい配慮をしながら少しずつ実績を上げていく、こういうことで

一日も早く雇用率の達成までいきたい、こういうふうな考えでいる次第でございます。

○榎本説明員 運輸省の所管法人につきましましては、従来から身体障害者の雇用促進法に基づきまして種々の対策を講じているわけでございまして、けれども、採用計画等の見直しも含めまして、もう少し、きめの細かい採用、たとえば、いま建設省の方からもお答えがありましたように学校当局へ積極的に働きかけるとかというように、工夫を工夫しまして、できるだけ新規採用につきましましては身体障害者を採用するというように重点を置きまして、法定雇用率の達成を早めていきたいというように、関係の法人を指導していきたいと思っております。

○古賀委員 身体障害者の雇用促進については労働省が中心に進められているわけでございます。ただいま、お聞きしましたのは一部の監督官庁のお話でございますけれども、労働省としては今後、特殊法人に対して、身体障害者の雇用促進について、どのような御指導をさせていただくお考えなのか、できたら具体的にお聞きをしておきたい。それから現在まで、どのような御指導をさせていただいたかということも、あわせて、お聞かせいただければありがたいと思っております。

○関（英）政府委員 一定の特殊法人で雇用率未達成のところにつきましては身体障害者の雇入れの計画というものをつくっていただく、そして、その計画に従って適正な実施をしていただくように勧告するというようなことで指導していくことになっておりますが、そればかりでなく具体的な措置といたしまして、これは私が、未達成のところの人事担当役員並びに監督官庁の関係の課の方に集まっていたしまして、特に来年を控えて特殊法人における身体障害者の雇用促進に努めていただきたいというような要請をいたしておりますが、これからやはり、そういった特殊法人と、その監督官庁の方との連携を密にして、個別の強力な行政指導に努めていきたい、こんなふうに考えております。

○古賀委員 ただいま局長からお答えいただきましたとおり、ぜひひとつ、きめの細かい御指導と申しますか、そういったことを今後続けていただきたいと考えるわけでございます。同時に私は、先ほども申し上げましたように、やはり民間企業その他に、こういった雇用率の達成をぜひお願いする上でも、特殊法人というものは、みずからひとつ全力を挙げて、与えられたと申しますと語弊がありますが、義務づけられた雇用率の達成については皆さん力を合わせて、ぜひ達成するように、ひとつ御努力をいただきたいということを、最後に心からお願いを申し上げておく次第でございます。

次に私は、心身障害者の能力開発の問題について若干お尋ねをしていきたいと思います。身体障害者の方々が一歩立ちして職業につくというところで一番大きな基礎になるものは、やはり能力開発をいかにして探し出してやるか、また伸ばしていくかということが重要な基礎になるのではなからうかと私は考えております。そういった意味で心身障害者の雇用の促進について、身体障害者雇用率制度による行政指導の徹底や、また事業主に対する各種の助成措置の積極的な活用によりまして、心身障害者の雇用につきましましては事業主の方に積極的な機運が、ようやく今日、見られ始めたのではなからうかと思っております。そういった意味では、これまでの政府の努力が少しづつではありますけれども、今日、実を結びつつあるのが現状だと考えております。

他方、近年の傾向といたしましては、単に身体障害者数が増加しているばかりでなくて、障害の程度が非常に重度化し、なおかつ種類が多様化をしている傾向が見られるようでございます。これらの重度障害者は、中程度の障害者の雇用が進む一方で依然として厳しい雇用状況に置かれていられるのは事実でございます。このような状況を克服するためには、まず第一に大切なことは、身体障害者自身の職業能力を開発し向上させることにありますと私は考えるのでございます。身体障害者、特

に重度障害者が就職し充実した職業生活を送る。ことができたためには、その能力と適性に合った職業につくことが最も大事なことだと私は考えております。それに相応する職業能力を持つことであり、それによって初めて事業主が身体障害者を雇用することができ、また事業主も喜んでいただける。したがって身体障害者の雇用の促進と安定が、そこに図られるのではなからうかと考えるのでございます。

この観点から心身障害者の能力開発の現況及び今後の方策等について若干お尋ねをさせていただきます。

まず初めに、心身障害者の職業訓練の実施状況は現在どのような状態にあるのか。同時にまた訓練校の数また訓練人員、訓練科目等について、お聞かせをいただければありがたいと思います。

○岩田政府委員 身体障害者の雇用を促進しまして、その職業の安定を図るということは非常に重要なことでございます。そのためには、いま先生御指摘のように身体障害者の職業能力の開発を図るということが非常に重要でございまして、これらの人たちに對する職業訓練というものは非常に重要な役割が期待されると考えます。このために身体障害者のうち健康者と一緒になつて職業訓練を受けるということができる人たちににつきましては、一般の職業訓練校に受け入れまして職業訓練を実施しているわけでございすけれども、御指摘のように重度障害等の人たちがふえてまいりまして、健康者と一緒に職業訓練を受けることが困難になつてゐる方たちも多くなつてきております。こういった人たちに對しましては、身体障害者のための職業訓練校を国並びに都道府県等が設けておりますが、全国に現在十七校ございす。国が設けておりますものが、そのうち十二でございす。地方公共団体が五つの身体障害者の職業訓練校を設けております。これからの訓練校におきまして、職種の数にいたしますと全部で三十六の職種でございますが、これらの十七の訓練校で延べ百四十一の訓練科を設けておりまして、定員

二千五百七十名の規模で、訓練科目、訓練方法等につきまして特別の配慮を加えながら、その能力に応じた職業訓練を実施しているというのが現状でございます。

○古賀委員 障害者の職業訓練、能力開発の重要性というものは、これらの人々が職業的に自立して社会に参加するためには、ぜひ必要なことであります。このために、たとえば各県に一校ほど心身障害者のための訓練校を設置するなど、身障者に対する職業訓練を、現在お聞きしたのもより以上に、もっと充実すべきではないか、私は、ぜひそれはやっていただきたいという考えを持つておりますが、この点について御所見をお尋ねしたいと思ひます。

○岩田政府委員 身体障害者の職業訓練校につきましては、従来とも、その設置につきまして努力はしてまいつております。たとえば五十四年度におきましては国立職業リハビリテーションセンター、所沢にございすが、それを設けましたし、それから都道府県の関係につきましては、五十四年度に京都に認可身障訓練校をつくりまして国が補助いたしております。それから今年度におきましても静岡に認可身障訓練校を設置することにいたしました。この補助によつて、これが設置されたわけでございす。それからまた既設の身体障害者訓練校の訓練科を増設するなど、その拡充整備に努めているところでございすけれども、いま先生御提案のように各県に一校ずつぐらい訓練校を設けたらどうかというところでございすが、これには、いろいろ県の財政事情その他もございすし、なかなか早急には、これはむずかしいかと思ひますけれども、今後とも身体障害者訓練校の拡充整備に努めまして身体障害者の訓練を促進し、できれば各県に、一般の職業訓練校の中で身体障害者を重点的に受け入れていくというふうな方向で、訓練職種の再検討とか関係施設設備の改善を行うなど、できるだけの努力をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございす。

○古賀委員 身障者に対する職業訓練の充実を進

める上では、近年の障害の重度化傾向から見ても、重度障害者に対する職業訓練といったものを、もっと充実すべきではないか。また特に私が考えておりますのは、精神薄弱者のための公的な訓練校というのは、調べましたところ愛知県春日台職業訓練校一校しかないというふうにお聞きいたしております。精神薄弱者に対する職業訓練の充実ということとは、どうしても、これから大事ではなからうか、また、そういったものの充実を努めていかなければならないのではなからうかと私は考えておりますが、御意見を聞かせたいと思ひます。

○岩田政府委員 身体障害者の雇用促進について社会の一般の理解が高まるのに伴ひまして、このような重度身障者とか精神薄弱者といった人たちに對します職業訓練の重要性につきましては、ますます考えていかなければならないことだと思つておりますが、このような人たちに對します職業訓練につきましては、こういった公共の身体障害者職業訓練校というものにおきまして十分重点を置いて運営していくという方向で考えていきたいと思つてゐるわけでございす。

○古賀委員 先ほど私が冒頭述べました明年の国際障害者年のテーマであります「完全参加と平等」の観点から考えてみましても、身体障害者が一般の訓練校にも入校できて健康者と一緒に訓練できるような体制を、できるだけ整備すべきだと私は考えておりますが、この件については、どのようなお考えでしょうか。

○岩田政府委員 心身障害者のうち障害の程度などによりまして一般の職業訓練校で訓練を受けることが困難な方々につきましては、身体障害者訓練校において訓練科目、訓練方法等につきまして特別の配慮を加えまして訓練を行っていることは、先ほど申し上げたとおりでございす。しかし身体障害者でも一般の訓練校で健康者とともに訓練を受けることができるというふうな方につきましては、一般の公共の職業訓練校で訓練を行う方が、多様な職種の訓練を受けることができる

ということなどもございまして、職業人としての自立を図る上で、あるいは望ましいと思へるものです。一般の訓練校の施設設備の改善整備というふうなことを進めてまいりまして、身体障害者の一般の職業訓練校への入校をさらに促進していきたいというふうに考えてゐるわけでございす。

○古賀委員 また、事業主の多様化するニーズにこたえるためにも、身障者に対する適時適切な能力開発の機会を数多く確保することが大事なことであり、電業だと私は考えております。このためにも民間で行われている能力開発に積極的に参加させるなどして、民間の活力というものを最大限利用すべきではなからうかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○岩田政府委員 民間活力をもつと利用すべきではないかという御意見でございすが、まことに、そのとおりだというふうに考えております。心身障害者の職業訓練を充実していくためには、従来から専修学校とか各種学校等に対しまして委託訓練を実施してきておりますけれども、今後これをさらに積極的に実施していくというふうなことも考えていかなければならないと思ひます。さらに民間の事業主とか、あるいは社会福祉法人、こういった人たちがやつておられます心身障害者のためのいろいろな訓練に對しまして、それらを促進する方向で助成金制度も充実していくことも必要ではないかということも考えたりいたしまして、種々検討をしているところでございす。今後とも、こういった民間の活力の活用につきましては、できるだけ努力を重ねてまいりたいというふうに考えてゐる次第でございす。

○古賀委員 それでは来年の国際障害者年に、わが国において国際身体障害者技能競技大会、普通アビリンピックと申しますか、こういった開催の運びとなつておりますが、この技能競技大会の目的と、その内容については、どういうことをお考えになつてゐるか、お尋ねをしたいと思います。

○岩田政府委員 国際身体障害者技能競技大会、通称国際アビリンピックと言つておりますけれど

も、その目的につきましては、身体障害者が技能を向上させ、社会経済活動に参加する意欲を高めること、それから身体障害者が一般の作業活動に従事する幅広い能力と可能性を有することを世間一般に周知させる、そして、その雇用についての理解と関心を深める、そういったことを通じて、身体障害者の職業的な自立と社会参加の促進を図ろうということでございます。その内容につきましては、一つは技能競技を行うということ、もう一つは技能競技になじまない職種もございまして、そういったものにつきましても作品を展示するとか製作をしてみせるとかいう、いわゆるエキシビション、そういった行事も考えておりますし、それから身体障害者の雇用に關します国際的なセミナーをやるかということも考えているわけでございます。

○古賀委員 身障者の技能に対する社会の認識を高める啓発活動としては、私は大変有意義なことだと考えております。また同時に身体障害者自身の技能の向上のためにも、私は大変有意義なことではなからうかと考えております。そういった意味で現在まで、その準備の進捗状況といいますが、現状はどの程度まで進んでいるのでございますか。

○岩田政府委員 これは先生すでに御承知と思いますが、財団法人の国際身体障害者技能競技大会日本組織委員会というのが六月にございまして、これを中心に、いろいろ行事等につきましての計画を考えているわけでございますが、この委員会には、いろいろな関係の実行委員会を設けて、具体的に、その計画の企画、立案を進めているというのが一つでございます。

それから諸外国に対しまして、いろいろ呼びかけをいたしているわけでございます。ことしの六月にカナダで開かれましたR.I.の主宰の会議におきまして、参加のための勧奨の活動をやったということもございまして、

それから九月には、労働省とこの組織委員会とで、各国の在日大使館の人たちを招待をいたしました。いろいろなPRと参加の勧奨ということもやっております。

して、いろいろなPRと参加の勧奨ということもやっております。

それから各国の団体につきまして、ことしの九月に九十四カ国の百九十八団体に対して案内状といいますが、予備エントリーと言っておりますけれども、これを発送いたしました。参加の有無を今月末までに、ひとつ返事をくれということをやっております。今後は、この予備エントリーの結果を待ちまして、できるだけ早い時期に、その正式エントリーを発送するということを考えているわけでございます。

以上が現在までの運営状況の概要でございます。

○古賀委員 三番目に私は、身障者の能力開発問題について若干、政府の御所見をお尋ねしたわけでございます。どうしても身障者が一本立ちして職業を得るという観点からも、私は、これからますます、この能力開発の問題については非常に大事なウエイトを占めるのじゃないかというふうに考えておりますので、より一層御努力をいただきたいと考えております。

以上、私は国際障害者年を契機といたします諸種の施策について、雇用問題を中心に政府の対応をお聞きしたわけでございますが、大変むずかしい、また厳しい情勢の中ではありますが、私には、こういった問題が今後一番大事な問題になるのではなからうかと考えますので、今後とも一層の御努力をお願いをいたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○戸沢委員長代理 次に、池端清一君。

○池端委員 先ほど来お話がありましたように、明年、一九八一年は国連の決議によって定められました国際障害者年でございます。政府も、総理を本部長とする障害者年推進本部を設け、民間でも国際障害者年日本推進協議会が発足をして、運動の推進を図っているところであります。このこと自体はきわめて意義のあることであり、われわれとしても大いに、この運動を推進していかなければならないと考えております。

しかし現実の問題として今日、障害者や障害児の置かれている環境はきわめて厳しい。そしてまた、その対策も必ずしも十分なものではない。その言えない。国際障害者年行動計画の六十三にも今日の「社会は、今なお身体的・精神的な能力を完全に備えた人々のみの要求を満たすことを概して行っている」というふうな規定をされておるわけでありまして、私も全く同感であります。今日、障害者の皆さん方は社会の片すみに取り残されているという現状、残念ながら認めざるを得ないと思うわけでありまして、

そこできょうは、当面する幾つかの問題につきまして、政府の姿勢なり取り組みの状況について、お尋ねをしたいと思います。

まず最初に労働省にお尋ねをいたしますが、身体障害者雇用促進法の第十一条で身体障害者の雇用に関する国などの義務を定め、同法の施行令第二条では、その法定雇用率を定めております。そこで各省庁別、さらに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社、これら三公社における法定雇用率の達成状況がどうなっているか、この点を明らかにしていただきたいと思っております。

○若林説明員 各省庁別の法定雇用率の達成状況について御説明申し上げます。

総理府は一・九七％、行政管理局二・〇九％、北海道開発庁一・九〇％、防衛庁二・二六％、経済企画庁一・九三％、科学技術庁一・八六％、環境庁二・〇九％、沖繩開発庁一・八三％、国土庁一・一二％、法務省一・九二％、外務省一・九一％、大蔵省一・九二％、文部省一・九〇％、厚生省二・四九％、農林水産省一・九二％、通商産業省二・一五％、運輸省一・九四％、労働省一・九〇％、建設省一・九五％、自治省一・八〇％、以上の各省庁は法定雇用率が一・九％でございます。このうち科学技術庁、沖繩開発庁、自治省はゼロでございますので身体障害者の雇用義務は果たしているということになっております。郵政省

これは法定雇用率が一・八％でございますが、一・八一％が実雇用率でございます。日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社は一・八％が法定雇用率でございますが、日本国有鉄道一・八二％、日本専売公社一・八一％、日本電信電話公社一・八〇％でございます。

○池端委員 ただいまの御説明によりますと、国土庁を除き各省庁、三公社とも一応、法定雇用率は達成しておるようであります。そこで国土庁が法定雇用率の一・九％をはるかに下回っている一・一二％というのは、はなはだ問題ではないかと思うわけですが、なぜ国土庁だけが、このような数字になっているのか。身体障害者雇用について国土庁はきわめて消極的、こういうふうな思いをしておりますが、この辺の理由について、お尋ねをいたしたいと思います。

○若林説明員 国土庁に対しまして雇用率達成の個別指導を行ってまいりましたが、その中で把握いたしました同庁におきまして問題点といたしましては、まず第一に国土庁の歴史が浅うございまして、職員の大部分が他省庁からの出向者であるということ、第二点といたしましては、業務として現場や関係機関を回ることが多いことなどが障害として説明されているところでございます。

○池端委員 歴史が浅いということ、いかにも、もつともらしい理由のようにも思われますが、しかし私は、そのことは余り理由にならないのではないかと考えております。身体障害者の雇用については政府みずから率先し、他の範とならなければならぬ、こういう責務があるはずだと思っております。身体障害者雇用促進法第十二条の二項では、労働大臣は「任命権者等に対して、その適正な実施に關し、勧告をすることができ。」という権限を持っています。したがって労働大臣にお尋ねをいたしたいのでありますが、労働大臣は、しかるべき是正の措置を国土庁などに求めるべきだ、このように思うわけですが、労働大臣の見解はいかがでしょうか。

○藤尾国務大臣 法律によりまして指示せられ
ました雇用率でございますから、やるのがあたりま
えでございます。その達成ができてないという
ことは、それだけの努力が不足をしておるとい
うことでございますから、その努力をさせるよう
に、私が、私の力のあらん限り従わせますから、ど
うぞひとつ御安心ください。

○池端委員 従わせるといふ大臣の強い決意の
表明がありまして、ひとつ、その状況を見守
つていきたいと思ひます。特段の努力を強く求
めておきたいと思ひます。

そこで法定雇用率は一応、国土庁を除き達成を
している、その状況はわかりました。しかし問題
はその内容であります。中身でございます。各省
庁とも軽度の障害者だけを雇用して数字合わせを
しているのあれば、これは法の趣旨にも反し、
障害者の皆さん方の願ひにも逆行する、こう思
うわけであります。

そこで具体的に御尋ねをしたいことは、国の機
関において雇用されている身体障害者の皆さん方
の障害の種類及び障害の程度別の状況はどのよ
うになっているか、その数字をひとつ明らかにし
ていただきたいと思います。

○若林説明員 国の機関において雇用されてお
ります身体障害者の種類でございますけれども、視
覚障害者が一八・五％、聴覚障害者が一〇・八％、
肢体障害者が六〇・九％、内部障害者が九・八％
という結果になっております。

程度別の状況につきましては、重度障害者が一
〇％、中重度障害者が九〇％という結果ござい
ます。

○池端委員 ただいまの御説明によりまして、雇
用されている身体障害者の中で重度障害者の方の
占める割合が一〇％、こういう数字でございます。
これはいかにも、その占める割合が小さいと言
わざるを得ないと思ひます。厚生省の資料
によりまして、全身体障害者の中で重度の障害
者の占める割合は最近の数字で三二・八％、こ
ういふ調査の結果も出ております。実に三分の一

方々は重度の障害者なっております。そういうよ
うな状況の中で、わずかに一〇％というのは、い
かにも、その数が少ない。重度の障害者の皆さん
方に雇用の場を与える、これが今日の、きわめて
緊急にして重要な課題ではないかと私は思ひます。
あります。大臣どうでしょうか。重度障害者の雇
用率、政府関係機関では一〇％、これをひとつ引
き上げる、こういうふうにお考えになっておりま
せんでしょうか。この拡大について、いかなる見
解と決意をお持ちなのか、大臣から、ひとつお答
えをいただきたいと思ひます。

○藤尾国務大臣 いま御指摘になつておられま
すのは、中央官庁でありますとか、あるいは特殊法
人でありますとかいうようなところを御指摘あ
そばしておられるわけでありまして、御案内
のとおり重度とか軽度とか申ししても、重度に
も、いろいろなかがあるわけでございます。たと
えば手足が大きく損傷しておられるというよう
な方々は、中央官庁の仕事が文書を扱ったり、あ
るいは、いろいろ来訪せられる方々との応接でござ
いますから、これは私はできると思ひます。と
ころが同じ重度でございまして、目に非常な障
害がありにならるるとか、あるいは聴覚に非常
に大きな障害がありにならるるとかいうことにな
りますと、文書を扱ったり、あるいは御来訪に
なられる方々といういろいろ接します官庁とい
しましては、やりにくいところが非常に多いわけ
でございます。でございますから、こういうこと
とも十二分に勘案をいたしまして、できるところ
を十二分にやつて、総体といたしまして、その比
率を上げていくという努力が必要ではないかとい
う気がいたしております。そういう点を重々考
えまして、それぞれの場において、できるだけの
ことを考えさせますということ、いまやつてお
りますので、ひとつ、その辺のところを、抽象的
に重度であるとか中度であるとかというこ
とでなく、お考えをいただきたい、かように考え
ます。

○池端委員 抽象的に云々ということ、重度と
か軽度とか中度というのは、いろいろ決まってお
るわけでありまして、決して抽象的に物を申し
上げておられるわけではないのですが、やはり障害者
の中で重度の方が三二・八％を占めているとい
う現状を踏まえて、しかも中央官庁では一〇％の雇
用率しか達成しておらぬということを考えるなら
ば、この雇用率の引き上げについては、さらに特
段の努力をしていただきたいと強く申し上げてお
きます。

次に厚生省にお尋ねをいたします。
これは先月の二十八日でございます。厚生省で、
財団法人日本障害者リハビリテーション協会主催
の障害者福祉セミナーが開かれたようございま
すが、その席上、講師として出席されました厚
生省の板山更生課長は、このように述べられたと
いうふうに報道されております。「身体障害者は家
庭や地域で一般の人と一緒に生活したいと望んで
いるにもかかわらず、国は、こうした意識をしつ
かりとらえ、焦点をしばつた行政を進めてきたと
は言えない。行政担当者には混乱と錯覚があつたと
反省している。」こういう趣旨の発言をしたやに聞
いておられるわけでございます。これは板山課長、長
年、障害者福祉問題を手がけてきた課長の一種の
自己批判であり、勇気ある発言であると思ひ
わけでありまして、こうした課長の自己批判、自己
反省の上に立つて、今後どのように身体障害者対
策を進めていくつもりなのか、ひとつ板山課長
の考えを、ここで伺ひたいと思ひます。

○板山説明員 先生が御指摘になられました新聞
記事、確かに私は、障害者福祉都市の研究会の席
上で、私たちの行政を含めて、個人的な感想も含
めまして、そのような反省をしながら、お話をし
たことは事実であります。社会福祉の仕事とい
うのは、そこに福祉を必要とする対象者がおられ
るから、あるのであります。身体障害者福祉行政も
また、しかりでありまして、その障害者の人た
ちが何を願ひ、何を考え、何を求めているかを、し
っかりと、とらえなければ行政というものは進め
られないと思ひます。

振り返つてみますと身体障害者の実態調査とい
うものが十年前に行われて以来できなかった。そ
して一部の障害者の団体あるいは障害者の人たち
と厚生省当局との交流もまた、ままならないもの
があつたのが偽らない経緯であります。そういう
行き違ひの重なり合う中から、本当に障害者の人
たちが何を考え、何を求めているかをとらえるこ
とは大変に困難であつたわけでありまして。そう
いう中で進められます行政というものが、御指摘の
ように時に現実と遊離し、時に障害者の人たちが
願ひ、その方向と違つておつたこともまた否めな
い事実として存在したのだらうと思ひます。そう
いうものを常に反省し、評価、点検しながら新し
い施策を考えていくのが社会福祉行政だと私は考
えます。その意味で、恐らく厚生省におります社
会福祉を担当します者たちは、すべてが、そのよ
うな気持ちで取り組んでいることを、これはひと
つ御了承いただきたいと思ひます。

今後におきまして私どもは、そうした願ひを具
体的な施策の上で、どのように実現するか、これ
は私たち一行政担当者反省をし、感想を持ちま
しても行政は動きません。それを各種の審議会を
通し、あるいは予算措置を通して具体的に推進を
しなければいけないと思ひます。その意味で
明年度予算の編成の中で、あるいは今後、身体障
害者福祉審議会あるいは国際障害者年特別委員会
の中で議論されます各種の計画の中に、私たちの
反省や私たちの感想を述べて、それを生かしてい
くことが、われわれに与えられた課題だと考えて
おるのでございます。そのような意味で、家庭や
地域の中で生きていきたいと願ひます障害者の願
ひを具体的な施策として、これから予算や各種制
度の改善の中に生かしていきたいと考えていま
す。

○池端委員 大変りっぱな見識であると思ひま
して、心から敬意を表する次第でございます。
そこで、私は一言だけお尋ねをしたいのであり
ますが、課長が前段で言われておりますように、
身体障害者は家庭や地域で一般の人々と一緒に生

活したいと望んでいるにもかかわらず云々ということがございます。私は、今日の身体障害者や障害児に対する政策というものは、全般的に見ますと、どうも地域社会から隔離をしよう、こういうような発想に立った政策が進められているのではないかと、こういうふうにお考えか、このことについては一体どうお考えか、この辺だけをお伺いしておきたいと思ひます。

○板山説明員 身体障害者福祉法が生まれて三十一年になります。昭和二十年代、恐らく日本の社会福祉は総体として施設福祉が重点でありました。最近ようやく在宅福祉対策、コミュニティケアというふうなものが福祉の主流として登場してきております。この三十年の歴史の流れの中で、御指摘のような施設への収容ということが大きな施策の柱であった時代が長く続いたことは否定ができません。そのことが、障害者の願いや、あるいは福祉の対象者の人々の要望にこたえていたかどうかについては議論のあるところでありました。しかしながら、そういう歴史的な一つの展開の中で必要な対策が講じられ、そして障害者の希望もまた受けとめられるようになっていくことだと私は思ひます。そのような変化に対応する行政の柔軟性、そしてまた機動的な対応を私たちは実現しなければいけない、このような気持ちでおります。

○池端委員 ひとつ特段の御努力も心からお願ひをしておきたいと思ひます。

次に文部省にお尋ねをいたしたいと思います。

東京都足立区に住む脳性麻痺の少年金井康治君の転校問題というのがあります。同君は足立区立花畑東小学校への転校を希望しておられるわけですが、この転校希望問題という件について、文部省は経過を御承知でございますか。

○戸田説明員 承知しております。

○池端委員 金井康治君は都立城北養護学校に在籍をしておられたわけですが、地元の花畑東小学校への転校を強く希望し、二年有余にわたって自主登校までして、転校をぜひ実現してくれるよう訴え続けてきたわけでありました。

なぜ金井君が、こうしてまで転校の希望を訴え続けていたか、それは彼が文字表を使って次のように言っております。「なぜ転校したいか」と、城北の二年間はつまらなかったのです。城北というこの養護学校で、つまらなかったのです。訓練を無理やりやらせたからです。ぼくは洋と亮と行きたいからです。洋という弟さんと亮という弟さんと一緒に学校に行きたいからです。ぼくは花東の友達と行きたい。こういうふうな文字表を使って彼は訴え続けてきたわけでありました。スクールバスに乗らないで、弟たちや近所の友達と地元の学校に一緒に行きたいという、この康治君の素朴な願い、あるいは地域の学校というものは健康児と障害児を区別するものであつてはならない。みんなと一緒に遊ばせ、学ばせ、生活していく場所を与えてやりたいという両親の率直、素朴な願い、実は課長も御承知と思ひますが、これがいまだに解決をしておられないわけでありました。今日の状況を文部省はどういうふうにお考えになっておられますか、ひとつ事情を承りたいと思ひます。

○戸田説明員 今日の状況でございますが、ただいま委員も御指摘のように、金井康治君は都立の城北養護学校に在籍しておられる児童でございます。この児童が、御指摘のように父母の願い、また本人の願いもあつて地元の花畑東小学校に転校したいというのを強く希望しておられるわけでございます。したがって具体的に城北養護学校と花畑東小学校の問題になるわけでございます。ただいまはその両校が、この金井君の転校、その前提としての交流、つまり城北養護学校に在籍しながら一週間に何回かの交流をする、つまり花畑東小学校の方に一週間のうちに何時間か行くということについて、いろいろ具体的な検討、話し合いをしておる最中だということに認識しております。

○池端委員 昨年の四月に養護学校が義務化されたが、障害児の隔離や別学体制の固定化を図るものであつたり、養護学校への就学強制であつては

ならない、このように考えます。あくまでも子供や両親の意思が最大限尊重されなければならないものというふうにお考えのわけでありました。

障害の重い子供でも普通学級に通っているケースというものは全国的に数多くあります。現に問題の足立区でも車いすなどで通学し、普通学級に学んでいる子供たちが三十三人もいるという状況でございます。なぜ金井君の場合だけが、このように願ひがかなえられず、いまだに解決をしていないのか、私は、その解釈に非常に苦しむものであります。問題は一体何なのか、これを妨げている要因は一体何なのか、これをひとつ具体的に御答えをいただきたいと思ひます。

○戸田説明員 転校を妨げている理由は何かというお尋ねでございます。私どもが担当しております障害児の教育でございますが、これは戦後、昭和二十二年に学校教育法が制定され、現在の学校教育制度ができたときから同じような制度で現在に至つておられるわけでございますけれども、要するに心身に障害を持つ子供につきましては、その障害の種類と程度に応じて、ある者は盲学校に、ある者は聾学校に、ある子は養護学校に、その程度が軽い子につきましては普通の小中学校の特殊学級に、さらに軽い子供につきましては普通学級に、このような就学措置、教育措置をとるのが現在の法律なり制度のたまえになるわけでございます。そのことが、それぞれの子供に対して、より適切な、きめの細かい具体的な教育措置が可能なのだという考え方に基づいておられるというふうに認識しておられるわけでございます。

そのような大前提に立ちまして、この問題を考えてみますと、転校を妨げる理由ということでございますが、これも推測なり、また教育委員会からの説明、報告で私ども把握するということになるわけでございますけれども、金井君の場合は現在十一歳でございます。そして言葉がでないわけでございます。自分で言葉を発することができない。文字板で意思表示はできます。それから脳性麻痺でございますから肢体が不自由で全面介助を必要とする、そのような重度な子供でございます。

この話し合いをせざるを得ないというふうな状況に相なるわけでございます。

○池端委員 いま課長は推測という言葉をお使いになつたわけですが、これはどういうことでございますか。先ほど私が冒頭に、この経過について御承知かというふうにお尋ねをいたしました。十分承知をしております、こう言つておきながら、いま問題点は何かというふうにお尋ねをしたら、推測でございますがという話、これは一体どういうことですか。

○戸田説明員 推測という言葉を使ひましたのは、お尋ねが、妨げている理由ということでございます。そのことにつきましまして直接に東京都の教育委員会の方から、こうこう、しかしかの理由であるというふうなことは承つておりませんが、その辺のことは私の推測と思ひます。事実関係に基づき、そうであろうと思ひます。申し上げたわけでございますが、言葉があるいは至らなかつた点があるかもしれませんが、そういう趣旨でございますので御理解賜りたいと思ひます。

○池端委員 いま言われたような問題点は、もうすでに、この二年有余にわたつて何回も話し合われてきたのですよ。その結果、この三月十五日、足立区教育委員会、梅山教育長と金井さんとの間に二項目の確認事項が交わされる。その一つは「金井康治君は、昭和五十五年一学期より都立城北養護学校に在籍して、足立区立花畑東小学校に週二日の交流を行う。それを進める際、足立区教育委員会は、事情により段階的に実施する。」第二項は「今後できるだけ早く足立区立花畑東小学校へ転校できるよう双方が努力し、話し合う。」という確認が取り交わされたのだ。これは脳性麻痺、いろいろな問題あるでしょう。それは問題ないと

は言いません。それをどうやって解決するかというのを二年有余にわたって話し合われて、その結果この確認書が取り交わされたわけであります。

しかし、八カ月を経過した今日、いまだに、この転校の問題は実現をしてもらえないわけであります。この調印式には、確認書に判を押した、その場には実は東京都の主任指導主事も同席をしておられたわけであります。単に区教委だけではなくて都教委もそれに立ち会っているわけであります。こういう行政機関が一たん判を押しながら八カ月も、ずるずる、ずるずる事態を遷延させておる。私は行政機関のきわめて重大な背信行為と言わざるを得ないのであります。こういう状況について、どういふふう文部省はお考えになっておられるか、明確にひとつお答えをいただきたいと思う。

○戸田説明員 ただいま委員御指摘のように、去る三月末に足立区教育委員会と保護者との間に確認書が取り交わされたわけでございます。内容は読みいただいたとおりでございます。私も、私も、そのとおりだというふうに受けとめております。そこで二つございしますが、その第一の方でございますが、金井君は「城北養護学校に在籍して、足立区立花畑東小学校に週二日の交流を行う。それを進める際、足立区教育委員会は、事情により段階的に実施する。」このような確認がなされております。これは都立の養護学校も絡んでおりますから当然、東京都教育委員会も当事者でございます。関係者でございますので、それも含めまして、まず、どのような交流をするかということと関係者、両校それから両教育委員会が適宜話し合っている、努力をしておるといふふうに理解しておるわけでございます。

○池端委員 この問題は確かに区教委なり都教委の責任において解決すべき問題だと思います。しかし事柄は、障害を持った子供の学習権、教育権に関する問題でございます。文部省としましては、も対岸の火災視して手をこまねている問題ではない、私はこう思うのです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十八条にも、この種事柄についての文部大臣の指導、助言が規定されております。したがって文部省としても、この四十八条に基づいて適切な指導、助言を行うべきであるというふうな考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○戸田説明員 全国には大ぜいの児童生徒が、それぞれの学校に在学しておられるわけでございます。私も、私も、養護学校と特殊学級というものが対象になるわけでございますが、具体的な子供の就学の教育措置、どこに就学をさせるかという判断なり決定というものは、全国の各市区町村教育委員会並びに各都道府県教育委員会が権限を持ち、責任を持って決定をするわけでございます。その場合には、医者と学校との先生とか児童福祉施設の職員とか、そういう専門家から成る就学指導委員会の専門的な判断に基づいて教育委員会が決定をするわけでございますが、そういうふうな教育委員会の決定がなされるということが制度でございます。私ども文部省としましては、そのような具体的な児童の教育措置の決定につきましては、それぞれの教育委員会が適切に行うように期待をしておるわけでございます。〔期待だけではだめだ〕と呼ぶ者あり。

○池端委員 いまお話がありました。期待をしておるだけでは、これはだめなんです。事柄は障害を持った子供の学習権、基本的な問題であります。したがって区教委なり都教委も、いまま、いろいろな努力はしておるようでありすけれども、まだ具体的な解決のめどがついておらない。そうであるならば当然、文部省は指導、助言すべきではないか。単に都教委や区教委のやり方任せ、こういうふうなきわめて傍観者の態度では、この問題の解決にはならぬ、こういうふうな思うのです。どうですか、単に適切な措置が講ぜられるよう期待をしておる、いまだに、そういうふうな思っておるのですか。もっと具体的な指導なり

助言をする考えはないのか、改めてお尋ねをしたと思います。

○戸田説明員 具体的な教育措置について文部省として、こうすべきじゃないかと、こうしたらどうでしょうとかというふうなことにつきましても、やはり私も慎重にならざるを得ないのであります。確かに、このことは重大な関心を持つて適宜、必要ならいろいろ状況の説明、報告は求めておられますけれども、そういうことを通じて今後この解決がなされるように強く期待をしております。まいりたいというふうに考えております。

○池端委員 文部省は、たとえば教職員の処分問題等については措置要求権まで行使をして各都道府県教委を拘束し従わせる、こういうやり方を一方ではしておきながら、この障害児の切なる願い、こういう問題については、あなた任せという、この態度は私は全く承服できません。本当に、あなた方が障害児教育を重視しているというのであれば、もっと基本的な立場で、この問題に立ち向かう責任があると思ふのです。どうですか、もう一回聞きます。

○戸田説明員 先生のおっしゃる御趣旨、わからぬわけではございませんが、この件を含めまして全国の各具体的な教育措置につきまして文部省として、こうすべきであるとか、ああすべきでないとか、そういうふうなことにつきましては、やはり慎重にならざるを得ないと思ふので、現時点では一日も早く、この問題が解決することを強く期待するという姿勢を持ってまいりたいと思ふます。

○池端委員 あなたは特殊教育課長なんです。私は特殊教育という言葉自体にも問題があると思ふ。障害児教育を特殊なものだといふふうにお考えになつておる、その発想が特殊教育課長なんという肩書きになつてあらわれておると私は思ふのです。しかし何回も言うようでありすけれども、この問題は障害を持った子供の教育権、学習権に関する基本的な問題なんです。しかも今日まで、もうしばらく待つてほしい、夏休みまで待つてほしい、何月まで待つてほしい、もう延引に延引を重ねて今日に至つておる、こういう経過をたどつておるわけでありす。がまんにも限界があります。忍耐にもおのずと限度があるわけでありす。この金井さん親子は一日千秋の思いで花畑東小学校への転校が許される日を待ち望んでいる。こういう父母の切なる願いというものを、あなたは真摯に耳を傾けて聞くべきだ、こう思うわけでありす。一日も早く解決をしてもらいたいという希望を持つておるというのであれば、その趣旨を、あなたは率直に都教委や区教委に伝えて、この一日も早い解決を実現するようにひとつ努力をしていただきたい、こういうふうな思ひます。どうですか。

○戸田説明員 おっしゃる御趣旨は大変よくわかるわけでございますが、文部省として、いわば上から具体的に、どうこうしようといふふうなことにつきましては、やはり何かと問題もございすので、当事者が努力をいたしまして一日も早く解決なさいますように強く期待してまいりたいといふふうな考えております。

○池端委員 この課長と何ばやり合つたつて同じ答えしか返つてきませんので、また改めて文教委員会等で大臣の御出席を求めて、ひとつ大臣の見解等も承つていきたい、このように思ふわけでありす。しかし私は最後に言つておきますが、障害児と健全児との共同教育こそが障害児の発達や生きる権利を保障する道である、同時に、これは健全児といわゆる健康な子供たちにも正しい人間関係を育てる大きな役割りを果たすんだというのを私は確信して疑いません。そういう立場で障害児教育というものを進めていかなければ、これは道を誤る、こういうふうな思ふわけでありす。そういう観点から今後とも文部省として最大限の努力をしていただきたいというのを申し上げ、また、この問題は後日、文教委員会等で改めて取り上げることと通告しておきます。

次に運輸省にお尋ねをいたします。

実は千葉県八日市場市に住むAという青年、この方は知恵おくれの方でございますが交通事故に遭われた。そして、いわば植物人間同然になってしまった。ところが自動車損害賠償責任保険で支払われた保険金が、知恵おくれであるという理由をもって一般の人に支払われるよりも実に一千七百五十万円も減額をされて支払われたということが今明らかになりました。一般の人の五分の一の扱いでございます。ところが片や先日、札幌地裁で、ある中学生の交通事故死に対して、その中学生が成績優秀であり、大学進学が確実であったという理由で、実は大学卒扱いの損害賠償額の算定、こういう判決が出されたわけであります。片や知恵おくれの人については一般人に支払われる保険額の五分の一、片や中学生でも、成績優秀という理由で大学生の扱い、私は率直に、余りにも、その取り扱いの違いのあるのに大変なショックを覚えた次第であります。この中学生を亡くされた御両親の方は、いかに大学卒の扱いになっても、前途洋々たる愛児を失った、その魂は再びよみがえつてこないし、また、この両親の痛手をいやすことはできない。そういう意味では、大学卒の扱いになつたから、これはいいなんというのを私は申し上げるつもりはない。大変お気の毒なことだと心から御同情申し上げるわけであります。それにしても人の命の重さに軽い重いがあつていいのだらうか。人の命の重さに軽重はないはずだと私は思うわけであります。このAという青年の場合には死亡ではなくて、植物人間同然ではあります。幸い一命は取りとめておる。したがって同一に論ずることはできないでありましょう。できないでありましょうが、余りにも片手落ちで不合理なやり方ではないか、こう思うのであります。なぜ、この被害者A君に対する扱いがこういうふうになったのか、その根拠をひとつ明らかにしてほしいと思つております。

○渡辺説明員 本件につきましては、損害調査に当たりました自動車保険料率算定会、また関係の保険会社から事情を聴取したわけでございます

が、被害者には既存障害といつたしまして自賠法の障害等級表の第三級に該当する精神神経障害があつたわけでございますが、本件交通事故によりまして一級の精神神経障害が後遺障害として残ることとなつたわけでございまして、自賠法の施行令の第二条第二項の規定によりまして、同一部位につきまして障害が加重された場合には、第一級に対応する保険金額から第三級に相当する保険金額を差し引いた額を保険金といたしまして取り扱い保険会社が支払つたものというふうに承知しておるわけでございます。

○池端委員 Aさんは交通事故により植物人間同然になつたから、本来は一級に該当する。一級というのは保険金は当時で千五百万円です。五十三年七月に改定されておりますので現在は二千万円ですね。ところが事故当時すでに三級程度の障害があつたので、三級に支払われる保険金、すなわち当時一千七百五十万円、現在では一千五百六十七万円、これを差し引いた差額三百二十五万円だけを支払う、そしてその根拠は自動車損害賠償保障法施行令の第二条第二項だ、こういうことでございませぬ。確かめておきたいと思つております。

○渡辺説明員 先生のおっしゃるとおりでございます。○池端委員 三級の障害者が事故で一級になつた場合、損害賠償すべき額は、三級障害者が得べかりし利益と一級障害者が得べかりし利益、それとの差額であるというのであります。今度Aさんが一級の後遺障害になつたのは、過去に三級程度の後遺障害があつたため、もし、その三級程度の後遺障害がなかつたならば、今回のような、いわば植物人間同様の状態にならなくても済んだ、こういう御判断をなさつておられるのでしょうか。

○渡辺説明員 自賠責保険と申しますのは、交通事故によりまして自動車の保有者に損害賠償責任が發生した場合に、その加害者の責任を保険により担保する制度でございます。したがって後遺障害等級が当該交通事故によって加重された場合には、その加重された部分につきまして加害者が責任を負う、その加害者が負う責任につきまして、それを保険で担保するという自賠法の仕組みになつてございまして、既存障害が三級であつた方が一級の後遺障害を加重したという場合につきましては、その加重された部分について加害者が責任を負ひ、かつ、それにつきまして保険が担保するということになるわけでございまして。

○池端委員 加重された加重されたと言いますけれども、過去の後遺障害というのは本件交通事故とは関係のないことではないのですか。関係のない要素を持つてきて、機械的に一級から三級を差し引いて答えを出したつて、これは正答にはならないと思つております。関係のない要素なんですから、過去の神経障害というのは五歳のときに、はしかの後遺症にかかつて知恵おくれになつたということとでございませぬ。交通事故との因果関係というものは、そこにはないと思つておるわけであります。○全国精神障害者育成会事務局長の皆川さんという方は、今回の措置について、機械的な障害等級表で機械的に適用するというのは、計算する側の原理だけがあつて、差別されている者の心理を全く無視している、差別されている者の心を全く無視している、こういうふうに出ておられますが、私もそのように感ずるわけであります。どうでしょう、今回Aさんが不幸にして植物人間同然になつたのは、過去の後遺症とどのような関係があるのでしょうか。関係のない要素のものを持つてきて算術計算することが果たして適当なのかどうか、その点を改めてお尋ねをしたいと思つております。

○渡辺説明員 御指摘の、過去の障害と当該交通事故の因果関係でございますが、被害者の受けました損害額を算定いたします場合には、交通事故に遭ひました当時における被害者の状況がどうであつたかということ、その状況が、当該交通事故によつて被害の程度がどの程度進んだかということとを客観的に判断しまして、その差を加重された障害と見るわけでございまして、既存の障害と当該交通事故の因果関係というものにつきましては、民事責任として考える必要はないのではないかと考えております。

○池端委員 どうも、わからないのであります。納得できないのですが、私の持ち時間はあと三分しかございませんので、この問題の議論をさらに詰めることはできません。これは基本的な問題でありますので、改めて、これも運輸委員会等で大臣等にも直接お尋ねをしたいと思つておりますが、そもそも私は、今日の自動車損害賠償保障法施行令第二条第二項、ここに問題があるような気がするものであります。やはり、これを改正をしなければ、先ほど来から申し上げておるやうに障害者の皆さん方はきわめて不当な取り扱いを受けるを得ない、差別扱いに似たような状況になるわけであります。この改正の問題も含めて、ひとつ運輸省にも十分検討をしてもらいたい、こう思うわけであります。ともあれ基本的な人間の価値評価が、障害があるかないか、また働いてるかそうでないか、そういうようなことで差をつけるということは明らかに差別である。きつもの、壊れものは価値がないのだ、こういうような見方、そういう価値観というものを基本的に変えていかなければならぬ、そういうことを、今度の交通事故に対する自賠責は物語っているのではないかとどう思うに思ふわけでありますので、この問題ひとつ改めて運輸委員会の中でやりたいと思つておりますから、運輸省も、この問題について十分検討を加えておいていただきたいと思います。

○渡辺説明員 ただいま御指摘の点でございますが、障害が加重された場合におきまして、その差額を補ふという考え方にございまして、自賠責のみにとどまらず各種補償体系が同様の扱いをしておりますので、自賠責のみ、そのような検討をするということは国法体系上、非常に困難な面があるかと考えております。なお、こういうような取り扱いというのは損害額の算定のためにやつておるわけでございまして、決して人間の評価についての差別をしていないということではないということを申し添えたいと

思います。

○池端委員 そういふ聞き直りをするのであればもうここでやめようと思つたのでありますが、そういうような機械的な考え方、これがそもそも間違ひだということだけは、はっきり申し上げておきます。時間がございませんで次の問題に移ります。

最後でございますが、実は新宿区戸山町にありました国立身体障害センター、この跡地利用の問題についてであります。

御承知のように所沢に国立身体障害者リハビリテーションセンターが完成いたしました。したがつて従来、戸山町にありました国立身体障害センターが移転をしたわけであります。この移転の跡地につきましては、かねてから障害者団体の皆さん方から、ぜひ所沢の分館を、この跡地につくつてもらいたい、こういう要請が出ておりました。本院でも昭和五十二年五月二十日の内閣委員会でも取り上げられておるわけであります。すでに相当の年月が経過しておるわけであります。現状、この問題はさういふふうになつておるのか、その点をひとつ、お尋ねをしたいと思います。

○板山説明員 戸山町の旧身体障害センターの跡地でございしますが、お話のように一千坪、国有地を留保いたしてあります。この一千坪につきましては、お話のように所沢のリハビリテーションセンターの分館、窓口的業務を果たします施設と、さらに、その後、障害者の皆さん方から、特に卒業生を中心としたしまして、第二のふるさとでもある戸山町に、さういつた卒業生の集まれる場所をというふうな願いもございまして、検討をいたしてまいりました。障害者の皆さん方の参加もいたしまして、検討委員会を持ち、二年ほどの検討を続けました結果、ここに地上六階ぐらいで地下二階程度のものができたらという基本的な構想がまとまりましたので、明年から二年計画ぐらいい、この建設に着手したいと考えまして、ただいま必要な手続をとつておる最中でございます。ただ大変厳しい状況の中でございしますので、

時間的な流れは、果たして私たちが考えておりますようなものになりますかどうか、これから、さらに検討をしていきたいと思つております。

○池端委員 この問題は、身体障害者の皆さん方の多年の要望、宿願でもございします。財政事情、厳しきというところもよく承知しておりますが、ぜひとも特段の努力をひとつ、していただきたい。これは厚生省所管ではございしますが、労働大臣、皆さん方の雇用促進にも、きわめて重要な関係を持つ施設でもございしますので、ひとつ労働大臣の方でも側面的に、この問題をバックアップしていただきたい、このように強く要望を申し上げておきたいと思つたのであります。

そこで、まだ建物が建っておりませんから今後の問題であります。一つだけ最後に、この福祉センターの運営の問題であります。障害者の皆さん方の声が十分反映できるような、この運営に身障者の皆さん方が参加できるような、そういう施設にぜひ、してほしい、こういう要望が強いわけであります。この点についてはいかがでしょうか。

○板山説明員 従来の準備段階におきましても、卒業生を中心としたしまして障害者の参加をいたしておりますが、今後とも、そのような努力を続けていきたいと思つたのであります。

○池端委員 終わります。

午前十一時五十五分休憩

午後零時四十三分開議
○戸沢委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

労働関係の基本施策に関する件について質疑を続行いたします。永井孝信君。

○永井委員 私は、この臨時国会で前回、この社会労働委員会におきまして身体障害者問題などを中心にいたしました質問をいたしました。その

質問の中で、さらに掘り下げた問題について幾つか御質問を申し上げてみたいと思つたのであります。

もうすでに午前中の質疑の中で、わが党の池端委員からも、一つは雇用率の問題について国や地方機関、地方公共団体、これらの問題について質問がされました。そこで私は、それに少し補足的に質問をしてみたいと思つたのであります。

この前、私が雇用率の達成問題について質問をいたしましたときに労働省側から、たとえば一般企業については昨年の一・二から一・一三に雇用率が上昇しているということが回答されたわけでありました。ところが未達成の企業は四八・四％に上つておるわけですね。ちよつと調べてみますと未達成の企業の割合が、雇用率が上がったといふながらも間違いなく上つてきているわけですね。これは一体どういうことなのか。たとえば中小零細企業は非常にいいわけでありまして、その中小零細企業であつても五十四年まで、ずっと上つてきて五十五年になつて、やや好転をしてきているという状況ですね。千人以上の大企業に至つては、五十二年度が七八・九、五十三年度が七九・五、五十四年度が七九・四、五十五年度が八一・五という数字が現在、出ているわけですね。これは一体どういうことなのでしょう。ひとつ、その辺のことを明らかにしていただきたいと思つたのであります。

○関(英)政府委員 未達成企業の割合、数がふえているということとは、一つには常用労働者の数がふえる、企業規模が大きくなるという形で、新しく一定規模段階になりますと、その段階での未達成企業がふえるというような形で、ふえてきている面があるかと思つたのであります。それから常用労働者の数がふえまして、その割合に新しく雇い入れた身体障害者数がございまして、その会社としての未達成というものがふえるというような場合もあるかと思つたのであります。いろいろな原因で、こういうことになつておるかと思つたのであります。一方で全体の身障者の雇用率というのは、非常にわずかですが上がつているという点は先生の御指摘のとおりで

ございします。

○永井委員 常用労働者がふえる、企業の規模が大きくなる、そのときにこそ本来この身体障害者の方々の雇用を拡大させるチャンスなんですね。そのチャンスを的確にとらえていくというのが私は行政上の責任だと思つたのであります。たとえば身体障害者の求職登録者数というのは二十五万四千六百七十七人、現在います。就業中の者が二十一万三千七百二十三名、とりわけ有効求職者、いますぐにでも仕事をしたい、そして、その能力を持つている人が二万九千五百七十三人、登録された人たちだけで、これだけいるわけですね。いま言われましたように常用労働者がぐんとふえていく、規模が大きくなる、そのとき一体どういう具体的な指導をされているのか、この辺のところをお聞かせいただきたいと思つたのであります。

○関(英)政府委員 公共職業安定所に登録しております身体障害者で現在、有効求職者として求職活動中の者は重度の、かつ年齢の高い身体障害者が多うございします。先生の御指摘のとおり企業が常用労働者を雇い入れる、さういふ際にこそ身体障害者の雇用を促進しなければならぬわけでございます。規模の大きいところほど、常用労働者数をふやします場合に、とかく新規学卒を雇い入れる。年齢のいつた方の中途採用という形態が少なくして新規学卒を雇い入れるということが多うございします。最近、大企業も身障者雇用には熱心になつてまいりました。さういふ意味においては学卒である身体障害者につきましてもは大企業において非常に役に立っているというふうな実情がございします。私も私としては、さういふ企業に対しては、雇用率を達成していくために中高年の、あるいは重度の身障者をできるだけ雇つていただく、その際、助成措置も活用しながら雇つていただくように行政上の努力をしているところでございします。

○永井委員 午前中の、わが党の池端委員からの質問の中で特殊法人の問題も触れられました。確かに、これは異常なほど数値が悪いわけですね。

未達成割合が六三%、民間の四八・四%から比べてみて、はるかに高い。これは何回繰り返しても申し上げたいと思うのでありますが、やはり、これは行政府が一番影響力を行使しやすいところでございますので、この辺の關係については、とりわけ厳しい態度で臨んでいくことが全体の民間企業に対する指導性を高めていくことになる、このことは私も非常に重視しておりますので、この点は、つけ加えておきたいと思ひます。

そこで、国あるいは地方の公共団体の關係についても、もうすでに質疑がされておるわけでありますが、この国とか地方公共団体の一・九という雇用達成率の目標、この目標が適用される機関というのは三千七百八十九カ所というふうな私の調べた資料では出ておるわけですね。午前中の質疑の中では、たとえば国土庁のことが問題になりました。あとは各省庁ごとに、あるいは公共企業体ごとに一応の現在の雇用率の達成状況が示されたわけでありますが、一体これは、そういう大まかな分析だけで果たして十分なのかどうか。三千七百八十九カ所と言へば、これは全国にまたがっていると思うのでありますが、その一つ一つに雇用率の達成ということについての具体的な指導がされるべきだと思ひますが、その辺の關係はどうでございますか。

○関英政府委員 ただいま先生御指摘の三千八百余の機関の数は、雇用率一・九%が適用される非現業の機関の数の御指摘でございます。それで、これはまた御指摘のとおりに国の機関それから都道府県の機関、市町村の機関をすべて含んでおりますので、そういった数になるわけでございます。まして、国の機関だけではございませんで市町村の機関までございませうから、全国各市町村そのものが、この数に数えられているわけでございます。

それで大きく分けてみますと、国の機関と市町村の機関は大まかに言つて大体、雇用率を達成しているわけでございます。もちろん省庁別に見ますと先ほど来、問題になったような中身はございますが、全体的に見ると達成しておる。この非現

業機関の中で一番むずかしいのは都道府県の機関でございます。都道府県の機関の中を割つてみますと、知事部局は大体、達成しているわけでございますが、教育委員会關係が非常に率が低いというところになっております。これは要するに学校の先生でございますので、先生という職業について身体障害者を雇用するということが非常にむずかしい問題でございます。そういう点がございします。

先生御指摘のように、大まかな問題でなくて個々に割つていかなければならぬし、市町村につきましても全体としては達成しているわけでございますけれども、中を見て、そして未達成のところは民間に対する範を示すという意味において達成指導を具体的に、個別的にやっていくことが必要だというふうな考へております。

○永井委員 重度障害者の問題も非常に重視されてはいるわけでありますが、特定の重度障害者の雇用率がきわめて高く設定されているわけですね。施行令の十一條を見ますと七〇%というところになっているわけでありますが、この特定の重度障害者の雇用率だけを取り上げてみますと、どの程度のところになっているか。

○関英政府委員 身障法の十七條によりまして特定職種として現在「あん摩マッサージ指圧師」が指定されておるわけでございます。障害等級一級から三級までの視覚障害者を七〇%という雇用率で定めておるわけでございます。現在の雇用率は、国等の機関では、これらの職種につきましては八六・一%でございますが、民間企業においては六〇・五%、約六割というところでございします。まだ七〇%は達成してないのが実情でございます。

○永井委員 いま言われましたように、たとえばマッサージであるとか指圧であるとか、あるいははりであるとか、こういう職業は、この特定重度障害者の方々にとっては、ある意味におきまして必要不可欠な職場なんですね。ところが、そういうマッサージあるいは指圧などの職場について私たちがこの目で見ると、特定重度障害者

でない方々の雇用もかなり拡大してきているわけですね。そうすると、いわば、この特定重度障害者が何よりも優先されなくてはならない職場、他の一・九とか一・八とか一・五という雇用率の達成職場と違つて、この特定重度障害者の方々の働く職場としての、はりとマッサージとか指圧などの職場については、何よりも優先をさせて、その人たちが雇用率が全部達成された後において、その他の方々を雇用するということが本来の筋だと思ひますが、その辺の關係について、どう御指導をなされておりますか。

○関英政府委員 先ほど申し上げましたように国等の機関では、すでに雇用率以上に視覚障害者の方が雇用されているわけですが、問題は民間の企業でございます。民間の企業におきまして新しく、こういう職種の方々を雇用します場合に、できるだけ視覚障害者の方を雇用して雇用率を達成していただくように指導を強めておるわけでございますが、とくに需要といひますか、そういう面から一般の理解が得られないというふうなことも、ひとつ雇う側の弁解として聞かれるところでございまして、そういうようなことは、この法律の趣旨が十分達成できないわけでございます。

で、そういう事業主の方々に對して、できる限りの法の趣旨に照らして視覚障害者の方を新たに雇い入れて雇用率を達成していただくように指導しているところでございします。

○永井委員 これに関連をして、日本のこの身体障害者雇用促進法などについて、いろいろなことが規定されているわけでありますが、まだまだ、この法律の内容というものは私は十分でないと思ひます。たとえば外国の例であります西ドイツで見ますと、雇用というののもっと強制されるような法律条文になっているわけですね。たとえば、こういうところがございます。「使用者が割当数の雇用義務を履行しない場合には、期限を指定して義務の履行を督促し、さらに義務を履行しなかつた場合には、決定をもつて身体障害者を指名し、かつこれを雇用すべき期日を指定する。」

そうして「決定の送達と同時に、使用者と当該身体障害者との間に労働契約が締結されたものとみなされる。」こういう進んだ法律をつくっている国もあるわけですよ。あるいは、この前も十月二十一日の当委員会で私は質問したことがあるのですが、イギリスにおいても身体障害者の方々の具体的な障害の程度に応じて職種を指定する、職場を指定するということまで法律で定められているわけですね。たとえばエレベーター案内人と駐車場の監視人が、イギリスでは、この指定を受けています。この指定を受けたところに身体障害者を雇用しなかつたという企業については罰金刑まであるわけですね。

日本も同じ先進資本主義国として東京サミットも主宰したくらい国でありますから、そういう経済大国という観点からいって、いまのこの法律にまだまだ不備な点があるのではないかと。この關係について、そういう諸外国の例との比較で、どのようにお考えになるか、お答えいただきたいと思ひます。

○関英政府委員 ただいまの諸外国の法制に関連しての現行の身障促進法についての考え方でございますが、職種を指定して、そういう特定の職種を特定の人に対する優先的な雇用職種とするというような考え方は、一部、先ほどの先生の御質問の点にございしますけれども、最近の諸外国におきまして国際會議等におきまして、身体障害者につきまして職種を指定して雇用を促進することがいかにどうか、非常に問題があるというふうな議論も行われておると聞いておりますが、やはり身体障害者それぞれ個人によつて能力も千差万別でございます。従来から非常に多くついている職種だから、それを進めるといったことだけでいいのかわからぬ。あるいは、もっと新しい、これから伸びるであろう職種に対する能力開発を進めて、いろいろなところで、いろいろな活躍をしていただく、そういう多様な対策を進めていくのがいいのか。それからまた雇用というものが、なかなか強制的なものになじまない、人間の信頼關係、そういう

ものを前提として初めて、うまくいくものでありますだけに、広く事業主あるいは一般の理解を深めて、そして本当に心から理解して雇用を促進していく、そういう状況をつくり出すことに努力を集中することが一番大事なことではないかというところも含めて考えておるところでございますが、いずれにいたしましても、ただいまの先生の御指摘の問題を含め、諸外国の保護雇用の問題も含め、これからの重点が重度障害者の雇用にございまして、そういう問題について、これから、どういう施策を講じていったらよいか、労働省でも研究会を設けて検討している段階でございます。

○永井委員 いずれにいたしましても身体障害者の方々が生活を維持していくために、この雇用率の達成ということが非常に大きな政治的課題になっている。そう考えていきますと本来、身体障害者の方々が優先的に雇用するような指導をしなくてはいけない対象の企業について、いわゆる健康者を抑圧、抑制といいますが、狭めていくといえますか、そういうことにならないように特段の御指導を強めていただくように御要望を申し上げます。

そして、その雇用率との関係で納付金の問題について、さらに今回も質問をしてみたいと考えるわけですが、この前も、この納付金制度について私はペナルティーだということで御質問申し上げました。果たして、この納付金制度が、政府当局が言っておりますように法律に基づいた事業主の拠出金であつて、決して罰金的なものではないということだけで済ましていいものなのかどうか。ここに労働省が出されたパンフレットがございまして、このパンフレットの身体障害者の雇用納付金制度というところの解説の中に、わざわざ、そのことが強調されている。だから、この前の質問のときにも申し上げましたようにペナルティーとして受けとめていない。しかも協力金であるから、われわれは協力しているんだ

から、もうそれで雇用率の達成ができなくてもいいんだという企業の姿勢というものを結果的に導き出してしまふ。これは私は前にも強く申し上げたのでありますが、やはり、この納付金というのは本来、雇用率達成の義務の担保として罰金的な性格を持たせるくらい強いものでなくてはならないのではないか、こう考えますが、どうでございますか。

○関(英)政府委員 先生のただいまの御意見は御意見といたしまして、現在の身体障害者雇用促進法上定められております納付金制度というのは、身体障害者を雇用した場合の事業主の経済的負担、それと雇用しない場合の経済的負担の均衡を図ろう、調整を図ろう、こういうことで、法定雇用率まで雇用していないところから納付金を取り、たくさん雇用したところを調整金として出す、あるいは中小企業への雇用を奨励するための報奨金として出す、あるいは雇用を促進するための助成金として出す、こういう制度になっております。

したがって法律的には、納付金を納めたら雇用義務を免れるものではなく、雇用率はあくまで達成せねばならないものとして、非常に達成状況の悪いところには計画をつくらせたり、計画の適正実施を勧告したり、そういうことで雇用率を達成する筋立てを法律が定めておるところでございます。

先生の御指摘でございますのは、そういった私どもの雇用率達成指導がまだまだ十分ではないかという点であろうかと思いますが、そういう点につきましては今後さらに強力な行政指導をいたしまして、雇用率の達成ということに向けて努力していきたいと考えておる次第でございます。

○永井委員 このパンフレットの中にも明らかになっておりますように、この納付金制度について税制上の優遇措置がございまして、法にも明らかにされているわけですが、身体障害者雇用納付金は税法上損金または必要経費として取り扱う、こういうことが、この指導パンフの中にも明

らかになっているわけですね。そうすると、この雇用率、私も最初ちよつと質問申し上げましたように、大企業へいくほど雇用率の達成率が悪い。達成していない企業が八一・五%も存在する。こういう状況を考えますときに、この納付金は、経済性から考えて調整するのだ、負担の重い軽いがないように調整するのだ、こう言われておるわけですが、それだけではなくて、ここで納付金を納めても損金または必要経費としてみなしてもらえるという税法上の措置があるから、なお企業が甘えが出てくるのではないか、こう考えますが、どうでございますか。

○関(英)政府委員 御指摘のとおり納付金は法人税法上あるいは所得税法上の損金なり必要経費として計算されるようになっております。これは先ほど申しましたように納付金の低いところから納付の調整ということで雇用率の低いところから雇用を促進するための目的を持った雇用的な性格を持つていて、そういう意味で、こういう税法上の措置があるのだらうと思います。

問題は、税法上の措置とか、あるいは納付金制度ではなくて、何か、これを納めさせればいいのだということ、これは事業主がそういう感覚をお持ちだとしたら、これは法律が決めておるところでございますんで、全く誤解でございます。

もし、そういう点があるとすれば、これは私どもの指導が非常に不十分なわけでございますので、納付金を納めさせればいいのだということではなくて、いままでも指導しておるつもりでありますけれども、そういうことのないように今後とも指導を強化してまいりたいと思っております。

○永井委員 この一人当たり三万円という金額も、私は現状からかんがみて妥当なものとは思えないのですよ。この金額を引き上げるのも一つの方法でしょう。そうして、この雇用率の達成義務の担保的なものに完全にしてしまふ、そういう観点からいくと、むしろ、この税制面の優遇措置というのは外すぐらいの勇断がないと企業が本気

にならない。このことを私は強く指摘しておきたいと思ひます。

そこで今度は納付金の使い道ですね、助成金の問題に私は入っていきたくて考えるわけですが、たとえば、いま安定局長が言われておりますように、経済面での調整といいますが、こういうことに重点が置かれておるという関係もあるのではありませんか、三百人以上の大企業については、雇用する際に一人当たり一万四千円の助成金が出る、三百人以下の中小については一人八千円だという格差があるわけですね。これは三百人以上の大企業に対して納付金を徴収するという義務づけを行っているから、三百人以上の場合にはたくさん助成金で見返りをするのだ、そういう発想だと思ふのです。私はそこに大きな誤りがあると思ふのです。

たとえば身体障害者の方々というのは大企業のあるところだけに集中して住んでいらっしゃるわけじゃないのです。全国至るところに身体障害者の方々がいらっしゃるわけですね。そうすると、その身体障害者の方々就職をされる場合に、大企業のところまで、わざわざ出ていくことは、居住の関係、通勤の関係からいって非常に困難がある。たとえ住宅はそのそばに設置をされるにしても、これは十分ではない。こう考えていくと、むしろ企業の数からいっても三百人以下の中小零細企業に就職する機会も多いし、また就職する環境も、生活ということから考えると、その方が非常に大きい面がある、私はこのように考えるわけですね。そうすると中小零細企業に、可能な限り、そういう職場を広く門戸を広げてもらおう、こう考えていくときに、中小零細企業であるからこそ、もっと助成金をふやすべきではないのか。一万四千円と八千円という、こういう差別を、単に納付金を納める義務があるから、ないからということだけで差をつけるということ、雇用率達成あるいは身体障害者の方々の要望を生かしていく場合には間違ではないか、私はこういう気がいたしますので、この辺の関係についての考え方を聞

きいたしたいと思います。

○関英 政府委員 雇用調整金と報奨金との差の問題でございますが、先生もお述べになりましたとおり、納付金自体が三百人以上の企業から徴収するということに、とりあえず、なっております。こうなっておりますのは恐らく、それ以下の企業まで含めて全企業について納付金制度をとるということになりますと、事務的にも非常に大変だ、また中小零細企業の場合に経済的負担が非常に重くなるということも問題があるかというようなことで、恐らく三百人以上ということに、とりあえず、なつたのだらうと思えます。したがって、三百人以上だけを対象とした経済的負担の調整だ、こういうことがまず第一でございます。したがって法律上は、中小企業で現にたくさん雇つていただいている場合に、それに対する報奨的性格として報奨金を出すというよりも、それは雇用調整金よりも低い額というように、わざわざ決めておるわけでございます。そういう点を受けまして五十一年に、この金額が決まつたわけでございます。

ただ先生御指摘になりましたように、現実には中小企業の方に身体障害者が従来たくさん雇われておつたということは事実でございます。もつとも最近、大企業も新規雇入れでは非常に数をふやしてきておりますが、まだまだ出発点が低いものですから実雇用率は非常に低いのですが、新規雇入れに占める大企業の比率というのは最近非常に増してまいりました。そういう意味で、現実はまだ中小企業に就職される方が多いとしても、雇用率というものを達成し、この納付金制度を本当に意味あるものにするためには、三百人以上の大企業に対する身体障害者の雇用を促進して、その雇用率を達成していくこと、ここに尽きると思ひますので、そういう点に十分力を尽くしていきたいと思います。と思つております。

○永井委員 この助成金というのは、いろいろな多目的に支出をされてゐるわけでありますが、本来の目的に沿つて果たして活用されてゐるのだから、私はそう考えますときに、必ずしも本来の目的に沿つて活用されてゐると思へないので、

たとえば労働省の統計資料を見ましても、それぞれの項目ごとの助成の内容について、どれだけの支出がされてゐるかということが明らかになつた資料がございませうけれども、いままで、ずっと長年の間、社会労働委員会において質疑をされてきた議事録などを、ちよつとひっくり返して読み返してみますと、納付金の積立金額が非常に多い。これは一体どう使うのかという、その使用の關係について、かなり突つ込んだ議論がされてきてゐるわけですね。

そういうこともあつたのだと思うのであります。この支出の關係だけにとらえてみますと、五十四年度から五十五年度にかけて、ぐんと支出がふえてきておることは事実なんです。ところがふえたのだらうかと思つて、ずつと調べてみますと、重度障害者などの雇用管理の關係についての助成金がぐんとふえてゐるわけですね。五十四年度では件数は五百九十九件、五十五年度、これは見込みでありまして、けれども五千件を見込んでゐる。金額にして、かなり大幅なものが出てきてゐるわけですね。

そうすると、この重度障害者など雇用管理の助成金という關係を見て、納付金が非常に有効に使われているということには私はならぬと思うのです。なぜなら重度障害者の雇用管理という助成の項目については、これは二年間の關係で切れてしまふわけですね。いわば駆け込みで、この二年間にとにかく助成金を使つてしまふ、あるいは、この二年間だけ助成金を取ることを考えている、こういうことが作爲的に動いてゐるのじやないか、こう一つは考えるわけですね。これがまず一つです。

そして納付金を使つて助成をするのであります。その助成金をもらったものが、實際働いてゐる身体障害者に、どれだけ活用されるような状態の中身になつてゐるのだから、たとえば賃金はど

うだろうか、賃金一つとつてみても最低賃金制には遠く及ばないわけでしょう。もちろん最低賃金制から適用除外になつてゐますけれども、だからといつて身体障害者の方々の生活が一般の健康者の方々と比べて少ない金額で生活が全うできるということにはなつてゐない。むしろ、それよりもたくさん支出を必要とする場合が多いわけですね。そう考えますと本来の目的に沿つて助成金が使われているのだから、そのチェックは一体どうしてゐるのか、この辺の關係を、どこが調査してゐるのかを含めて、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○関英 政府委員 重度雇用管理助成金、これは非常に臨時緊急の措置といたしまして一般の中高年齢者雇用開発給付金という形で、石油ショック後の不況期に何とか中高年齢者の雇用を促進しよう、十万人の雇用を促進しようということでは非常に手厚い助成措置をとりました。それに対応いたしまして、中高年の身体障害者及び重度の身体障害者を雇用した事業主に非常に手厚く二年間やろう、こういう措置で、臨時緊急の措置でございます。したがつて、この二年間終わりますれば、その後、新しい助成制度としてどうするかは見直さなければならぬかと思ひます。

この助成金を受けて就職した身体障害者の、いわばフォローアップといひますか、アフターケアを、どこが、どうしてゐるのかということでございます。二つの道がございまして、これは安定所紹介でございますので、紹介した安定所として就職後の定着指導ということでフォローアップしていく面と、それから助成金を出したという形で身体障害者雇用促進協会におきまして、雇入れた心身障害者の処遇なり雇用管理なり事業所の経営状況なり、そういうものをフォローアップするということになつております。

その状況はどうかということでございますが、雇入れまして六カ月後に支給するといふような形で二年間続くわけでございますので、この二年が切れた後の状態といふものは、まだ現在出ておりません。これからの指導が非常に大事だろうと

いふふうに考えてゐるのが現状でございます。

○永井委員 安定局長、これから調査をするといふことも大事ですけれども、實際助成をする場合に、その助成をした目的に沿つて正しく金が使われて身体障害者の方のお役に立つてゐるのかどうか、それを、それを、日常的にどう把握されて、どうそれをチェックされて、どう過ちを正すとか、より有効に活用してもらふとかいふことの指導がされてゐるのか、その辺を私はお聞きしたいわけですね。

○関英 政府委員 この重度身体障害者等雇用管理助成金につきましては、先ほど申しましたように安定所の紹介で重度の身体障害者あるいは中高年の身体障害者を雇つた場合のものでございますから、本当に雇用といふものが安定したものであるかどうか、そういった点は、まず第一段階は安定所でチェックする、こういうことになりまして、それから、その後のフォローアップは身体障害者雇用促進協会でもフォローアップする、こういうことになつております。

先生御指摘の、ほかの各種の助成金の問題、特に多数の重度身体障害者を雇用するような場合の助成金の問題等も含めてのお話かと思ひます。そういう場合には非常に多額の助成金を出す場合でございます。と、これは身体障害者雇用促進協会に専門家が成る助成委員会といふものを置いておきまして、経営状態、あるいは心身障害者の雇用に關して、どこまで専門的知識を有する人がおるかといふような問題、あるいは工場設計その他が身体障害者の作業に適してゐるかといふような設計上の問題など、多くの専門家を集めました、そういう委員会にかけまして慎重審査し、申請内容が十分であれば、そういうのは何過も追加的に出させる等をして慎重な審査をいたしておるところでございます。

○永井委員 私が申し上げてゐる趣旨は、この助成金の措置の実際、實際効果を上げてゐるかといふ、このことの実態把握なしに、助成金の制度をどのように変えてみたとしても、これは期待に沿

うようなものにならない、この視点で私は実はお尋ねをしているわけであります。たとえば、きょうの公報に、後で提起がされるのでありまして、けれども、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案というのが、議員立法の形でありますけれどもも出されようとしているわけですね。これをずっと見てみますと、助成金の対象者を拡大するということの結果として目的にされているわけですね。そうすると、いままでの助成金の制度が本当に実効を伴ったものになっているのかどうなのかということが完全に把握をされない、助成金の枠だけ拡大してみたら、これまた、どうにもならぬわけでしょう。その視点で私は実はお尋ねをしているわけであります。

そして賃金の例を一つとてみますと、たとえばILOの九十九号の勧告ですけれども、一九五五年六月一日に出されております。たくさん書かれてありますが、賃金のことをちよつと引用してみますと「賃金及び雇用条件に関する法規が労働者に対して一般的に適用されている場合には、その法規は、保護雇用の下にある身体障害者にも適用すべきである」ということが、この勧告の中にうたわれているわけですね。こういう精神が行政の中に、ずっと生かされていなければいかぬわけですね。

そこで賃金の関係の実態をどうやってつかうかと、いろいろ考えて調べてみました。労働省職業安定局業務指導課及び身体障害者雇用促進協会から出された資料が私の手元にあるのでございまして、その中で賃金の関係だけ、ずっと抜粋してみますと、私の想像と反して、きわめて高い賃金が支払われているということになっているわけですね。たとえば私は余り高過ぎて、びんとこないのです。たとえば三十五歳の人で言うと、男子の方が月平均十八万七千五百円の賃金を雇用主からいただいている。女子の方で八万五千二百円。女子と男子と、かなり格差がありますけれども、そういう状態になっている。こう考えていくと果たして、この調査の資料の数字を信頼すべきなのかと

うなのか、私は非常に疑いを持たざるを得ないわけですね。これはどうなんですか、事業主を対象に調べたのですか。

○若林説明員 先生御指摘の身体障害者等就業実態調査に基づきます賃金でございますけれども、五十三年の十一月一カ月を調査実施期間といたしまして、五十三年十月一日時点での五人以上の身体障害者を雇用している事業所について調査したものでございます。

○永井委員 私は、日本の代表的な一つの企業といえますか、とりわけ政府が今回の国会でも仲裁裁定を実施いたしました公共企業体の賃金をちよつと比較して申し上げてみたいと思うのであります。私が、いま申し上げましたように三十五歳で十八万七千五百円という賃金を得ている人に相当する、たとえば国鉄の賃金が、この十八万七千五百円に到達していないわけですね。国鉄の企業で、たとえば新制中学か新制高校を出て、そのまま仮に四十年間勤めたとする。そこで最高に上れる職群で最高の基本給額が二十二万七千五百円、国鉄においては、これ以上の給料はないわけですね。そうして平均賃金でいくと、国鉄は年齢構成から勤続年数が非常に高いわけでありまして、この高い国鉄の全体の職員の平均ベースが十八万六千五百円、これがいまのベースであります。そうして三十五歳程度の人で、勤続年数大体十五年から十八年という人で見ますと、平均給与が十二万から十三万の間に到達していればいい方なんです。

そういう国鉄の状況と私は比較してあるのであります。この調査による十八万七千五百円というのは余りにも高過ぎる。だから、この調査は事業主を対象に調査したのでしょう。そうではなくて実際に身体障害者の方々が働いている職場で、どだけの賃金を得ているのか。助成をされているのか、その助成が有効に生かされているのか、こういうことを実情把握する際には、少なくとも雇用されている側の人たちを対象に調査すべきではないのか。こういう資料だけを私は信頼するわけにいかないし、この資料に基づいて行政指導

をされたのでは大変なことになると思いますので、重ねて質問を申し上げます。

○若林説明員 ただいま御指摘のように、この調査は、身体障害者の実態調査について事業所を対象として調査したものでございます。私どもは別途、先ほど局長からお答え申し上げましたように、事業所に対して、いろいろな形でフォローアップしているわけでございます。重度障害者等雇用管理助成金を活用いたしまして重度障害者が就職いたしましたような場合につきましては、それぞれの事業所について、その賃金状況を具体的に個別労働者について調査いたしております。

○永井委員 ここで要望しておきますが、一回、雇用されている身体障害者の人々を対象に実態調査していただきたい、こう思うのであります。それをやっていただきたいと思います。

○若林説明員 先生御指摘のような調査は相当大規模になるものでございまして、予算措置も伴うものでございまして、私も、先ほど申しましたようにフォローアップ等を通して、たとえば重度障害者雇用管理助成金でございますけれども、現在、相当多数の重度障害者の方々が助成を受けているわけでございます。こういうものをまず対象にいたしまして実態を調査してまいりたいと考えております。

○永井委員 いまのお答えで、とりあえず調査に着手していただけると私は受けとめていたわけでありまして、来年は障害者年でもありますし、一回、身体障害者の方々の職場の実態あるいは賃金の状況、労働条件、これらについて、ぜひ調査していただきたい。

さらに追跡調査という関係で、ぜひ対応していただきたい問題がございますので、それを、ここで私は申し上げておきたいと思っております。

たとえば障害者が労働することによって、そこから生じてくる健康上の問題あるいは労働能力に与える影響、これらについては私は当然、調査すべきだと考えるわけです。たとえば職種別に、あるいは障害の程度別に、こういうものをずっと追跡

調査していつて初めて次の施策というものが生まれてくると私は思うのです。重ねて、こういう問題についても追跡調査をしていただくように、ぜひお願いを申し上げます。時間がございませんので深く掘り下げるのができませんが、その辺の関係は重ねて要望しておきます。

そして私は大臣に、ひとつお聞き申し上げたいわけでありまして。

前回の私の質問に對しまして、雇用率の達成の問題について大臣は、雇用率の達成を誓ってやらせまうという御答弁を私はいただいたわけでありまして。そこで雇用率の達成という大臣の決意はわかったわけでありまして、その決意を今度は実行に移してもらわなければならぬわけでありまして、大臣が、その決意に基づいて実行していく、言いかえれば雇用率が全部一〇〇%達成されたといふたし、これは仮定の話ですけれども。そうすると、それとの相關関係において納付金はゼロになつていくわけですね。そうすると、いまの助成金はすべて納付金をもって財源にしているわけですから、雇用率が一〇〇%達成されたときには今度は助成金がもたらなくなるという問題が事実上の問題として私たちは認識できるわけですね。

大企業の場合なら資本力も大きいということもあつて、そういう助成金がなくてもやっていけるでしょう。しかし最前申し上げたように地場産業的な、あるいは中小零細企業にとつて、国の法律に基づいて一生懸命努力して雇用率を上げてきた。現在も大企業よりも中小零細企業の方が雇用率の達成率が高いわけですから、そういう努力をしてきたところに、仮に、いつか雇用率が全部一〇〇%達成されたときには、もうすでに手持ちの納付金がないということで、助成する財源がない、これは済まされぬわけですね。

しかし、もともと雇用率の達成というのは納付金を取るためにやっているわけではないのですから、そうすると、この助成というものは単に納付金を頼るのではなくて、むしろ、そういう施策というのは一般的な施策として一般財源から本来な

ら措置すべき性格のものなんです。この辺の關係について、大臣は雇用率の達成を誓ってやらせると言われたわけだから、誓ってやらせていったら、それを一体どう考えていくか、大臣の答弁をお聞きしたいと思います。

○藤尾国務大臣　御承知のとおり雇率の達成ということは、金をもらつておるから達成するとか、金をもらいたいから達成するとかいう性格のものであるはずのものではないわけであります。でございますから本来でございますと雇率が達成をされて納付金がゼロになるような状態ができれば、非常にありがたいことでございますけれども、そのときに中小企業が非常に御無理をなすつて、さらに雇率を上げていかれるということについて、今度は納付金が、元がなくなつてしまふじやないか、こういうお話でございますけれども、それが中小企業の経営を本当に圧迫して、中小企業が立つていかないということが明らかになるということであれば、これはこれといたしまして、こういう問題と別途に、それは解決をしていかなければならぬ。それについても私は責任を負つてまいります。

○永井委員　大臣はそういうように御答弁されま
すけれども、中小企業にとつて身体障害者の方々
を雇用するということは、それなりに社会的責任
感から、かなり取り組まれているという実態があ
るわけですよ。だから身体障害者の方を雇つて、
そして賃金を払っていく、生産を上げなくてはい
けない、大企業の下請的な企業ほど、そのことで
非常に大きな影響を受けていることは事実なん
ですよ。だから、そう考へていくと助成金は非常
に有効な役割りを果たすべきものなんですけれ
ども、その助成金がいつかはなくなっていくの
ではないかということになってくると、これまで、
そのときに逆に身体障害者の方々が、またたに
ほうり出されてしまうということの危険性もなし
ではない。もちろん法の八十条に基づいて解雇の
届け出制が義務づけられています。義務づけられ
ていますけれども、義務づけられているからとい

て解雇をとめることは、そう簡単な問題ではないと思うのですね。それだけに助成金のあり方そして助成金の財源については、障害者年を控えているだけに改めて抜本的に考え方を、新しい創意のもとに考え方をつくっていったきたい、また、そうするのが政治の責任だろうと私は考えるわけであります。

そうして納付金に基づく納入の財源の金額につ
 いても、年ごとの予算といいますが、予定収入額
 というのですか、これは年ごとにふえ続け、きた
 わけですね。大幅なふえでもありませんけれど、も
 大体横ばいから少しふえてきている。たとえば五
 十三年度は百九十一億七千万円、五十四年度が百
 九十六億八千二百万円、五十五年度が百九十三億
 二千五百万円、それでは五十六年度は一体どの程
 度を見込んでいるのか、お答えいただけますか。
 ○若林説明員 五十六年度は、現在のところ百八
 十七億円を収入として見込んでおります。

○永井委員　雇利率を達成していくということと納付金が減少していくということと相関関係だと私はいま申し上げまして、大臣も、その御認識は十分お持ちなんでありますが、五十六年度で百八十七億ということば、まだまだ五十六年度については雇利率が飛躍的に達成できるという見込みは持っていないということにもなつてまいりますね。だから、むしろ納付金の五十六年度の予算は大幅に少ないものとして見て、それを一つの行政指導で雇利率達成のために生かしていくという、そのぐらいの決意があつて、いいのではないでしようか。

○若林説明員 失礼いたしました。百八十七億は収入総額でございます、そのうちの納付金収入は百七十二億でございます。

○永井委員 いずれにいたしましても、もつと大幅に納付金を減らすということが予算編成の中からも出てくるぐらゐの労働省の決意で、労働大臣はもうすでに誓つてやらせるという決意を述べておられるわけでありますから、それを具体的に行政面で生かすようなことを、ぜひお願いしておきたい。

時間がないので、次に施設改善の問題について伺いたいと思います。

国連総会における障害者年を設定する場合の目的の中の第三項に「公共の建物、交通機関等を改善するなど、障害者の日常生活への参加のための研究・計画を促進すること」というのが入っているわけですね。そうして基本法の第二十二条にも「国及び地方公共団体は、心身障害者の生活の安定を図るため、心身障害者のための住宅を確保し、及び心身障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。」と定めていますね。あるいは交通手段についても同じだし、公共施設についても、その構造面も含めて同じように基本法の二十二条では定めているわけですね。このことが具体的に生かされていくだろうか。

私は、この前の質問で、これも大臣にお答えいたしたのでありますが、経済の発展に伴つて、これに追隨していかないことは私は非常に残念だ、こう大臣は答弁されました。そうして少なくとも早急に追いつき、追いつくようなことを考えていかななくてはならないという御答弁をいただいているわけでありますが、それでは、たとえば交通対策で言いますと、障害者年でもあることから来年はいろいろな行事が計画をされます。各地方においても身体障害者の方々のためのスポーツ大会とか、いろいろな行事が計画をされているわけですね。ところが行事は計画するんだが、それに参加する交通手段として適切な施策が講ぜられているかどうか。たとえば回鉄に例をとると、国鉄の駅に、車いすに乗られた身体障害者の方が列車に乘れるような施設は一体何カ所あるだろうか、実態がわかつておれば、その実態をお知らせ願いたいと思います。

○岩田説明員　お答えいたします。

鉄道の駅におきます身体障害者のための施設整備につきましまして、たとえば車いすの利用者のための施設といったしまして、改札口の拡張あるいは

りますのが、国鉄 私鉄両方合わせまして全国で五百六十八駅ございます。(「何%か」と呼ぶ者あり) 全国で国鉄の駅が五千駅ございます。それから民鉄の駅は、ちよつと数字を持っておりませんが、……(「一万か」と呼ぶ者あり) いえ、そんなにはございません。国鉄よりもずつと少のうございませう。それから斜路、スロープの整備でございますが、これが全国で国鉄、私鉄合わせまして百九十六駅でございます。それからエレベーター、エスカレーターを設置いたしております駅が八十四駅でございます。専用トイレがございますのが七十四駅となっております。それから視覚障害者のための施設として点字券発機が九百二十六駅、誘導ブロックが五百三十五駅という状況となっております。おりまして、一定の前進を見ているものと考えております。

以上でございます。

○永井委員　五百六十八駅、国鉄で言いますと、かなりの数字だと一般的には受けとめられると思うのです。ところが身体障害者の方々が利用するのは、この五百六十八駅だけではないのでしょうか。そうすると国鉄の駅あるいは民鉄の駅などについては本来どの駅でも身体障害者の方々が利用できるようにすることが行政の責任だと私は思うのですね。いままで不十分であつたとするなら、来年の障害者年を契機に全部の駅に施設をつくり上げるぐらいの、そのためのプロジェクトチームをつくる、その決意はぜひ労働大臣に示してもらいたいと私は思うのですが、いかがでございますしょう。

○藤尾國務大臣　私は國務大臣でございますから政府のあらゆる所掌について責任を持つ、これは私の当然の一つの任務であると思います。そういう意味から申し上げまして、ただいま御指摘の鐵道という鐵道の全駅にそういつた施設を備えよということば、望ましいことでございますから、一つの目標といたしまして達成してもらいたい、ということば言えると思ひますけれども、御案内

のとおり、これにはすべて予算が伴うことでございまして、ただいまのような国鉄のふところぐあいでございますと、私どもが、それが望ましいから、そうしてもらいたいと言いましても、なかなかそうは持つていけないような事情の中にはあります。でございますから、その中で一つの目標を示して、その目標に向かって達成の道を進むわけでございますから、これはまことに申しわけのないことでございますけれども多少の時間を、ここにかけざるを得ないということは、やむを得ぬことだろう、かように思います。

○永井委員　大臣、来年一年で一遍にできると私も思わないのですよ。しかし障害者年のいろいろな行事は計画されるんだが、この障害者年の目的の中にも、そういう交通手段とか住宅、いろいろなことが掲げられているわけですね。それを見体化するために来年度から、さらに一層飛躍的にそういうことが進むようにしてもらいたい。しかし、それが国鉄の財政がどうのこうのという問題じゃないんですね。国鉄の財政でやらせようというから問題があるのであって、これは国の施策として、ぜひやってもらいたいということが、まず一つであります。

それから国鉄に乗る場合に百キロ以上の旅行をする場合は割引制度があるのでございますけれども、百キロ未満はないんですね。なぜ百キロ未満に、そういう制約をつけ加えなくてはならないのか。身体障害者の方が百キロ以上旅行するとは限ってないんですよ。少なくとも、それくらいのこととは直ちにできることでずから、これはぜひやってもらいたいと思いますが、運輸省どうでございますか。

○岩田説明員 国鉄におきまして実施されております、これら各種の割引制度につきましては、たゞいま大臣の方からも御説明がございました国鉄の経営が非常に危機的な状況になっておりまして、その全面的な見直しにつきまして、これが必ひ必要だといふふうに判断いたしております、現在政府におきまして昨年の暮れ、十二月二十九日

ございますが、閣議了解をやりまして国鉄の再建方針を決めているわけでございます。この中におきまして国鉄の運賃上の公共負担の軽減対策につきましまして、関係省庁において、これの検討を進めるということになっておりまして、身体障害者割引の取り扱いにつきましても、その場で公共負担をどういうふうにしていくべきか、だれが負担していくべきかということについて検討を進めていいるところでございます。現段階におきまして、割引制度の拡大というものをを行うことは、まことに困難な状態にございます。

○永井委員　現段階において困難と言つたら何もできないんですよ。だから一つ一つ身体障害者の方々に本当に温かみのある、心のこもつたような施策を講じていくという観点からいくと、単に現段階の割引制度では困難であるということの答弁では済まされない。少なくとも、この百キロ未満の割引制度が現実実現するような、そういう態度をぜひひとつ施策の中で生かしてもらいたい、これをまず一つ強く要望しておきます。

時間が大変なくなつてしまひまして、しり切な
トンプになるんですが、住宅の問題で、ぜひひと
つ、お伺いしたいと思うのであります。この間、
十一月十三日に読売新聞であります、こういう
記事が出ました。「車イスの願ひ届かず」という
住宅問題について、こういう記事が出ました。こ
れは御承知のように田無市の西原町の西原グリー
ンハイツの出来事でありますが、車いすの方が、
障害者の方が何とかやつと手に入れようとした一
階の公団住宅ですね、これにスロープがない。自
前でスロープをつけようとしたところが、全体の
協力が得られなくて結果的に入れないという状況
になった。私は住宅政策が、こういう問題が社会
面に出るようなことであつては困ると思うんです
ね。少なくとも公団住宅とか、あるいは県営住宅
とか、そういう公共団体が扱うような住宅施策の
中には、身体障害者専用の住宅だけではなくて、
一般の方々と平等に暮らす権利を持つておるわけ
ですから、その方々が一般の住宅に入る際に、少

なくとも一階ぐらいは、そういうふうなスロープをつけるのかという便宜を計らうようなことを、あらかじめ計画すべきではないか。それが私は政治だと思ふんですよ。あるいは公共施設ですね。公民館とか、いろいろなものがありますね。これは、この前の質問で私、申し上げたのですが、そういう身体障害者の方々が利用できるように、そういう施設に改善すべきだ。しかし、これからは少なくとも建築基準法なども再検討して、そういう公共施設などを設計する際は、身体障害者の方々のことを考えた構造にするような規制を建築基準法でつけ加えてもらいたい、このくらいのことは直ちに次の通常国会に向けて立法化のための措置を講じてもらいたいと思うのですが、どうでございませうか。建設省いらつしやいますか。

○上田説明員 建築基準法を改正すべき

かという御意見に対して、お答え申し上げます。

建築物につきましては、特に不特定多数の人たちが利用するような施設を身体障害者が利用しやすいような施設であるいは設備を有するものに改善していくべきではないか、そういうことを建築基準法の改正で考えるべきではないかという御意見で

ございいますが、建築基準法は建築物の安全、衛生、防火、そういった一般的な事項に關しまして最低の基準を定めてまして、これを義務づけるという強制的な性格が強いものでございまして、そういう配慮をすることは望ましいことではございますが、そういう望ましい水準を確保するための規定を、この建築基準法の中に入れるということは、きわめて困難ではなからうかというふうに考えております。したがって中央身障害者対策協議会の中間報告等にもございますように、それらの施設については、設計に当たって行政指導で、そういう配慮をするように努めてまいりたいというふうに考えております。

○永井委員　時間が来ましたので質問は終わります。ですが、重ねて私は、そういう身体障害者のための住宅問題などについて言えば、この新聞記事に出たようなことが再び起きないような、そういう配

慮を住宅公園などを通して、きちっと指導してもらう、あるいは公共施設などについても、そういう利用がしやすいようなことを建築基準法を改正してまで私は申し上げているのですが、仮に直ちに改正できなくとも、そのぐらゐのことは法で規制するぐらゐの行政面の責任というものを明確にしてもらいたい、このことを重ねて要望いたします、時間が来ましたので質問を終わります。大変ありがとうございます。（拍手）

○山下委員長 大原亨君。
○大原(亨)委員 いままでの質問を受けまして、
続けたいと思います。

全体的なことですが、国際障害者年を国連で決定いたしましたし、勧告を出しましたことに基づいて、国内においても、それぞれ施策を進めておるわけですが、その中で雇用問題もあるわけですが、けれども、その国際障害者年の大きな事業といたしまして、国内において長期行動計画をつくる、こういうことに相なっておるわけであります。日本におきましては、長期行動計画は何年から始めまして、どのような構想でおつくりになるのか、お答えをいただきたい。

○板山説明員 国際障害者年の長期行動計画のあり方に関して調査審議する、その役割りは中央心身障害者対策協議会に課せられました。その事務局を私も受け持っておりますので、お答えを申し上げます。

ただいま中央身協の中に国際障害者年特別委員会というものが設置されておりました、その特別委員会は先般の総会におきまして、昭和五十六年度の事業等に関します提言を総理大臣あてに出しました。そして引き続き、いまのお話にありました長期行動計画のあり方に関します審議に入るといふことになっております。この長期行動計画は、明年一年間かかりまして、そのあり方を検討し、政府、地方自治体、民間諸団体等に提言をいたしましたして、それを政府は政府なりに、地方自治体はまた自治体なりに、民間関係方面は関係方面なりに受けとめて長期行動計画を策定するというこ

とに、運びとしてはなると思っています。

ただいま特別委員会が取り組んでおりますプロジェクトチーム、大体五つの部会を設ける。企画部会、それに雇用・就業部会、教育・育成部会、福祉・生活環境部会、そして保健医療部会、こういう五つの部会で、これに取り組むということになっております。明年暮れまでに提言を取りまとめたい、それを各方面が受けとめて行動計画として具体化するということになりますので、もう少しばらばら時間がかかるかと思っております。この長期行動計画は、来年をスタートといたします約十年間に関します長期行動計画、このように予定をされておるようでございます。

○大原(亨)委員 あなたは、どういう資格で、そういう御答弁になったのですか。

○板山説明員 中央心身障害者対策協議会の庶務を厚生省社会局更生課が受け持つことになっておりまして、私がその事務を担当いたしました。特別委員会並びに協議会の庶務を進めておるので、その立場から、お答えをいたしました。

○大原(亨)委員 中央心身障害者対策協議会は合議体ですね。言うなれば常設の行政機関としては、この長期計画については、どこが責任を持つてやってくるのですか。

○板山説明員 先ほど申しましたように、この中央心身障害者対策協議会が、日本におきます国際障害者年に関する基本的事柄に關します調査、審議の役割を、閣議決定をもつて付与されました。その調査、審議のために特別委員会を設置いたしました。五十五名の委員をもつて構成をされております。この中央心身障害者対策協議会そのものは総理府の付属機関でございます。総理府の付属機関であります。その庶務は、これはやや変則的でありまして、厚生省社会局更生課が、文部省の特殊教育課、労働省の業務指導課等の協力を得て、とり行うということになっております。

先生の後段での御指摘の、政府としての行動計画はどことつくるのか、こう言われますと、これは政府に設置されております、総理大臣を本部

長とします国際障害者年推進本部並びに関係各省が、これを受けとめて長期行動計画を策定するということになると思っております。

○大原(亨)委員 国際障害者年推進本部の本部長は鈴木総理大臣、副本部長は総務長官と、それから厚生大臣。労働大臣は入っていない。一番大切なのが入っておらぬわけだが、それはともかくとして、この推進本部というのは一年で終わるのでしよう。来年一年で解散するのでしょうか。いかがですか。

○花輪説明員 お答えいたします。

御指摘のように国際障害者年推進本部は、国際障害者年の事業につきまして、これを推進する。総合的かつ効果的な推進を図るという目的で設置されておりますので、昭和五十六年の国際障害者年事業が終わりまして解散をいたします。こういうことで五十五年三月二十五日閣議決定されております。

○大原(亨)委員 いま更生課長、事務局長がお答えになったことですが、その答えによりまして、推進本部が長期行動計画を策定してやるというのですが、長期行動計画を策定してやる、これを総合的に年次計画を立てて実施するのでしょうか。それをフォローしたり推進をしたりする機関がないということになりますけれども、どうするのですか。

○花輪説明員 長期計画につきましては、先ほど厚生省から御説明がありましたように、総理府の付属機関たる中央心身障害者対策協議会、この中に特別委員会、これはあくまで中央対策協議会の下部機関になるわけでございますけれども、この特別委員会の中で専門の部分を設けて、そういう審議をして長期行動計画を決める、こういうことになるわけでございます。

中央心身障害者対策協議会の所掌といたしましては、先生御存じのように二十七条で協議会の審議事項を決めておりますが、中央協議会自身といたしまして心身障害者に関する基本的かつ総合的な施策の樹立について調査審議をする、それ

からさらに障害者に関する施策の推進について関係行政機関相互の連絡調整をする、この二点を協議会の任務にいたしておりますので、そういう意味で中心協でやることになっております。

○大原(亨)委員 大臣お聞きになってわかるでしょう、国務大臣としてね。つまり中央心身障害者対策協議会というのがあるわけですよ。これは山田教授が会長ですね。そして二十名の委員をもって構成しているわけでしょう。そして、その下に実行委員的なものがブラスアルファとしてあるわけですね。しかし私が言っているのは、その所掌は総務長官なんです。事務局長たる更生課長は総務長官のもとにおるわけですよ。そして、ほとんどの心身障害者の対策というのは厚生省が持つておりまして、雇用については労働省が持つておるわけですよ。各局に分かれておるわけですよ。単なる合議体である中央心身障害者対策協議会で、そういう大きな総合調整や長期計画をつくることのできるかということが一つあるわけですよ。

私がそういう指摘をいたしましたら、国際障害者年推進委員会の副本部長である鈴木総理大臣ほか二副本部長の体制を言ったわけですが、これは来年で終わるわけですよ。国連で決定した問題で一番大切なのは長期計画をつくること。その際に更生課長板山さん、あなたは非常にやっておりますけれども、日本の政策は薄まき、ばらまきと、こういうふうな彼どこかで、ずばりと言っている。私は思うのだけれども、そういうことではないかな。場当たりではないかな。いまのスロープとか入り口とか、そういう施設にいたしましたも長期計画を立てて、びしゃつと一つの社会的な責任として、最低の経営のコストの中に計算をしてやるということをやらないと、ばらまきになっちゃっているから、障害者から見たならば、移動、交通という一番大きな金のかかる問題について、生活したり仕事をしたりするときの一番大きな問題について機会が均等に保障されてない。これは私鉄であろうが国鉄であろうが、公的な交通機関においては最低のコストのうちに計算するような考

え方でやらないとできない。ばらまいただけではいけない。五千も一万もあるところに五百程度ではいけない。それを十年間かかって、どれだけやるのかということをや、きちんとやるのが長期計画ではないか。一つの例であります。

そこで聞きますが、いまの政府の体制はなっておらぬ。中央心身障害者対策協議会というのは、ときどき会議を開く会議体が一番大切なことをやるうとしておるわけですが、会議体が集まると会議を開いただけではだめじゃないか、常時の行政執行機関というものが必要ではないかということになる。

そこで、これに関連をしてお聞きするのですが、心身障害者対策基本法という法律ができておる、いま永井さんも話をいたしました。言うなれば、これが総合立法の基本であります。これは一体、所管大臣はだれであるか、このことに関係いたします。お聞きいたします。

○板山説明員 私どもは、その法律に基づいて設けられております中央心身障害者対策協議会は総理府の付属機関であるという規定から見まして、総理府が所管の中心であります。同時に、その庶務を厚生省が引き受けておるわけでございます。総理府、厚生省共管とでも申す性格のものだと考えます。

○大原(亨)委員 それでは労働省とか建設省の住宅とか運輸省とかというもののウェイトについては、厚生省がウェイトが高いということをや、どこに書いてあるのですか。

○板山説明員 そのようなウェイトの高さ、低さは全く規定がございません。ただ所掌の関係で、付属機関として中央心身障害者対策協議会が総理府に設けられ、その事務を厚生省が、文部省の特殊教育課、労働省の業務指導課の協力を得て、これを行う、このようになっておまして、この規定から見ても、文部省、労働省、厚生省はとも、その責を分かち合うという仕組みになっているものと思っております。

○大原(亨)委員 答弁してみると仕事を分かち合

つて協力することになっていくものですが、ばらばらになりまして縦割り行政で何も、まとまった仕事ができない。薄まき、ばらまきと彼が言ったのは、そういうことを言ったのです。ですから、これは機能的には根本的に欠陥がある。基本法についても、この際、国際障害者年を契機にいたしまして直していかなければならぬ。

たとえば教育基本法でしたら文部大臣がやっておるわけですが、いろんな基本法でしたら主管大臣がおるわけですが、すべて各省の協力を求めて総合調整をする機能があるわけですが、ですけれども、これについては言うなれば総務長官——これは総理大臣ということなんですけれども実際は総務長官です。総務長官の総理府に所屬をしておる中心協の事務局がここにある。それで総務長官の管轄の中におりながら、では厚生大臣がこれを推進をする責任を持つのかという、そうではないう。事務局長が更生課長で帰らなければならぬ。更生課長というのは厚生省へ帰れば単なる下つ端の官僚であつて、局長や次官や大臣が上におる。だれも政治決断をしたり、総合的に推進をする体制になつていない。ばらばらの体制になつていく。その体制を直さないと、国際障害者年の長期計画を総合的につくっていくことはできないのではないかと。こういう問題について私は指摘をしておきます。

これは重要な点ですから、これについて単なる答弁を求めるといふことではないわけですが、これは長期計画を進めていく上において根本的に重要な課題として再検討すべきである。私の意見について労働大臣、国務大臣として理解できますか。

○藤尾国務大臣 仰せはごもっともでございます。いまの非常に大きな欠陥をいたしまして、短期的な、しかも責任所管のない問題を全部総理府に集めていくという性格があるわけですが、きわめてよろしくない、私はこう思います。御指摘のとおり、そういった問題につきましては厚生大臣が責任を持つなら厚生大臣が責任を持つというように、きちつと割り切るべきである、かように考え

ます。

○大原(亨)委員 非常に明快な答弁です。私は事実上即した答弁です。それから揚げ足をとることはいたしませんけれども、これは重要な課題である。ですから、たとえば行管庁長官の中曾根さんにいたしまして、行政の改革というのには単に人員整理をするということだけ頭に置いて考えています。現在の行政機構をどういうふうな方向づけをして改革をしていくかということについて頭を置かないような行管庁長官は、これは総理大臣になる資格は全然ない。そういう面において、私は横から見ておりまして、あれは行管庁長官として、いまの歴史的な仕事をやるというような哲学がないような気がする。それについては労働大臣の答弁は求めません。

そこで、そういう点から言うて関係大臣が全部集まつて、行管庁長官も来て、総理大臣も出席して、社労だけではなしに連合審査をして、国際障害者年に対処する総合的な議論をする必要があるだろう。そうしない、お役人さんが参りまして適当に答弁いたしまして、帰つていつて終わりのことでは政策は進まない、こういう気がいたします。それから、委員長はそれを銘記していただきまして、理事会等で検討いただきたい。これから国際障害者年になります、この委員会は中心的な委員会ですから、国会の運営自体にも関係いたします。思いますから、これは希望いたしておきまして、答弁は求めません。

この国際障害者年に当たつての長期計画は、いまの御答弁では本年中に計画をつくつて十年計画でやる、こういうふうな理解でよろしいか。

○板山説明員 五つのプロジェクトチームは本年から活動を始めますが、特別委員会としての意見をとりまとめますのは来年の暮れになります。国際障害者年という年に長期行動計画をつくることに着手しようというのが国連の提言でもありますので、昭和五十六年中に特別委員会としての国際障害者年長期行動計画のあり方に関します提言を取りまとめたい、このように事務局として

は考えておりますし、各先生方も、そのような形で意思決定をされたわけでございます。

○大原(亨)委員 長期計画は十年計画ですね。昭和五十六年度が初年度であるのかどうか。

○板山説明員 この点につきましては、できるだけ昭和五十六年をスタートの年とする長期行動計画にしようではないかという話し合いがなされております。

○大原(亨)委員 長期計画の初年度もまだ決定していないような、そういう政府は怠慢ですよ。済みまして推進本部は解散、こういうことでは、それが責任を持って——つまり障害者問題というのは、だんだんと内部環境破壊や外部からのそれの障害者がふえている。高齢化している。障害の種類も複雑になっている。こういうことで一つの国際的な問題、社会的な問題として問題提起をいたしまして、十年計画を策定して、それぞれの国において長期の計画の中で総合計画をやる、こういう趣旨でありますが、その趣旨を貫徹するような体制になつておらぬと思ひます。

そこで五十六年度を初年度として、この障害者年の長期計画を中心という話であります。五つのプロジェクトを中心とするという話です。五つのプロジェクトは、それは総務長官のものと合議体制の実行委員会的な、中心協の下部機構である、こういうふうな理解をいたします。そこで国際障害者年て来年度を初年度とする。予算編成から始まるわけであつて、いま、もう始まつておるわけですが、そういうことでやるならば、それぞれの五つの分野において長期計画が策定されておらなければならぬ。用意がなくては、国際的な取り決めは一年度中にやればよいのだから、来年いっばいでやればよいといふことで、来年の土壇場で、おきななことをやつて、言うなれば、やつておりますというだけで食ひ逃げをするといふことである。それはならぬと私は思うのです。ですから、それぞれの五つの分野における長期計画を立てながら、国全体としては障害者の現在の日本の実態に即して、どうやるかという問題について総合的な

横の連絡をとりながら、やつていくということがなければいけないというふうに私は思ひます。事務局長、いかがですか。

○板山説明員 全く先生のおっしゃるとおりだと思います。

○大原(亨)委員 あなたと意見が合うても何もならぬ。ならぬが、答弁したことは答弁の価値がある。これがいまの日本の政治の実態である、こういうことではあります。そこで、いままでの議論を踏まえまして話を具体的に進めてまいりたいと思ひますが、その中で雇用対策は私は非常に重要な分野であると思ひます。

つまり日本自体をとつてみましても、そうですが、高齢化社会に入つていくわけですが、雇用に対する考え方といたしましては、あらゆる働く人、能力のある者が一生を通じて、その力を発揮する、そういう体制をつくること、これからの日本が高齢化社会に入つていく、言うなればハードルを乗り越えていく非常に大切な条件である。つまり障害者の方々に対しまして、働く能力のある者が働くといふことが、所得の保障との関係や医療との関係やリハビリとの関係をきちつとつけていくことになるのだから、人間としての生きがいに通じていくといふことになるのだから、雇用といふことがやはり政策の中心です。それと一緒に年金や所得保障との関係は密接な関係がある。自立するためには密接な関係がある。そこで具体的に、時間もないことですから質問を続けてまいりたいと思ひますが、いままでの質問で、言うなれば重度障害者の雇用率は約一〇%、これは障害者の中の一〇%、百七十九万の一〇%か、その一〇%はどういう意味ですか。

○関(英)政府委員 先ほどの御質問の中で、重度障害者の雇用されている割合が一〇%というのが出てまいりましたのは、国の機関で雇用されている身体障害者全体を一〇%として見て、その中で重度障害者の占める割合が一〇%、こういうことでございます。

民間全体におきまして重度障害者の占めている

しょう。精薄は三十八万でしょう。合計いたしま

体障害者を除外することができる道が開かれてお

で機能障害を起こしますと障害年金の対象になる

ども、ただいま申し上げましたような年金制度の

仕組みの上からいって、これは制度的に大変困難な問題ではないかと考えておるわけでござい

す。
○大原(幸)委員 そうすると、言うなれば厚生年金に二十歳から加入いたしましたも、雇用関係が

発生いたしましたも、二十年間たつて六十歳でなければ厚生年金は、いま、もらえぬわけですね。

選出できないわけでしょう。国民年金の場合でしたら、拠出制年金に入りまして二十五年たつて

六十五歳でしよう。選出できるまでは非常なハンディがあるわけですね。たとえば働く場合におきま

しても、最低賃金制の制度と一緒に雇用の一定率を雇うことを事業主の、企業家の社会的責任

として考えていくようになるわけですが、しかし、その段階においても、たぐさんの問題があるとい

ふと自立できないということになる。具体的には障害者の生活の実態をどうするかということを考えな

いと、雇用政策というもののうまく進まない、こういうことになるわけですね。

これは私は長期計画の中で非常に重要な課題であるというふうに思います。これについては答弁を求めません。求めませんけれども、障害者の福祉年金については老齢福祉年金とパラレルの関係とかというところではなしに、障害者年金については拠出制の年金を考えながら引き上げていくという年金政策をつくるのが絶対に必要なことではないのか、長期計画の中で着手すべきことではないのか。体系上、制度上むずかしいということがあるならば、それを克服できるという知恵がないならば、このことが必要ではないかと思ひますが、いかがですか年金課長。

来は、ただいま申し上げましたようなことで努力をしましりましたというのを申し上げておきたいと思ひます。

○大原(幸)委員 ぼくは時間がないから一言だけ言つておくのですが、つまり老齢福祉年金の二万二千五百円と障害者福祉年金の二級を並行して上げるわけですね。そういう考え方ではなしに――老

齢福祉年金は上げなくていいというんじやないのですよ、経過年金はだんだんと減つていくのですから。障害者福祉年金については独自の政策になつてきますよ。財政問題から考えて、すぐスト

リートになつてくる。ことしは老齢福祉年金についても所得制限をつけるとか何とか言つてい

から、それと同じように障害者について所得制限も、いま御答弁のように同じような考え方では

ないか。障害者福祉年金制度としては問題ではないか。業務によるもの、業務外によるもの、

国民年金、厚生年金をならみながら障害者年金についてはどういうふうにするかということ

を考えると、そういうことで年金の改革をすべきであるというふうに思ひますが、いかがですか。

○佐々木説明員 障害者年金のあり方を年金制度の中で、どのように位置づけていくかという問題につ

きましては、厚生年金、国民年金とともに関係の審議会の審議項目の一つとされておるわけ

られても、つまり労働大臣が来ましても、ちゃんと実行できるような制度をつくつておかぬとい

けないのではないかと、こう思ふわけですね。あなたですから、かなりの威力を持つて経営者に対して

パンチをきかせれば影響は若干ある。いろいろな問題で私も想定できる。しかし、それは個人のこ

とですから、あなたはいつまでも労働大臣やつておられるわけではない。あれはいずれやめるだろ

う、こういうふうに見ておる人もおるかもしれぬから、やはり制度を変えなければいかぬ。

そこで、この制度に關係の深いのは、未達成企業に対する三カ年計画の提出を求めておられるはずであります。三カ年間に雇用率を達成いたしま

すというのを前提にした三カ年計画を提出させる方針をとつておられると思ひます。そういう未

達成企業の三カ年計画の提出状況はいかがですか。

○若林説明員 今日まで身体障害者の雇入れ計画の作成命令は一千百十六社に出しまして、提出をされております。そのうち百十三社につきま

して適正実施の勧告を行つておるわけでござい

う全然なつておらぬということですね。つまり企業は、企業の活動の中で、企業内であれば企業外で

あれ、こういう障害のいろいろな原因を直接間接にお互いの活動の中でつくつておるのですから、

お互いの問題として考えていく、こういうことがやはり雇用主、事業主についても要求される社会的責任ですから、考え方を要するといふこと

が必要で、啓発が必要です。必要ですけれども、それに対しては、たとえば未達成企業に對し

ては三カ年計画を出さないという法律をつくる。しかし三カ年たつても達成できない場合は、

たとえば納付金の月三万円を倍にすると課徴金のなものにしていくとか、あるいは会社名を公表

する、社会的なこういう責任を果たしていかないとすることを明確にしながら公表するとか、そうい

うことを制度としてやれば――いままで障害者雇用促進法というのは最初は倫理規定、訓示規定だ

つたのですよ。それを御承知のように納付金の制度でやつてきて、このことが足踏みしているの

ですから、積立金を使うということも大切で、あ

一年目にはどれだけできたか、足りないところは二年目にどうするか、それを二年目にやったかや

らぬか、そうして三年目に三年目にならないようにやってもいいと思ひますけれども、三年目に残ったものは、どうしてもやつてもらうぞというこ

とでなければならぬわけでございますから、そのように行政自体にきつとした、けじめをつけるように、そういう指導をやっております。

いま現在それを展開中でございます。私は日本の企業の中で、このような大事な社会的責任を感じないというような企業は、まさかならうと思ひます。でござい

ますので、その企業責任を喚起するような措置をとりまして、必ず、これはやらせ

ますから、どうかひとつ、その点はごらんをいただきます。

それでお、どうしても言うことを聞かぬといううような――私はないと思ひますよ、しかしながら、どうしても、そうだと

いうのなら、あるいは労働省がそう言うなら、おれの方は何でも動かぬぞというう

ながあるのなら、それはそのときは私も腹を決めて、きつと、やるべきことをやらなければならぬ、

こういうことになるわけでございますから、そこで最後のきつとしたことをい

いたしまして、御審議をいただいて結論をいただきたいと思ひて

おります。その際に、納付金額につきましてでも制定以来五年になるわけ

でございますので、あわせて現行の額でいいかどうか検討していただ

こう、こういうふうにご考えてお

○大原(亨)委員 昭和五十六年、一九八一年の一年間に、国連の勧告によりまして長期総合計画をつくるというこ

とになっておりますから、つくる期間は今後いつにいつということになります。

そこで五十六年の十月に雇用達成率や納付金について見直す、

こういうことですが、障害者の実態が変わっているし、障害者の種類も変わっているし、数もふえて

いるわけですから、それに対応する社会的な責任を果たす、

こういう意味の改定でなければならぬ。単に、そこへ諮問して投げ出して

おいて検討してもらいます、これはもう、もとのとおりになり

ましたというこ

とではいけない、そういう考え方、この制度の見直しをする、

そういうふうにご考えてよろしいか。

○藤尾国務大臣 そのようなことにならうと思ひます。

○大原(亨)委員 それで私が提案いたしましたことについて、

あるいは労働大臣の方で最後には、やはり勧告をしても、

あるいは指導しても、この障害者雇用促進法の規定を守らぬとい

うのがあれば、そのときには断固たる措置をとる、

こういうことではあります。私は一応五十六年の十月とい

うのは年度内でもあります。そういうことを総合的に考

へながら、いままでも私が申し上げた提案を含めて御検討

いたしたいと思ひます。労働大臣、答弁。

○藤尾国務大臣 御趣旨のようによろしく思ひます。

○大原(亨)委員 今回、提案をされております雇用促進法の改正案

は議員提案として公報の案件にも出ておりますが、これ

につきましましては労働省は賛成ですか。

○大原(亨)委員 身障者の関係の団体、精神薄弱者の関係

の団体から、今回、議員提案されております。弱

者の関係の団体から、今回、議員提案されております。弱

弱

弱

弱

弱

弱

弱

弱

弱

弱

弱

かれてもいけない。本末を転倒してはいけない。こういうことを私はひとつ、いままでの議論の中から厳しく申し上げておきます。これは理解していただけたらと思う。

それから啓発団体等について、この金を出す場合にも、いやしく不公平であるとか、ばらまきであるとか、情実が入るとか、そういうことであつては相ならぬというふうに私は厳重に指摘をしておきます。

それから、いままで申し上げましたように、五つのプロジェクトについて十カ年の長期計画をつくるということは国だけではできない。基本法にありまうように自治体で受けとめてやらなければいけない、自治体は生活の場ですから。働く場です。と一緒、そういう問題を含めまして、

国連の勧告による長期計画について、速やかな機会に、この作業を整備をしてみらうて、答弁がありまうように五十六年度を初年度としようという決意ですから、来年度の予算編成に深い関係があるわけですから、大蔵省、渡辺大蔵大臣は必ずば切るのでしょうが、しかし、この重要性については十分留意をされて、そして長期計画については遺憾のないようにしてもらいたい。そのためには、心身障害者対策の基本法の見直しを含めて、私は、いまの中央政府における体制はきわめて不十分であると思う。これらの問題を含めまして、私は委員長にも申し上げておくのですが、やはり全部の政治の総合的な課題として関係各省が十分、この問題がこれから、どうあるべきかということについて、それぞれ討議ができるような場を理事会に諮ってつくつてもいい。労働大臣だけではないに關係大臣が出席をいたしまして、場合によつては総理大臣も出席をいたしまして、この問題が議論できるような場所を速やかにつくつてもらいたい。以上のことを要望いたします。

最後に労働大臣の決意のほどをお聞きいたしまして私の質問を終わります。

○藤尾国務大臣 確かに御指摘のとおりでございます。、こういう国連のせつ々発意をせられ

ました、非常に不適な立場にあらまう障害者の方々に対しまして、これから長期計画をもつて、これを救済をしていくという、これは政治でございませうから、これを推進をしていきますために、その年次、年次におきまして、このように現在なつておりますということ、これから、こういうようになつていきまうということ、これをコンプライムしていくという意味の審議が、あるいは御報告が当然必要である、かように私は考えますし、このことは、それぞれ各省からも来ておりますけれども、それぞれ大臣にも報告をしておりますと同時に、私からも閣議を通して各大臣に申し上げておきます。

○山下委員長 平石磨作太郎君。

○平石委員 来年は国際障害者年で、これに対応する、それぞれの政府の対応策も最前の質問の中でも明らかになつてまいりました。幾つか、お聞きしようと思つておつたことが、ほとんど論議がなされまして非常にやりにくいのですが、重複もあるかと思ひます、お許しをいただいて質問をしてみたいと思ひます。

来年は国際障害者年という形で障害者に対する施策が一段と推進できるように、国連総会におけるところの決議に基づいて行われるわけでございます。したがつて「障害者年の推進体制について」という五十五年三月二十五日の閣議決定でもつて推進体制ができておるわけですが、この推進体制は、先ほどの議論でもお聞きをいたしました、が、「五十七年三月末日をもつて廃止する」という形になつておる。もちろん臨時的なあり方だとは、この決定から見てもわかるのでありますが、やはり、この障害者年を契機として将来十年の行動計画といったものをつくつていくという状況から考えましたときには、これを単なる臨時機関として設置して推進体制を整えるというだけでは不十分ではなからうか。やはり常置の機関として行動計画の実施さらには、その追跡調査、こういったことを、あわせ推進していく一つの機関が必要ではなからうかというふうな気がしてならないわ

けであります。このことについて、いわゆる政府として、内閣として、どう取り組むかということについて大臣の御答弁を賜りたいし、さらにもう一つ、この中には、まことに大事な労働大臣が入つてないわけですか。これは忘れたのか、意図的に、そうしてあるのか。どういう経過で労働大臣はこれに参加してないのか、そのことを、あわせお聞かせいただきたい。

○藤尾国務大臣 御指摘のとおりでございます。、国連が国際障害者年という一年間を指摘をいたしまして、国連を構成しておりますそれぞれの各国に、十年間の長期計画をつくつてくれということをお願いしておりますのは、これは日本もそうでございますし、ほかの国もそうでございます。けれども、いづれも、この心身障害者の方々に對して十二分の措置ができていない、これをやらなければならぬのだという国際的な意思の表明であらう、かように考えるわけでございます。

でございますから私も日本国政府といたしまして、こういった国連の意図をいいますものを十二分に含みまして、その国連を構成をし、その中でも常任理事国に追随できるように、そういう責任ある立場に立つております日本といたしまして、そのような模範的な体制をつくりたいという意図で長期計画をつくつていくのであらう、かように考えます。したがいまして、それは長期計画をつくればいいというものでは当然ないわけでございます。したが、その長期計画をいかにして実行しおこせるかということであらうと思ひます。

したがいまして、この長期計画をつくるに当たりましたの総理大臣あるいは総務長官、厚生大臣というふうな、これに対する責任者あるいは副責任者といふものも選ばれて、その方々が、この長期計画の作成について責任をお持ちになられるわけでございますけれども、そのことは同時に、これから十年間にわたる、その計画の実行に對する責任を、政府として持つていくということの意思の表明であらうと思ひます。でございますから、その責任の遂行に当たりましては、その

計画の中に盛り込まれました、それぞれの仕事に應じて、それぞれの所管省を主宰をいたします閣僚が、それに対します全責任を負つていく、こういう意図であらうと思ひます。そこで仮に、そういった機関が解散をせられましても、その責任において打ち立てられましたものにつきましては、政府の最高責任の名において、これをやらうということでございますから、それを実行する上で、その機関が解散されましたからといひまして、その重さが軽減されるというような性質のもではない、私はかように考えます。

私が労働大臣といたしまして、これに参画をいたしていいではないかという御指摘でございますけれども、まさに、そのとおりでございます。私は、その責任ある立場には立つておりません。しかしながら何といひましても、その計画の中で非常に大きなウエイトを持つております心身障害の方々の御自立の精神によりまして、その御就職というふうな問題につきましては、これはもう労働大臣たるべき者が、その責任を持つて当たらなければならぬ、この計画の中の非常に重要な部門でございますから、その衝に入つておると入つていないにかかわりませう、それ相当な物も言います、また、その責任を十二分にしようといひたい、かように考えておるわけでございます。

○平石委員 いま大臣がおつたように責任は、これに入らうと入るまいと当然のこと、これは大臣としての当然の責務であり責任でありますから、入つておらうがおるまいが当然行ふべきことは行ふべきでございせん。だが一つの節として国連総会において決議がなされ、しかも、これに日本も参画をし、そして大きく、ひとつ障害行政についてはフォロアップしていかう、こういう観点から総理を中心とし本部長とする、これらの編成ができたわけですか。しかも、この中には大臣も事務次官も入つていない。

私、総理府へお聞きいたしますが、障害者対策の中では雇用ということ、まことに大事な一つの柱であります。したがつて、その大きな柱が、

この一つの推進体制の中から、しかも行政の長としての責任者が、しかも責任省が欠落をしておるといふこと、これはどういうことで欠落をしたのか、あるいは参加させなかったのか。大臣のいまの御答弁では、入ってまいしうが、いますまいが私は責任があるのだ、そして主張もいたしますというお話。だが主張の機会を与えられていない。大臣の、その意気は私、十分納得できるので、すけれども、この大事なところに大臣、次官が欠落をしておるといふことは、プランを立てる段階で、すでに真剣に政府が取り組んでおられるかどうか、その姿勢が疑わしいと言わざるを得ません。そういう意味で、ひとつ総理府のお答えをいたしたいと思ひます。

○花輪説明員 国際障害者年の推進本部についてのお尋ねでございますが、本部員に各省庁事務次官、十四省庁、本部員として参画いたしておられますが、もとより労働事務次官、この本部員として参画をいたしておられますか。

○平石委員 おりますか。

○花輪説明員 はい。

なお総理府の中に、推進本部の担当をいたします国際障害者年担当室が四月から新しくできておりました。四月から私も担当室長を命ぜられて参つたわけでございますが、先ほどお尋ねの推進問題に關します連絡調整事務につきましては、昭和四十五年に制定された心身障害者対策基本法がございまして、基本法の中の法律の定めをいたしまして、中央心身対策協議会の中で各省の連絡調整あるいは施策の基本的な調整をする、そしてその協議会の中に各省事務次官も委員として参画をする、こういう基本法のたてまえで、従来からいろいろと総合調整をしてきておるといふふうに承知いたしております。

○平石委員 この中央心身障害者対策協議会、いま御答弁で出てきました。これは、いわゆる基本法の中の常設機関として設置されておられるものでして、この基本法は議員立法とか聞いております。したがって、この基本法から常設機関としての心

身障害者対策協議会、これはいわば法定の機関である。そして、この障害者年推進体制の中では、やはりこの障害者年国内委員会、これはいわゆる臨時の機関として、そして、この法定の機関と臨時の機関とを合わせて一つの機関ができておられる。

この心身障害者対策協議会の所管は、これは総理府にあるわけですね。先ほども、ちよつとこの点について他の議員が触れておられました。総理府に於いて、しかも、この協議会から見てみますと厚生省の社会局更生課。本當にどういふことなのかわかりませんけれども、少なくとも総合的に各省庁にわたる総合的な行政を調整し、統合し、そして、そこに各省庁間の矛盾のないように調整をしていこうというねらいで、総理府に、このことが設置されておると認識するわけですが、その事務局が、いま、この令にありますが、更生課にある。厚生省にある。これではどうも、ちよつとにはなりはしないかということ。そして、この障害年を進める臨時的な推進体制の中でも、こういった一つの機構上の矛盾点が、そのまま、ここに持ち込まれた形において進めるのでは、本當の意味での体制が整うかどうかという心配がございします。したがって、その点についての御答えを賜りたいということ、それから、この心身障害者対策協議会の委員は何名で、どういう構成になつておられるか、あわせてお答えをいただきます。

○花輪説明員 先ほども申し上げましたように基本法の中で、中央心身障害者対策協議会がいろいろ各省の連絡調整をやるということになつております。従来から、各省単独ではなかなかむずかしい二省庁以上にまたがるものにつきましましては、対策協議会の中にプロジェクトチームを編成いたしまして、従来の実績をいたしましては三つのプロジェクトをつくりまして、たとえば社会復帰対策と雇用対策でございますとか、あるいは保護育成対策と教育対策でございますとか、三番目には社会活動促進と公共施設等との関連というふうなこ

とで、多省庁にまたがるものにつきましましては、そういうプロジェクトチームを編成する、それに、それぞれ関係省庁は参画する、そういう形で責任のある対策を検討し、調査し、研究する、こういうことで従来、対処してまいつていたところでございます。

○板山説明員 前段の、なぜ総理府の付属機関であります中央心身障害者協議会の庶務は厚生省が、文部省、労働省の協力を得てやつておられるのか、このような御質問であります。四十五年当時、一つの障害者問題への関心の高まりの中で、この基本法が制定されたのでありますけれども、當時におきましては障害者対策はイコール厚生行政、イコール福祉、そういった実態にあつたと言われている。さかのぼつて、いろいろ調べてみますと、なぜ、こうなつたかというところの中には、実態に即する、事務局をどこに置くかという議論がありまして、そして厚生省に置いた方がいいのではないかと、そして労働省と文部省と御協力をいたしたい運営していつたらどうかという経緯があつたと私は伺つております。

確かに御指摘のように総理府の付属機関の事務局が厚生省にあるというのはおかしい、そういう見方もできますが、その後における障害者問題への関心の高まりと運営のむずかしさの中で、いろいろ問題が出てくることも事実であります。明年の国際障害者年に関します長期行動計画の策定等を含めて、これから対応してまいりますのに、この組織がよいかどうか、さらに検討を続けていきたいと思つております。

また後段の、中央心身障害者対策協議会の委員構成はどうかということですが、ただいま定員が決めておられて二十名、この中に關係行政機関の職員七名、残りの十三名は学識経験者でございます。そのような仕組みで会長は山田雄三先生でございます。

○平石委員 いま御答弁いただきましたが、私が心配する点をかいつまんで申し上げます。いま常設機関である、この中央心身対策協議会

ですか、この常設機関が、いま申し上げたようにやはり形だけは総理府にあるわけですね。そして、いわば政府として取り組んでいこうという、これは形は総理府として非常に結構なことなんです。だが実際に実体を見ますと厚生省の更生課がこれを事務局としてやるということ、たてまえはいいんですけれども、実際はもう請負で厚生省に任ず、こういうことに役所機構としてはなかなかなんです。だから事務局が厚生省にあるから、もうそつちでやつてくだされいといったような形に総理府が肩を逃れるおそれがある。これが日本の役所の通弊として私は悪い点だと思ふのです。そこを心配すること。

それともう一つ、今度臨時的にフォローアップしていこうという、この国際障害者年におけるところの推進体制の中でも、いま御指摘申し上げたように労働大臣が欠落をしておる、大事な大臣が欠落をしておる。したがって、こういうような体制、たてまえは非常にいいんですけれども実際に見た場合に、果たして政府として、これに対応できる機構になつておるか、欠落の点がここに心配な点がある、ここを私、御指摘申し上げておるわけです。したがって私は、あくまでも、このことについては、いまの更生課長の答弁の中に今後の機構等も考えていくというふうな御答弁も入つていました。だから、いま二点御指摘申し上げたことについて、いよいよ来年に向かつての機構をも考えるのかどうか、もう一言お答えいただきたいと思ひます。

○花輪説明員 推進本部は、ことしの四月に発足したばかりでございます。ただいま来年度の予算要求に向かひまして大蔵省といふところと事務的な折衝を急いでおるところでございます。五十七年三月まで、この体制でいくことが一応決まっております。この体制でございますが、その間、長期計画の取りまとめ等、特別委員会の専門部会でも十分議論することになつておるところでございますので、先生ただいま御指摘のような点も含めまして關係各省との意見を十分深めてまいりたい、こういうふう

うに考えています。

○平石委員 いま申し上げて御指摘をしたわけですが、そのことをひとつ念頭に入れて、事務の処理上あるいは仕事を進める上において厚生省更生課へお任せ、そして、いわゆる予算編成のときに予算だけをつけておいたら、それでいいんだ、こういう安易な考え方で政府が取り組まないように、ひとつ御指摘を申し上げ、お考えをいただきたいと思うわけです。

それから先ほど他の議員の質問の中で、総理府からのお答えの中で、平等とはどうかというお答えをいただいで、ちよつと認識がずれておるような気がいたすのですが、もう一回、平等とはどういうことかお聞かせください。

○花輪説明員 正確に申し上げますと「他の国民と同じ生活を送ること」であるというのが、まず平等の定義として書いてありますが、またその国の社会経済の発展による利益の平等な配分を受けることである。こう国連の方で申しております。

○平石委員 わかりました。それでいいのですが、先ほどは、いわゆる障害者の生活自体から考えた平等、他の健全な方々との生活上の平等という意味でお答えいただいたと思うのですが、それでは不十分なんです。これは、そういった方々に生活条件の改善における平等な配分を意味する、これが欠落しておつたように思いましたので再度お聞きしたわけですが、私たちが行政として取り組んでいく上においては、もちろん実態的には他の健全者と同じような生活を営んでいただくようになつてもならなくてはなりません、それになるまでの行政その他のいわゆる配分、行政をする側の配分の平等ということ忘れては、この推進にはならないということから、気がつきましたので、お尋ねをいたしたわけでございます。したがって、そういうことで、この行動計画をつくつていただきたい。

それからさらに、くどいようですが来年度を初年度とする行動計画ということをおっしゃつておられました、来年度を初年度とする行動計画でござい

ますと、確かに、ちよつと時期が遅いのではなからうかというような気もするわけですが、来年から一応、推進体制の中で協議、検討し長期計画を作成するということでは、ちよつと時期的におくれるんじゃないかというふうな心配がございしますが、その点はどうぞございまいしうか、お尋ねをしておきたいのです。

○板山説明員 先ほど御説明を申し上げましたように、国際障害者年特別委員会が、ことしの三月末の閣議で決定をいたされまして、この審議が春から続けられまして、とりあえず昭和五十六年度におきます国際障害者年事業の推進についてということ、内閣総理大臣あてに中央身障害者対策協議会長の名において御提言申し上げたわけですが、政府の推進本部はそれを受けとめまして、明年度の国際障害者年事業の推進についてというのを、推進本部の本年度事業に關しまして決定をいたしました。この明年度事業から一つの答えが出てくるわけでございます。これを土台にいたしまして、そして今後における長期行動計画、このようなものがプロジェクトチームで検討されるという運びでございます、そのことも含めまして五十六年度を初年度とするというふうに特別委員会の御検討の中では話し合いがなされて、このようにお受け取りをいただきたいと思います。

○平石委員 それでは、この行動計画の内容といえますか、どういう形で審議をしていただけるのか、その内容についてお聞かせをいただきたい。

○板山説明員 ただいま予定をされておりますのは、先般の総会におきまして五つの部会を設けて審議に当たる。その部会は雇用・就業部会、教育・育成部会、福祉・生活環境部会、保健医療部会として企画部会でございます。先般のお話し合いの結果では、五十五人の特別委員全員が初めに申し上げました四つの部会について参加をしていただきまして、その中で関係省庁が幹事役となり、資料を提供申し上げ、御審議をいただく。企画部会におきましては、特に部会長、副部会長を中心

にして構成メンバーをいたしまして、全体の取りまとめ、調整なども含めまして御審議をいただく。さらに最近、用語の問題などが新聞などで取り上げられておりますので、この用語問題、さらには一般市民、国民への普及、啓蒙の問題などは企画部会で取り上げていただく方がいいのではないかと、このようなことで五つの部会が全員参加の原則のもとに一年間かけて長期行動計画のあり方を御検討いただく、このようになっております。

○平石委員 いま御説明いただいたような部会でもつて、ひとつ長期的な展望に立つ、りつばなプランをつくつていただきた。そして、それぞれ四つの部会、総合企画する企画部会、互いに有機的な連携を持つて、ひとつりつばなプランを作成いただきたということ。

それから、いま大臣の答弁にございましたように、プランはいつでも、だれでも、できるんだ、要は実行だ、こういう大臣の話がありました。したがって私、要望として申し上げておきたいのですが、このようにプランはきれいにでき上がりまして、あと実施の面において劣る点があつては困る。したがって予算の面も非常に厳しい現段階でございますので、そういった財源の見通し、さらには、これを推進する上については、もちろん教育としてのいろいろな要請も必要でしようし、そういったものも一つのプランに十分財源対策等をも見通した一つのプランにしていたきた。

日本のいままでのプランというのを見てみますと、ほとんどが財源対策のないプランに終わりがちなんです。したがって私は、少なくとも、これだけの大きなプロジェクトでもつてやることで、その財源の長期計画的なもの、財源対策等をもあわせて、ひとつプランの中に組み込んでいただきたというのを御要望申し上げるわけです。これは答弁は要りません。

そこで、次に伺いをいたします。今回の雇用促進法、これの改正をしようかという考え方があられるわけです。この雇用率ですが、私

にして構成メンバーをいたしまして、全体の取りまとめ、調整なども含めまして御審議をいただく。さらに最近、用語の問題などが新聞などで取り上げられておりますので、この用語問題、さらには一般市民、国民への普及、啓蒙の問題などは企画部会で取り上げていただく方がいいのではないかと、このようなことで五つの部会が全員参加の原則のもとに一年間かけて長期行動計画のあり方を御検討いただく、このようになっております。

資料をいただきまして見させていただきました。この資料によりまして、確かに雇用率の達成にはアンバラがございします。そして比較的大企業と言われる企業が未達成率が非常に高い、これにもいろいろ理由はあろうかと思ひますけれども、数字の上では未達成率が非常に高い。それから行政機関におきましては、国の機関はわりと達成をしておるのではないかと、努力の道がこれに見られる。そして一方、地方公共団体におきましては、やはり府県の段階において低位である、未達成率が高いということが示されております。いろいろと理由はあろうかと思ひますが、こういった達成がでない。しかも、この達成は短期のものでなく、さかのぼつての資料等を見させていただきたしても、傾向的に、こういう傾向があるんだということがうかがえるわけでございます、これに對して従来どのような指導がなされてきたのか、お聞かせをいただきたと思ひます。

○関(英)政府委員 御指摘のとおり、まず民間におきましては雇用率の雇用率は、規模が大きくなるほど実際の雇用率が低いという状況にございします。大企業におきましては新規卒業者を雇用するというところで採用計画が組まれる場合が多く、中途採用といひますが、そういう場合が非常に少のうございします。そういうわけで身体障害者の雇入れが、いままで進まなかつたということがあろうかと思ひますが、先ほど来、御議論いただいておられます雇用率を達成するための計画というものを、つくつていただきたまして、そして、その計画を、実行していただくように私ども計画の進捗状況を把握して、そして進捗状況の悪いところには適正にと個別指導を強めていくところでございます。

それから地方公共団体のうち都道府県の機関が雇用率が低いわけでございますが、これは中を割つてみますと、いわゆる知事部局といひますが、そういう面では達成しておるわけでございますが、教育委員会の関係で達成率が非常に悪いわけでございます。その主な原因は、学校の先生に身

資料をいただきまして見させていただきました。この資料によりまして、確かに雇用率の達成にはアンバラがございします。そして比較的大企業と言われる企業が未達成率が非常に高い、これにもいろいろ理由はあろうかと思ひますけれども、数字の上では未達成率が非常に高い。それから行政機関におきましては、国の機関はわりと達成をしておるのではないかと、努力の道がこれに見られる。そして一方、地方公共団体におきましては、やはり府県の段階において低位である、未達成率が高いということが示されております。いろいろと理由はあろうかと思ひますが、こういった達成がでない。しかも、この達成は短期のものでなく、さかのぼつての資料等を見させていただきたしても、傾向的に、こういう傾向があるんだということがうかがえるわけでございます、これに對して従来どのような指導がなされてきたのか、お聞かせをいただきたと思ひます。

体障害者が少ないということでございまして、これはいろいろ御努力はいただきますものの、学校の先生という職業に、なかなか身体障害者が向く場合が少ないということもございまして、非常に困難ではございますが、こういった点につきまして、さらに職域の開発等の工夫といったものも御努力いただくように、お願いをしておりますところでございます。

○平石委員 いま局長答弁にございましたように、いろいろと隘路等も努力の結果だんだんと改善はされておると思う。ところで、これは私案ですけれども、ただ勧告をする、計画を出す、その追跡調査をして、未達成のものについては、消化できないものについては勧告を与える、これも非常に結構なことだと私は思うのですが、考えてみますと、これは健康者の話ですけれども、さあ自分の子供が大学も出た、一体何をしようか、ところで日本の労働人口を求めておる職種で、一体何が、いま世間で足りないのか、何をやるかと思つても、求めておる職種が世の中に幾らあつて、これが足りない面、これは余つておる面、これがわからないわけですよ。したがつて、これを調査しなさいとおっしゃつても、なかなかむずかしいんじゃないか。いわゆる理屈の上からいいますと、いまの経済情勢の中で、そして、いまの産業の状況の中において、どういう職種の仕事が必要とされておるかということを、まず把握をして、そして、それに対応するような方法で将来の自分の生きる道を考えると非常に助かるのです。家庭も助かる。本人も助かる。

これは社会全体の話ですが、少なくとも、このような重度心身障害者といった形の方々は、そのままでは雇用が非常に困難な状況、だから企業側にとりまして非常にむずかしい状況もあるかと思ひます。そこで企業さんに、あなたのところでは、どのような職種に使っていただけますか、足らないのですか、余つていないのですか、こういったことを事前に調査をしていけば大体、求められるような労働者、いわゆる障害者の労働者です

が、それがおおよそわかるのです。そして、それによつて今度、障害者の方を、これはあれに向くのではなからうか、これはあの職種が適職ではなからうかということが、いろいろ相談、指導の中でできると思ひます。

そういうように単なるペーパーで計画を出さず、ペーパーで勧告をしていく、そして雇用率を高めていくというようにすることも必要ではありましようが、実態に踏み込む必要がありはしないか。これはもちろん機構の関係、人員の関係、予算の関係、いろいろとありましようけれども、少なくとも労働省は現地に職安の事務所を持つていらつしやる。そういうところの職員を、たとえば臨時なら臨時の職員でも雇つて、そういう企業に対して実態把握をしてみる。そして、それを一応手元に持ちながら雇用率の達成というものを推進していくような方法もあるのではなからうかという気が私はするわけですが、お考えをいただきます。

○閣下(英)政府委員 御指摘のとおり心身障害者の雇用を進めていきます場合には、単に抽象的に身体障害者を雇つていただくだけでは十分でございまして、まず第一に職業安定機関といつたしましては、心身障害者の個々人の持つてい職業能力を十分評価することが前提にならなければならぬと思ひます。非常に軽度の方あるいは中程度の方であれば、いろいろな職種に適合可能でございまして、重度の方になりますと、それぞれの身体障害者の障害の部位も違ひます。したがつて、その持てる職業能力も非常に変わつてまいります。ですから個々人について職業評価をすることが、まず重要になります。

そういう意味におきまして安定所では、身体障害者である求職者については登録制度をとりまして、普通一般の場合と異なりまして個々人について十分職業相談をし、職業評価をするようにいたしておりますが、重度の場合になると必ずしも安定所ですべてできません。その意味で心身障害者職業センターというのを全国各地に県に一カ所ずつ

つくつておりますので、そこで綿密に職業評価をするということがまず第一だろうと思ひます。そして、その評価された職業能力というものを事業主の方にお示しして、その事業所で、どこで使つていただけるか、現状ではだめならば、どういう設備の改善あるいは作業機械の改善を要するから、そういう方が使えるようになるのかという御相談までしないと、具体的な就職に結びつかぬというところになるかと思ひます。

そういう点、御指摘のとおりでございますので、これから、そういう評価をする専門的な職員を研修を強化して、さらに一層養成していくとか、あるいは安定所職員で足りないところは相談員といふようなものを増員する形で職員の能力を補つていただきます。身障者との相談、対事業所との細かな相談、そういうものに充てるというようにすることも含めて、来年度以降さらに努力してまいりたいと思ひます。

○平石委員 積極的な御答弁をいただきました。そこで、そういうたいやうな重症者の職業訓練あるいは相談所、そういう中で障害者を指導しては、いろいろ御相談をしていくということについては、いろいろな隘路もありません。また人に言えないようなことなんか相談を受けなければならぬといふことになつてくる。そしてまた私いふところのことなんです、障害者といふものは、いわゆる身体障害者という形で、ただ一つの抽象的なものの枠の中で行政を進めますと、いろいろと突き当たる点が出てくる。厚生省の過日の調査を見てみると非常に増加率ですね。四十五年の調査から今回の調査まで、概数でございましてけれども、ざつと五〇%ふえている。そして、いわゆる障害者が百九十七万、ざつと二百万人になつておる。

それを見ましても内容的には視覚障害の方、聴覚障害、音声言語障害の方といったように内部障害、肢体不自由児といったような形で、いろいろな障害部位があるわけです。特に視覚障害といったような方々あるいは聴覚、言語障害といったような方々との応接、相談ということになりますと、実

際のところ、かゆいところに手が届かないことがあるわけですね。それで障害者にとりましたら、まさに歯がゆくてならぬわけですね。自分の思うような指導もいただけない、表現もできないというようなことが現実に出てきます。

そういうようなことから考えたときに、それに対応する職員、これは当然、研修その他を行つておると思ひますが、特に、そういうような対応の職員さんは、障害者の方々は心理的にも健全な方々とは非常に違ひます、そういう心理的な面も十分に理解のできるような対応をしての相談にあつていただくかならないかと思ひます。したがつて、いわゆる手話とかいふような、そういう話のできる職員さんが実際おたくにいらつしやるのかどうか、お聞かせをいただきます。

○閣下(英)政府委員 手話のお話でございますが、安定所の就職促進指導官、身体障害者の就職問題を専門的に扱います者にございましては、手話を勉強して、そういうものが可能な者がたくさんおります。ただ、それだけでは必ずしも十分ではございません。特に、出かけていく場合には、なかなか安定所を抜けられないといふこともございまして、民間の方で手話の上手な方を手話協力員という形で委嘱申し上げて、五十五年度で二百人の方を委嘱して、安定所職員で手が足りない場合には、こういう協力員の方の御協力をいただきました。聴覚障害の方の職業相談なり、あるいは事業所への案内なり事業主の方との意思疎通、そういった場合に活躍していただくことをいたしております。

○平石委員 二百人の委嘱その他お話をいただきましたが、どうも私は十分でないという感じを持っております。それから特に地方団体等でも、こういった要請をたびたびいただくわけですが、こういう方々は義務化されておられません。だから職員の中で熱意のある方、あるいは必要やむを得ませんので手話の勉強に講習会等に派遣をします。長続きがいたしません。そういったような状況で役所自身とし

て対応ができない。したがって、そういう方々に
対するサーピスが不十分に終わって、あるいはサ
ーピスにならないような状況があるわけです。

きよは自治省もこちらへいらしてますかね。
自治省の方いらっしやれば、地方団体等でもいろいろ窓口があるわけです。いろいろな窓口に、それぞれ戸籍の届けに行った、あるいは世帯票の届けに行った、いろいろな用務が当然あるわけです。ところが手話の人がいない、全然話にならないんです。ということ、設置をしてほしいという要請をいということで、設置をしてほしいという中で、たびたびいたいたわけですが、そういう中で、そのような職員を配置しようとしたとしても現実問題として、できないから、いわゆる熱意のある者を訓練するわけですけれども、すぐ転勤をしてしまふ、こういうこともあつて十分な成果が上げられぬわけです。

こゝで雇用の問題に結びつけて、そういつたな
方々を雇用する、特別に手話のできるような、あ
る程度、手話が理解できるような障害者の方を、
もう専門に雇用しておく。そして、それは二人な
いし三人くらい雇用しておけば、あつちの窓口へ
該当者が来た、こちらへも来たというようなとき
だけ、そこへ行つていただく。一々窓口へ置くの
だけでも、これは財政上なかなか困難でございま
すから、少なくとも地方団体で二、三人は一応、
義務設置をしておくというようなことができない
ものかどうか、お聞かせをいただきたい。

○土井説明員 地方団体におきましては、それぞれ事情が異なっておりまして、いま先生おっしゃったように、なかなか、その対応ができない団体も現にあると思いますし、また私、ごく最近まで札幌市におりましたけれども、各区に手話通訳のできる方をそれぞれ配属しておきまして、それで言葉の不自由な方が来た場合には、いろいろな用務でお見えになりますけれども、その方が折衝して用務が足りるようにするといったような形で、その団体の実情に応じたような対応を今日まで、やつてきておるものというふうに考えております。

ただ地方団体の職員の採用なり配置の問題でございまして、いまお話がありましたような義務化というのは若干どうかという感じがいたしますけれども、先般も窓口の行政サービスの改革というような問題につきまして、これは一般的な形でございすけれども、各地方団体に自治省として、も要請をいたしております。そうした一環として、それぞれの実情に応じたような形で対応されることを期待しているところでございます。

○平石委員 来年は国際障害者年です。普通のと
きには、なかなかむずかしいと思いますので、私
は、この計画を練る際に、そういった義務化の方
向も盛っていただきたい。

それから、きょう運輸省来ていた聞いてますね。運輸省の方にも、ひとつお聞きをしたいのですが、過日、私テレビを見ておりますと、これは要請もよくいただくんですが、アメリカのバスは、身体

かに、この推進計画の中では考えていたのだと思います。と思うのですが、両方御答弁いただきたいと思えます。

○寺嶋説明員 お答え申し上げます。

身体障害者の方々のバスの利用につきましては、従来より、その円滑な実施が図られますように関係の事業者等に対する指導を行ってきたところでございます。ただいま御指摘がありましたバスの停留所における点字による行き先等の表示につきましては、御指摘のとおり目の不自由な方に対して非常に大事なサービスであると思われまますので、どのような内容のものを、どのようなスペースに入れることができるかというような技術的な点も検討の上で、少なくとも目の不自由な方々の利用頻度の高い停留所を手始めに重点的

に整備するという方向で前向きに検討してまいりたいと考えております。

それからリフト付きのバスの件でございます
が、一部外国に、そういうような構造のものがあ
るといふことは伺っておりますが、通常の路線バ

に、いまま少ない雇用率でありますけれども、これが未達成だ。そして外国を見てみますと、西ドイツあたりは六％。大体三％、五％、六％といったような雇用率なのです。そしていま、ちよつと触れましたが、身体障害者が五〇％もふえておるといふ現状、こういうことを考えたときに、私は雇用率の見直しと納付金の見直しが必要だと思つたのです。詳しくお聞きしたいと思つておりましたが、時間が来ましたから、この二点についてお答えいたしたい。

○関英三 政府委員 法律によりまして雇用率設定後五年が来年の十月でございます。そこで関係審議会に諮問いたしまして雇用率及び納付金の額について御検討を来年十月までにいただくように考えております。

○平石委員 最後に大臣にお伺いをしておきます。

障害年を迎えて日本の障害行政も非常に大きく飛躍をせねばならない時期を迎えておるわけです。したがって先ほどからも、お話し申し上げま

したように、要はいわゆる実施だ。こういう大臣の決意も聞かしていただきましたが、財政事情等きわめて厳しい現実にあるわけでして、そういう中で、この章を半を叩き、しかも長期計画という

中でプランの作成が行われますが、先ほど大臣が
ちやうど席におられないとき私申し上げたのです
が、単なるプランでなしに、財源を付与した、い

わゆる財政の裏づけのあるプランをつくつて、そして長期計画を着実に実施するようなことをお願いをしたわけですが、そういう面について大臣の

所見をお伺いしまして終わらしてもらいます。
○藤尾国務大臣 仰せのとおりでございます。絵にかいたものでは何にもなりませんから、必ず

点がしぼられて質問されておりますが、私も四、五点を中心にして、主に行動計画、そういうものを中心に御質問したいと思っております。

〔委員長退席、湯川委員長代理着席〕

まず国際障害者年の行動計画について「障害者のための日」ということを宣言するということが一つ挙げられているわけですが、具体的に計画としては大体いつ行うのか、そこあたりの状況をひとつ御説明いただきたい、かように思います。

○花輪説明員 お答えいたします。

国連が国際障害者年の行動計画で「障害者のための日」の宣言をするようにという取り決めでいたしております。わが国におきまして、これを受けまして中央心身協の中の特別委員会、いろいろ御議論いただきまして、内閣総理大臣あてに意見書をいただいたわけですが、その中に「障害者の日」を制定するようにということも入っております。これを受けまして、具体的に日取りをいつにするかという点につきまして現在、各省庁という御相談をしておるという段階でございます。

○小測(正)委員 じゃ現在のところ、まだ成案がないということですね。そうしますと成案ができるような作業のスケジュールといえますか、日程からいって大体めどを、どこあたりをお持ちですか。

○花輪説明員 「障害者の日」を制定すること自体につきましては、政府の国際障害者年推進本部で決めた推進方針の中でも決定いたしておりまして、「障害者の日」の制定自体は決まっておりますが、その日取りにつきましては、いろいろ候補がございますが、何種類かの日取りにつきまして現在いろいろ各省と相談をしております、こういうふうな状況でございます。

○小測(正)委員 それでは次の質問も余り具体的なものをお聞きできないのじゃないかという気もするのですが、今回のこういった行動計画の中で特に障害者関係の啓発活動の企画をいろいろ

行わなければならないと思いますが、そういう意味で、わが国として、これらの啓発活動そういったものについて、どの範囲で、どういうところまで現在、企画されておるのか、そういった取り組みの状況等について、あれば、ひとつお知らせいただきたい、かように思います。

○花輪説明員 具体的な啓発活動として現在いろいろな計画を立てまして予算要求しておるわけですが、まず何と申しまして各種の記念集会を予定いたしております。これは中央の記念集会を実施すると同時に、都道府県レベルあるいは市町村レベルでも類似のものをお願いしたいというところで、いろいろと計画をしておるわけですが、記念行事といたしましては式典のほか各種展示会、これは障害者自身にいろいろおつくりいただいたものを展示するようなことも考えております。あるいは障害者をテーマにした映画会あるいは記念コンサート、そのほか海外の交流会、これは障害者の交換交流をやつたらどうかというふうな計画もございます。そのほか年度当初に障害者年の声明、これは内閣総理大臣から声明を出していただくということと計画をいたしておりますが、そのほか記念切手の発行、これは郵政省にお願いをいたしておるわけでございます。

そのほかアピリンピックあるいは身障スポーツ大会、その他テレビ、新聞等を通じての広報活動も計画をいたしております。

○小測(正)委員 いま、いろいろ触れられた障害者のスポーツ大会、これは大体、最近行われておるようでありますが、特に今回の障害者年を記念した全国身障者のスポーツ大会というものが計画されたという話がいま出ておりますが、その規模といえますか、そういった状況、これは従来もやられたと思いますが、今回、特に記念的な意味のあるものですか、そういう意味では従来以上の一つの、かなり大規模な中で取り組まれると思うのでありますが、そこあたりの状況をひとつお知らせいただきたい、かように思います。

○板山説明員 いま先生御指摘のように、この全

国身障者スポーツ大会は、昭和三十九年の東京オリンピックの後、行われました東京パラリンピック以来、開催をされておりましたが、毎年国体の後、その国体の開催された県でお開きをいただいております。来年は、ちょうど滋賀県の大津で開催されることとなります。大体十月の末でございますが、ちょうど国際障害者年でございますので、この全国身障者スポーツ大会を国際障害者年記念事業ということに位置づけまして、国連の提言にもありますように国際交流というものを、あるいは国際協力、そういう観点から東南アジア諸国から選手を招待をする。財政上の手当てその他どこまで可能になりますか、その旅費等につきまして御援助を申し上げますか、なかなか身障スポーツというふうなものが普及していません東南アジア諸国への一つの刺激といえますが、同時に国際協力、交流という意味も含めまして、この大会を盛り上げたい。大体いま全国から参加されます選手が千人から千五百人ぐらいの間でございますが、明年東南アジアからも数十人の選手をお招きできたら、このように考えまして、いま関係方面と協議を続けている段階でございます。

○小測(正)委員 有意義な、そういう記念行事としてのあれが、いまわかりましたけれども、いま参加者が千人から千五百人程度と言われたのですが、大体これはすそ野として精いっぱい参加ということと考えるべきですか。まだ努力すれば、もっともつと、こういう関係者の人たちが参加できるようなものを考えれば、工夫すれば、もっと参加がふえるのではないかと、これは、これは私の場合わかりませんけれども、そこあたりは大体どのようにお考えでございますか。

○板山説明員 実は各県は、この全国大会のために市町村段階で予選をいたしておるわけですね。その予選を経て県大会に出、県大会で成績優秀な方たちが全国大会に参加される。そしてこの参加される選手は、一生に一回というふうに限られている。いま先生おっしゃいましたように参加規模

でございますけれども、これは実は受け入れる、たとえば滋賀県でございますと滋賀県の体育施設、宿舎、こういったものとの兼ね合いがございまして、一概になかなか多々ますと弁ずというわけにはまいりません。滋賀県大会の規模からいまして千人から千五百人の間かと、このように考えているわけでございます。

○小測(正)委員 わかりました。

次は、やはり、この記念大会として身障者関係の人たちの技能競技大会、これも従来取り上げられて、かなり、やられているのじゃないかと思いますが、そういう意味では来年度はやはり、もっと規模を広げて大々的に、もっと意義あるものにするべきじゃないかという気がするわけですが、そこあたりの計画、企画状況等がありましたら御説明いただきたいと思っております。

○岩田政府委員 国際身障者技能競技大会、通称国際アピリンピックと申しておりますが、これが来年の国際障害者年の記念行事の一つといたしまして行われることになっておるわけですが、この大会は、身障者自身に、その能力、適性に応じた技能を磨かせることで、それを向上させる。そして社会経済活動に参加する意欲を高めるというふうなことで、あるいは世間一般に対しまして、身障者自身が作業活動に従事する幅広い能力と、その可能性を持っているというふうなことを周知させるというふうなことに、よりまして、身障者の能力の開発と雇用の促進について理解と関心を深めるというふうなことを目的といたしまして、やろうとしておるものでございますが、この大会を実施いたします者としたしましては、この六月に組織されました国内の財団法人の国際身障者技能競技大会日本組織委員会というものと、国際障害者リハビリテーション協会、通称RIIと申しておりますが、この両者の共催でやるというふうなことがなっております。行事の中心としたしましては技能競技大会と、ほかに、いろいろなエキシビジョンそれからセミナーをやるという構想でございますし、参加国と

いたしましては大体三十ないし四十カ国程度、二百名ないし二百五十名程度の人たちが参加することが予定されているわけでございますし、技能競技の職種につきましては、大体二十職種程度を予定しているというのが概況でございます。

○小淵(正)委員 先ほどのスポーツ大会といひ、いま御説明のありました技能競技大会、特に、これは国際的な色彩を帯びた大会でありますし「参加と平等」というのが障害者年の一つの大きなテーマでございますから、そういう意味では、こういったものをやることは非常に有意義だと思いますので、いま、わが国財政再建の途中中、かなり財政事情は厳しいと思いますが、これは二つとも成功するためにも、ぜひとも万全の予算措置を講じてもらねばならない、これは実現が、結果的に中身の乏しいものであつては非常に恥ずかしいこととなりますので、そういう意味で労働大臣、ぜひ、この点の財政的な確保だけはお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○藤尾國務大臣 国際障害者年の対策といたしまして、総理大臣が主管になりまして総理府並びに厚生大臣がこれを補佐をされて、強力な対策委員会をおつくりになつておられるわけでございますから、そういった年の行事の予算が足りないというようなことは、私にはちよつと考えられませんが、大丈夫だと思ひます。

○小淵(正)委員 心強い限りで、これで非常に安心するわけでありませう。

それでは次に移りたいと思ひます。
問題は、身体障害者関係のいろいろな問題を論ずる場合においては、何といひましても社会の中で自立していくということが一番大事でありまして、そういう点から考えましてもリハビリテーションというのは非常に重要なポイントになるわけでありませうが、現在、国立身体障害者のリハビリテーションセンターが設立されて、その実際の実施状況、こういったものは一体どの程度どのような形の中で、どういう人たちが、どの程度の規模の中で実施されているのかどうか、そこらあ

たりの状況を、ひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○板山説明員 埼玉県の所沢に設置されました国立身体障害者リハビリテーションセンター、これは医療から職業まで一貫したリハビリテーションを実施したいという願ひから実現をいたしたものでございませうが、厚生省と労働省が力を合わせて、いま完成に向かつて努力をいたしております。現在、更生訓練部門には五百八十人の定員がありませう。病院もオープンをしていたしました五十床でございます。

ここに入所いたします障害者は、訓練部門は身体障害者福祉法によります手帳を持つてゐる者、病院につきましては、身体障害者になるおそれのある者も含めまして、福祉事務所とか病院から紹介があつた者を原則として入院させる。そして、その医療的な措置が終つてしまつて、あるいは、それと並行いたしまして、生活訓練あるいは職業訓練、そして一緒に設置されてゐます労働省の職業総合リハビリテーションセンター、この機能も利用をいたしまして、総合的なリハビリテーションを実施してゐる、そういう実態でございます。

○小淵(正)委員 その利用状況といひますか活用状況といひますか、そういったものを、たとえば、これを利用しようというところで申し込みが殺到してゐるけれども能力の限度外で、なかなか、まだそれが利用できないとか、それとも大体現在の状況の中では、そういった来たいという希望に應じるような形でやられてゐるのかどうか、そういったものを含めた利用状況を御説明いただきたい。

○板山説明員 更生訓練部門では、先ほど申しましたように五百八十人の定員に対して三百六十六人の利用者がございませう。病院は五十床でありませうが、三十一人現に入院をいたしております。この入所者等につきまして若干のゆとりがございませうが、去年の七月から在京の三つの施設を移転いたしました、病院はこの九月からオープンをした、こういう、まだいわば整備過程にございまして、職員の配置あるいは医療機器の整備、こう

いったものがおくれにゐる段階にありますので、このような状況にありますが、むしろ地方の病院あるいは、よその施設で重度の障害者で、どうにもならないというような人たちが、この国立のリハビリテーションセンターに行つたなら何とかなのではないかということで訪ねましたり、電話で相談がありまして、あるいは人を紹介して入所を申請するといふようなことで、かなり、いま希望者がふえつつある、そのような状況でございます。

○小淵(正)委員 いまの御説明を聞きまして、ふえつつあるといふことで、ある程度理解するわけでありませうが、せっかく、こういうりつぱな施設があつて、それが本当に生かされないとするならば、なぜだろ、どこに隘路があるの、どうにか、問題があるの、逆にな、そういうものに關係した人たちが現場に何か問題がある、あるいはないかといふこともあるものだから、お尋ねしたわけでありませうが、そういう点では若干の準備不足その他の施設のおくれがあつたけれども、一応当初の目的どおり、これからは十分それが活用されていくといふふうに見えていいわけですね。

あわせて問題は、こういったリハビリテーションに従事する専門的な職員の養成といひますか、これまた施設をつくるけれども、仏つくつて魂入れずといふことになるわけでありまして、こういった人たちの養成にどうしていか、また、そういった者の訓練体制をどうしていか、そういう意味で、りつぱな、いろいろな施設はつくる、それに應じる付属的な、そういう関係の人たちのものが実際にバランスをとれておるのかどうか。また、これからも、こういったリハビリテーション関係の訓練要員といひますか指導員といひますか、そういう人たちの十分そういう施設の需要といひますか、そういうものに應じ切るような体制は、どういふうな形を現在とられておるのか。一連のそういうものの現状について、でき得れば御説明をいただきたいと思ひます。

○板山説明員 リハビリテーションに従事します専門職員の養成確保は、これまた厚生省と労働省が、ともに努力をしなければならぬ分野でございますが、現在、理学療法士につきましては二百二十カ所、四百四十人の年間養成人員を持つております。また作業療法士につきましても十三カ所、二百七十人の年間養成能力を持つております。視能訓練士といふ目の不自由な人に対して訓練、これは三カ所、百人程度の養成能力があります。また資格制度ができてゐない職種であります、聴能士、言語士と呼ばれます人たちにございましては、厚生省としては一カ所、二十人の養成という状況でございます。しかしながら、これらの養成所を卒業して資格を取得しました人たちは、総数といひましたも、まだ四千人に満たないような状況でございます。

この需要と供給との關係は、まさに求人側に非常に不足があるといふ状況でございます。このパラメディカルな職員を中心とする従事者の養成はリハビリテーションの分野にとりましては最大の課題であるといひます。国立の総合リハビリテーションセンターにも義肢装具の適合士の訓練、さらに聴能士、言語士の養成所を、とりあえず明年から整備したいといふことで取り組んでおりますし、さらに身体障害者の福祉面で働いていただきますO.T.、P.T.などを含めての養成に取り組まなければいけないと思ひまして、検討をしてゐるところでございます。

○小淵(正)委員 あわせて非常に大事な点は、こういった身体障害者のリハビリテーションの技術をどう高めていくか、また新しい技術をどう開発していくか、そういうことも、これまで欠くことのできない重要なポイントでありまして、もちろん要員をいかに確保していくかといふこと、そういう中で、そういう新しい医療技術の発達に伴ひまして、そういう新しい技術の開発研究、こういった部門の体制は果たして、どうなのだろうか、そこらあたりについて万全の体制がとられておるのかどうか、その辺についての現状について御説明をいただきたいと思ひます。

○板山説明員 まさに先生の御指摘のとおり、このリハビリテーション技術の研究開発というのは、いわば最先端にあります。科学の総合的な技術を凝縮したところに実現ができるわけでございまして、このような意味では医学あるいは工学あるいは心理学、諸学問のエキスを集中いたしまして、この研究開発に取り組まなければいけないと考えております。従来も科学技術庁の特別研究費あるいは厚生科学研究費、通産省あるいは科学技術庁等の協力もいただきまして、厚生省も一緒にございまして、この研究開発に取り組んできております。かなりの福祉機器あるいはリハビリテーション技術等についての難題の解決も幾つか進んでおるわけでありまして、国立リハビリテーションセンターにおきましても、そのセンターの使命といたしましては、このリハビリテーション技術の研究開発、これが一つの大きな柱になっているわけでございまして、現在でも、視力障害者あるいは聴力言語障害者あるいは肢体不自由者というふうな分野についての研究を続けておりますけれども、明年までに養成所の設置をいたしまして、その後におきまして、この研究開発部門の充実ということに本格的に取り組む、このような覚悟でまいっております。

○小淵(正)委員 わかりました。

では次に移りますが、現在、残念であります労働災害は依然として絶えないわけであります。非常にも不幸なことであります。文明、文化の発達の中で、こういった災害が後を絶たないというのは非常に残念であります。そういう意味で現在までの労働災害の被災者の社会復帰の促進は、これに対する援護、こういった諸施策をもつともっと前進させていかなければいかぬと思うわけであります。現在までに労働省として、労働災害の被災者に対する、そういう社会復帰に対する諸施策といえますか、援護策といえますか、そういうものの代表的なものがあれば二、三お聞きしたいと思いますが、その状況をひとつ、お知らせいただきたいと思います。

○吉本(実)政府委員 被災労働者に対します社会復帰の促進あるいは援護につきましては、先生御指摘のように大変重大なことでございまして、私ども、これらについて各年、充実に図るよう努めていくところでございまして、現在三十五の労働病院がございまして、そこにリハビリテーション部門の充実をしたり、また一貫した施設を持つております総合せき損センターを運営していくとか、あるいは労災リハビリ作業所の充実といったようなことで、社会復帰のための施設の整備に努めているところでございまして、またさらに援護の関係につきましては、労災就労等の援護費あるいは介護費の支給の問題、また社会復帰のための資金なり自動車購入資金の貸し付け、あるいは車いすや義肢器具等の支給、こういったようなことをとらえまして施策の充実に努めているところでございまして、また被災労働者のそういった点についての、いろいろ相談をするような人のために、各労働病院なり、あるいは労働福祉事業団に社会復帰指導員を全国に七十数名配置いたしましたり、あるいは都道府県の労働基準局に社会復帰指導員、こういったようなものを配置いたしました。社会復帰に必要な相談、指導を行ってまいるところでございまして。

○小淵(正)委員 そういった対象者は現在大体どの程度おられるのですか。労働省で把握されている数があれば、お知らせいただきたいと思っております。

○吉本(実)政府委員 それぞれ、いろいろございしますが、たとえば労働病院等におきましてリハビリ医療の対象となっておりますのは五十四年度で約五千人、それからリハビリ作業所の入所人員が五十四年度で三百人、また社会復帰の資金の実施状況が五十四年度で百五十人、それから自動車購入資金の貸し付けにつきましては約五十人、こういったような数字でございまして。

○小淵(正)委員 いまの御説明の中にありました総合せき損センターですか、春融を損傷された方に対する治療部門としてセンターが設立されておると思いますが、現在の実施状況が大体どう

いうふうになっておるか、その点もあわせて、できれば御説明いただきたいと思っております。

○吉本(実)政府委員 せき損センターにおきまして、実は病床数でございまして、これが五十四年度の六月に五十床でございましたが、それを十月には百床に拡大しております。そうしまして五十四年度の、つまり正確には五十四年六月から五十五年三月でございまして、その患者数は、入院患者が一日平均五十六人、外来が二十三人程度でございましたが、五十五年に入りまして、正確には五十五年四月一日から十月三十一日まででございまして、入院の患者数が一日平均九十一人、また外来が一日平均四十三人、こういったことで、十一月一日現在では、この百床につきまして満杯になっておるところでございまして。しかしながら、こういった問題についての拡充を図るために、来年度におきましては、これについてさらに拡充してまいりたいというふうに思っております。

○小淵(正)委員 御説明の中で、いろいろ、こういう施設がかなり充実して、また関係者の人たちに、かなり活用されているということがわかりまして、非常にいい状況だと思っております。

次に、先ほどからも、たくさんの方から御質問が出ておりました雇用率の問題で二、三点お尋ねしたいと思っておりますが、その前に資料の数字でございまして、これは「心身障害者の雇用促進のため」に「その中の数字で「心身障害者求職登録状況」これは四ページでございまして、五十五年で就業中の人の数は約二十一万三千七百というふうに出ておるわけですね。あわせて今度は十月二十一日労働省発表の「身体障害者の雇用状況について」という中で、一連の雇用状況の産業別推移その他、企業別推移等が出ておりますが、これでいくと「身体障害者雇用状況」という中では十三万五千二百二十八名になっております。だから、この違いは、要するに民間の数字がこれだけだから、ここに掲げている数字と数字というのが民間以外の、俗に言う政府関係のいろいろ、そういうところに入用されている人たちの数字なのかどうか、そういう

ように数字のずれは理解していいのかわるか、その点まず第一にお尋ねしたいと思っております。

○関(英)政府委員 先生御指摘の数字は、最初に御指摘がありましたのは、公共職業安定所に求職登録をしている者のうち現在就業中の者の数が二十一万三千、これは企業の規模を問いませんで、とにかく現在どこかで働いている人、身体障害者の場合には就職しても全部求職登録をとっておきますので、二十五万のうち二十一万人の人が現在働いておるといって数字でございまして。

次に御指摘ございましたのは、法定雇用率の関係で、民間で、ことしの六月一日現在に雇われている身体障害者数が何人か、そして、その雇用率はどうか、こういったことを調べたわけでございまして。したがって法定雇用率がかかりますのは一・五%でございまして、企業規模からいいますと常用労働者数六十七人以上でないと、この調査の対象になりません。そういう意味で、これは民間のうち法定雇用率が適用になる企業に、ことし六月一日現在に雇用されている身体障害者の総数が載っております。したがって、前の方は民間事業所に限りませんが、官公庁もありまして、それから、もつと零細規模のところも含んで総数、安定所に求職登録をした者のうち現在就業中の者の総数、こういったもので、そういう差があるわけでございまして。

○小淵(正)委員 わかりました。この雇用率が、法定雇用率一・五%に対して一・三%だということでは先ほどから、いろいろの方から質問が出ておりましたが、端的に言って労働省、行政当局としては、この雇用率が達成できない要因は一体何なのか、どのように、それを見ておられるのか、いろいろの要素が絡み合っている現在まだ達成できないと思われまして、当局側から見た場合に、なぜ、これが達成できないのかということについての理由を、どのように分析されておられるのか、その辺のお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○関(英)政府委員 規模の大きい企業におきま

ては、とかく従業員の採用を新規卒の採用という形で毎年四月に採用するというだけでございまして、余り中途採用のようなことをする場合が多くなりません。新規卒を採用するということになりますと、まあ規模の大きいところですが、その中で非常に健康で成績もよい学生を採用できるというようなこともございまして、従来、余り身体障害者の雇用は熱心ではなかったということがあるかと思ひます。

そのほかに身体障害者を雇います場合に、現実に行われております作業の実態、非常に規模の大きいところでは、たとえば流れ作業で行われているような作業の実態、それに安定所に求職登録をしております身体障害者がすぐには間に合わない。それを雇用して働いていただきますためには、作業設備の改善なり何なり、いろいろな工夫が要るわけでございまして、とかく大企業になりますと、そういう小回りがききませんで、そういう点は中小企業の方が手直しがしやすいという面もあるかと思ひます。

いろいろな意味で大企業の身体障害者の雇用には、それなりの困難な理由があるかと思ひます。一番の基本的には、大企業の経営者のトップが身体障害者の雇用ということについて本心に理解を示して、その気になれば、そういうような阻害要因は除かれて、一挙にということでは会社の経営上無理がありましようが、身体障害者の雇用は進んでいくものというふうには私は思ひます。また最近は大企業におきましても心身障害者の雇用には非常に熱心になってまいりまして、年度間に新しく雇用された身体障害者のうち、大企業に就職した者の数の比率は非常に高まってまいりまして、最近、大企業も非常に熱心に身体障害者を雇い入れ始めたということが言えるかと思ひます。

○小淵(正)委員 要約いたしますと、まだまだ社会全体が受け入れといいますか、自立して、社会生活の中の一員として、お互いが見ていくという社会全体の雰囲気といひますか、まさに言う「参加と平等」ですか、こういうものが日本の場合、

社会全体が、まだまだ非常におくれているということが要因のように言われたわけでありまして、そういう点は確かに、この数字を見ますと、われわれ素人から見ますならば一番受け入れやすいような卸・小売業とか金融・保険・不動産こういったところがかなり未達成の比率が高いので、そういう点も言われるかと思ひます。

それはそれとして確かに、そういう面もありましようが、あと一つ私これを見ておりまして考えるわけでありまして、これは法律が制定された段階からでしようけれども、一律的な雇用率の適用というのには若干、問題はないのかどうかですね。それぞれ関係の程度もありましようけれども、やはり、それぞれ置かれてある産業基盤その他実態を見るならば、ただ、これを一律的に一・五ということでは全部に雇用率を定めて、やること自体にも一つは無理があるのではないかとこの気もせぬでもないのですが、いまの段階で、まずそういうことよりも、こういうものをのびしやつと決めて社会全体が受け入れていくということが大事なのではないかとこの段階で切っておられるのか。若干そういう無理があつても、やはり、そういうことで割り切つていこうということで今日おられるのかどうか。私こういう重化学工業部門その他のいろいろな産業部門の中では、ただ一律に、それをばつと決めること自体に一つの無理がありはしないのかなという感じがなきにしもあらずなのですが、その点はいかがなものでしょうか。

○関(英)政府委員 雇用率は一・五%というふうな定まっておりますが、それを全事業の全従業員に一律に適用しているわけではございませんで、どうしても身体障害者の雇用が困難な職種については除外をいたしまして、除外率を定めまして、そして基礎となる常用労働者数を決定しまして、それに一・五を掛けて雇用義務数をはき出すというふうなことをやっております。わけがございまして、その除外の仕方に対する先生の御批判がもしもありませんが、一応この法律を施行いたします場合に、関係業界、団体の意向を十分聞き

まして除外を定めまして、そしてこれを運用しているわけではございません。そういう意味におきまして、私どもとしては必ずしもそれが現実に完全にマッチしたのになつていないにしても、一応そういうことをやっておりますので、現在の一・五%というのは何としても達成していただきたい最低限の数であるというふうな考えをしております。

○小淵(正)委員 同じく、これは先ほどのパンフレットの中ですが、有効求職者数、昭和五十五年二万九千五百七十三と出ております。要するに現在のところ働く意欲と能力を持ちながらも雇用の機会にまだ恵まれていない人たちの数がこれだけだ、こう見ていいわけですね。そうしますと、これはただ数字的なあれですけども、先ほどの御質問の中で、雇用率達成の中で計画書を出させるように指導した企業数を、たしか千百幾社、こう言われたと思ひますが、そのところを達成した場合には雇用が新しく生まれる数は幾らぐらになるのですか、その点ちよつと参考までにお尋ねいたします。

○関(英)政府委員 千百十六社が、これは年度間、一年限りの計画ではございせんが、全部身体障害者を雇つたとして足し上げますと二万二千二百五十六になる、こういう計画をつくつていただいております。

○小淵(正)委員 そうしますと、これは数字的な算術計算だけで問題を見られないわけですけども、ただ、そういう角度から見ました場合に、要するに現在の雇用率を、それぞれの産業、企業がかなり向上させることによって、現在における有効求職者を全部吸収できる、こういうことに数字的になるわけですね。

○関(英)政府委員 たまたま千百十六社の雇い入れ予定数が、現在の有効求職者の数と大体似通つた数に落ちついておりますけれども、この有効求職者数というのは固定的でございせんので、この方が就職しますけれども、新たな身体障害者である求職者が参りますので、最近、安定機関に参ります求職者の数は年々ふえざるでございまして、そういうこともございまして、この千百十六社だけで足りるわけではございせんので、それ以外にも、この雇用計画を命令した会社ほど率は悪くないけれども、まだ未達成のところもございまして、そういうところを含めて私ども雇用促進をやつてまいりませんと、求職者に対する十分なお世話がでないというところになるかと思ひますので、この千百十六社を重点的に雇用達成指導はいたしますけれども、安定所に参りました求職者につきましては、その人の職業能力に応じて求人を開拓し就職をさせていく努力が必要なことだと考えております。

○小淵(正)委員 この雇用率をいかに高めるかというところで、ぜひ考えなければならぬのは、私は地域別の関係だと思ひます。全体の数字がこれだけだからということではなしに、有効求職者数と、その地方における企業との関係がバランスが保たれておれば、それなりの促進もできるでしょう。しかし、いかに雇用率を達成しようというところで、いろいろ指導しようとしても、そういう企業の数が少なかったならば、どうしても、これはできない、あふれるわけですね。特に、こういう関係者の人たちの居住を移していくことは非常にむずかしい問題だと思ひますから、そういう意味で、三カ年計画で計画を出せ、そして、やれと言われて、実際にそれをやりましようといったときに、では、それだけの受け入れられるような、そういう人たちが、その地域におられるのかどうか。そういう地域の関係等を見ながら指導しないことには、ただ、こういう数字だけで、どうだこうだということでは、私は本當の指導にならぬのじゃないかと思ひます。そこらあたりで、実際に地と地についた指導と言つては悪いが、ただ計画書を出させるというのではなしに、そういう計画書の実体、雇用率未達成の中で、これから計画書を出させて三年間でやれというふうな企業が、地域別はどういうような状況の中の企業なのか、それと有効求職者がそれに対して応じ得るような状況なのか、この関係を見ながら指導しない

ことには、私は本当の裏のある指導ができないと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○閣(英)府委員 この千百十六社は、それぞれ各地の安定所長が計画の作成を命令して計画書を出していただいたもの、それを本省まで送って私どもも分析し把握しているわけでございまして、実際の命令を出したのは公共職業安定所長でございます。安定所長としては、もとより自分のところの求職者に対します職業紹介、これが一番の任務でございますから、それを何とかせなければなりません、その際に、こういう大企業の雇用率未達成のところを、まず重点にいたさなければならぬわけでございます。

ただ身体障害者の場合には、個々の人々によりまして職業能力もいろいろ違っておりまして、必ずしも数字だけで、すぐ結合するわけではございません。そういう意味で安定所を越えての紹介も必要でございまして、そういう場合に先生御指摘になりましたような住宅問題、こういうことも非常に重要でございまして、私も雇用促進住宅の中に身障者用の住宅というものも計画的につくっていくと思っております。その他いろいろな助成制度もさらに充実強化していくことが必要であらうと思っております。ただいま先生の御指摘のような点を踏まえて職業紹介をきめ細かく、そして環境を整備を十分に充実してやっていくということが、身障者雇用促進に非常に重要だろうと考えております。

○小淵(正)委員 最後にお尋ねしますが、この雇用未達成企業に対する納付金制度がありまして、この納付金が現在、正確な数字はわかりませんが約二百五十億ぐらいですか二百億ですか、あるというふう聞いておるのですが、それをどのように活用されようとしておるのか、その資金の活用というか考え方、そういうものがございましてならば御説明いただきたいと思っております。

○閣(英)府委員 ただいま御指摘の額は年間の納付金収入額ではなくて恐らく、それを五十二年度からやっておりますが、その年その年の雇用調

整金あるいは助成金等の支出額との差で積み立てられて残っております額につきまして御指摘があったのだらうと思っております。五十四年度で二百五十億の積み立てになっております。

これは活用が非常に不十分じゃないかという御指摘だろうと思っておりますが、雇用率が上がつてまいりますと納付金の収入が減つてまいりますし、また新規の雇入れがふえてまいりますと雇用調整金あるいは報奨金、助成金、そういうものの支出がふえてまいります。したがって、いつかはこれを取り崩し、そして、そういう雇用促進に役立てていかなければならぬわけですが、すでに本年度あるいは来年度は確実に、この収入を支出が上回るような状態になってまいると見込んでおります。そういう意味では活用されている面もあるかと思っておりますが、詳しい内容に立ち入ってまいります、必ずしも十分に利用されない助成制度もございまして、それから予算よりも非常にたくさん使われておる助成制度もございまして、現在の助成制度全体が本当に喜ばれるような、活用されるものであるかどうか十分見直しをしていくべきものもあると思っております。時宜に合った適切な見直しを行って、本当に活用される助成制度にしていきたいと考えております。

○小淵(正)委員 この身体障害者関係の雇用というものは非常に多面的で、いろいろな要素を含んでおりますから、一律に数字の面だけで、いろいろと律して物を考えることは私は非常に無理な面があると思っております。しかし何はさておきまして、それぞれの関係者の人々には、何といえますか社会の中で自立していく、自己の能力を開発していく、そして、それぞれ社会の構成員の一員として、身障者という特別な例でなしに単なる社会の一構成員としての自立の中で社会の中に溶け込んでいくということが一番理想だと私は思いますし、また、そういうふうな仕向けていかなければいかぬと思うわけですね。雇用率を上げるために、わざわざ自動的に使っているエレベーターに一人置いて座らせておいて、その操作をやらせる、こ

ういうことでは身障者の人たちを本当に社会の中に受け入れていったということにはならぬのではないかと私は思うのです。

そういう意味では、いかにしたら社会の中の一員に受け入れていくか、そのためには何はさておいても、それぞれの能力に応じた自己の能力開発をどう進めていくか、そういうためにこそ、こういう金が生かされていくべきではないかと私は思います。そういう点で、せっかくのこういうお金ですから、もつと前向きな形の施策の中に重点的に、こういったお金は活用されることを特に労働大臣にもお願いして、私の意見を終わりたいと思っておりますが、労働大臣の、その点についてのお考えをひとつお聞きしたいと思います。

○藤尾国務大臣 御趣旨に従って、やつてまいります。

○小淵(正)委員 では、これで終わります。

○湯川委員長代理 次に、小沢和秋君。

○小沢(和)委員 最初に、総理府の方にちょっとお尋ねをしておきたいと思うのです。

御存じのとおり来年が国際障害者年であるわけですから、そして政府も、これを記念する事業を来年はいろいろと展開するとうふう聞いておられるわけですが、しかし、私がまず問題にしたいと思ふのは、この一年間、記念事業を行うという考え方で、国際的にこの障害者年に取り組む、わが国としての責任を果たすことができるのかどうかという事です。国連は御存じのように国際障害者年の行動計画という中で各国がとるべき措置として、一九九一年までの十年間の長期計画を策定することを要求しているわけですが、ところが私どもが、いままでも記念事業という事で説明を受けたっている中では、全く、この計画はないわけですから、これはどうなっているのかというところを、まずお尋ねしたいと思ふます。

○花輪説明員 ただいま、お尋ねの長期計画、十年計画でございますが、これは私どもといたしましては中央身障者対策協議会の中で、五十六年の国際障害者年事業のあり方あるいは推進方針につきましては、すでに推進本部として決定をいたしておるところでございます。引き続き十カ年に及ぶ長期行動計画のあり方につきまして、この協議会の中に特別委員会をつくりまして、さらに、その下に各専門部会をつくりまして、そこで専門家による審議、これはほぼ一年の期間を見込んでおりますけれども、そこで十分御議論を願つて、そして長期的な観点から施策の前進を図つてまいりたい、こういう予定にいたしておるわけでございます。

○小沢(和)委員 そういう計画を立てるということと聞いて私も安心したわけですが、それならば、この機会に、もう一つお尋ねをしておきたいと思うのですが、閣議の決定で、総理府の中に国際障害者年の推進本部というものがつくられております。ところが、これが五十七年の三月の末で解散するということになっておる。国際障害者年がいままでも、やつてきているわけですが、この婦人の方々は長期計画も立てたし、そして十年間それを実行するための本部も、ずっと置かれたままになっているというふうな私、理解をしておるのです。計画を立てるというのは安心したけれども、本部はやはり解散してしまうというのでは、話がぐちゃぐちゃじゃないかと私は思うのですが、この辺はどうですか。

○花輪説明員 推進本部につきましては、これは国際障害者年の事業を推進する本部ということと、できておりますので、五十七年三月に解散することになっておるわけですが、具体的な記念事業でございまして、あるいはコンサートあるいは映画会等の大会でございまして、あるいはスポーツ大会でございまして、あるいは五十六年にいきます事業を推進する本部ということで、できておるわけでございます。

そこで、五十七年三月に解散することとおるわけでございまして、しからば長期計画の審議はどこで、どのような形でやるのかということがお尋ねの点になるのではないかと思います。これにつきましては先ほども申し上げたところでこ

ざいですが、障害者対策の基本法が四十五年に制定されているわけでございます。この中で心身障害者に関する総合的な施策の樹立あるいは各省にまたがるような相互の連絡調整を要するものについては、この協議会で十分審議をするということとを基本法の中で定めておりますので、この規定に基づきまして先ほど申し上げました専門の各部会を設けまして審議を着実に進めたい、こういう予定にいたしておるわけでございます。

○小沢(和)委員 その審議をそこでやるというのはわかりましたけれども、そうすると、それによってでき上がった計画を、中心になつて実行していく体制はどうなるのか。やはり国際婦人年で本部をずっと存置しているような形にした方が、それが考えてみても、よりそれを保障することになるのではないかと申すのです。それを廃止した方が、より進むという理屈は私は成り立たないのではないかと申すのですけれども、そうだとしたら、なおさらやはり存続する必要があるのではないのでしょうか。

○花輪説明員 この対策協議会は、単に学識経験者だけでございまして通常の協議会ではございませんので、関係各省七省庁の事務次官が正規の委員として参画をする、そして責任を持って施策を遂行する、こういう仕組みで現在、基本法ができておるわけでございますので、御説明を申し上げたわけでございます。

なお、この推進本部を永続的な組織にしたかどうかという御質問でございますがそれはそれで、また十分検討に値する一つの考え方とは思いますが、現在の推進本部は、この基本法の上のものとしまして、この法律の定めの上のものと、そういう形で推進本部を五十七年三月までということと決めておる、こういうことで御了解いただきたいと思ひます。

○小沢(和)委員 それでは、もう一遍だけ、そのことをお尋ねしますが、そうすると、その基本法でできている機構の方が、国際婦人年などの推進本部の機構よりも、さらに大きいとか、あ

るいは、しっかりと体制になつていて、この中であれば、私もなるほどということでも理解ができるわけですが、その点、一言でもいいから、ちよつとその比較をしてみたい。

○花輪説明員 四十五年に基本法が制定されて以来、各省庁単独で処理できますものは、もちろん、それぞれの省庁におきまして責任を持って実行していたわけでございますが、多省庁にまたがっているものにつきましては、すでに中心の中にも問題として取り上げまして、三つのプロジェクトをこしらへまして、そこで二省庁以上にまたがるものにつきまして議論を詰めて、そして、それぞれの施策に反映させておる、こういう実績がございまして。

○小沢(和)委員 では、その点は私は今後さらに見守つていきたいと思ひます。

きょうは私は障害者の雇用の問題を特に中心にお尋ねをしたと思ひます。

まず現状の認識ですけれども、障害者の雇用が、国際的な水準などから見ると日本は果たして先進的な状態にあると言えるのか、平均どころなのか、非常におくれているのか、国際障害者年を前にしておられますので、そういう国際的な日本の進展の度合いというのを皆さんがどう認識しておられるか、まずお尋ねしたいと思ひます。

○関(英)政府委員 身体障害者の雇用状況につきまして、国際的にきつと比較するということは非常にむずかしい問題でございますが、日本の現状につきましても、昭和五十一年の身体障害者雇用促進法の抜本的な改正によりまして、ようやく身体障害者の雇用促進について真剣な社会の対応が始まった、ようやく日本も身体障害者雇用対策について本格的な取り組みが始まったというところだろうと思ひます。したがって、そういう状況のもとで最近におきましては、中度、軽度の身体障害者の雇用は比較的進んでいて、これからの大きな問題は重度障害者の雇用問題である、こういうふうにお考えのところでございます。

○小沢(和)委員 五十一年から本格的に、ようやく始まったというふうには言われることは、つまり国際的に第一次世界大戦ごろからずっと、そういう努力が積み重ねられてきたというのから見るならば、非常に立ちおくれであるという認識を当局の方も持ちだしていることだと思ひます。

私自身も、まず法律の骨組みを、ちよつとこの機会に勉強しようと思つて勉強して、びつくりしたのです。身体障害者雇用促進法というふうな書いてあるのは、私は、国際的には、いま身体障害者という精神薄弱者とか精神障害者なども含む概念になつてくるから、当然そういうふうな人たちの含めて対象にしているのかと思つたら、この法律は、そういう者を対象にしておらないといふふうに聞いて、私はまずびつくりしたのでありますけれども、そのとおりですか。

○関(英)政府委員 法律の表題自体が身体障害者雇用促進法ということになっております。精神薄弱者につきましては、先生も御承知だと思ひますが、雇用率等を適用するわけはございませんで、ただ納付金の算定の基礎からは除くとか、助成制度については、すべて身体障害者として対象にするというふうな形で、援護事業には不自由な雇用を義務づけることにつきましては、まだ精神薄弱者の職業能力についての調査研究というものが十分でございまして、そういう研究を十分進め進め進め、こういう段階での現状の法律構成になつておるわけでございます。

○小沢(和)委員 こういう精神薄弱者や、あるいは精神障害者などを、いま対象から完全に外していいのではないという趣旨の説明がありましたけれども、これを正面から取り入れた総合的な雇用促進対策にしたい、これは重要な点なんだという直しに当たつて、これは重要な点なんだというのを、まず一つ私は申し上げておきたいと思ひます。

それから厚生省の方にも私ちよつとお尋ねをしておきたいと思ひますが、いわゆる身体

障害者と、それから精神薄弱者、障害者、こういうふうな人たちは、それぞれ、どれぐらいおられて、人口全体から見れば、どれぐらいの割合になるのかということが一つ。

それから皆さんの方は皆さんで、厚生省社会局更生課が今年度「第六回身体障害者実態調査」というのをやっておられる。この中に「就業の状況」というページがあるのですけれども、これを見て私もびつくりしたのですが、五十五年二月現在のいわゆる身体障害者の就業率はわずか三・三％、十年前が四・一％ですから一〇％以上下がつていふんですね。身体障害者なども積極的に働きたいという意欲が、私は全体としては非常に高まつている時期ではないかと思ひますけれども、そんな中で、こういう、こゝろ、三十年の中で一番低いというふうな数字が出てくるのは一体どういふことなのか。皆さんの方は、これはどう認識しておられるのか。私は全体として、いまのこの障害者の人たちが働けるように積極的な施策をとつていくということが、いかにおくれていないかというのを端的にあらわした数字、警告ではないかと思ひますけれども、これはどう認識したいのか、お尋ねします。

○板山説明員 第一点の身体障害者の数でございますが、これは子供の数も入れて身体障害児者と称せられる人たちが約二百四十万人でございます。精神薄弱児者と言われます人たちが約三十五万人でございます。それに精神障害児者と言われます人たちが約百万人、さらに重症心身障害児者と呼ばれます人たちが二万人おられますので、合算しますと三百五十一万人ぐらゐになります。これは人口に対して三・三％強でございます。

それから第二点の、就業率が下がつていふうふうにお話でございますが、その理由をどう見ているかというお話でございますが、私どもも一つは先生、実態調査の結果をあらわしたときもすとおわかりのように、十年前の調査に比べますと確かに五〇％程度ふえておるわけであります。

が、そのふえました中で高齢者が大変に増加率が高い。六十五歳以上あるいは六十歳以上の方たちのふえ方が非常に伸び率としては高いわけでございます。それからもう一つ、重度障害者、一級、二級と言われる人たちの増加が大きい。この高齢者の人たちがふえておきますことと重度障害者がふえておきますことは、仕事につきにくい障害者がふえていくことになるのでございまして、そのような意味で、就業率が下がったことの大きな理由は、障害者の高齢化、重度化にあるのではないかと私も考えております。

○小沢(和)委員 そうすると、そういうような要因があることはわかりますけれども、働きたい、あるいは不十分にして、この人たちは働けるのではないかとという人たちは、人口の中で大体何%ぐらいを占めるだろうというふうに、皆さんは、この調査結果から見ておられるのですか。

○板山説明員 大変むずかしい御質問でございます。私どもの方の調査でとらえております就業率の中には、労働省が雇用促進対策としてとらえておられますような雇用者だけではないで、あんまり、マッサージ、はり、きゅうなどを含まれて、自営とか農業に従事しておられる者も全部入っております。わけでございますので、先生の御質問のような、希望する人も含めて、どのくらいの就業率ということになるのだろうか、これはちょっと私のお答えがいたしかねるような状況でございます。

○小沢(和)委員 むずかしいというから、それではまた、それは研究していただくことにします。

私は、大体いま、おっしゃった三%強という推定は、アメリカなどでは両方の障害者を合算すると九%ぐらい、いろいろじゃないかという数字もありまして、非常に控え目過ぎるのじゃないかということの一つは申し上げたいと思うのです。そういうような数字を反映してだろうと思えますけれども、よその国では、たとえばフランスなどでは身体障害者の雇用率を一〇%というふうに定めているし、西ドイツでは六%、日本と比べてみると非常に高いということが言えると思うので

です。

(湯川委員長代理退席、戸沢委員長代理着席)

そういうような諸外国の数字から見ても、日本が、この前の法改正で、ようやく一・五%を目標とする、これは単なる努力目標じゃなくて必ずやるという意味だということになっていきますけれども、それにしても一・五%、なかなかくたつたということ自体、私は、こういうような皆さんの働きたいという、障害を持つておられる人たちの実態から見れば、これは非常に低過ぎる数字じゃないかと思うのです。それだけに、この数字は早く実現をして、諸外国がこういうような目標を掲げている、これに対応して日本もさらに前進させていくという積極的な姿勢をお願いしたいと思うわけですから、きわめて改善ののりというか、ほとんど停滞しているというふうな状態じゃないかと思うのです。ここ数年の皆さん方が調査された結果はどういうことになっておりますか。

○関(英)政府委員 民間におきます身体障害者の雇用状況といえますものは、毎年六月一日現在で調べておりまして、その改善の動きというのは、五十一年以来、余り目覚ましい改善を示しておりませんが、一つには、この五十一年以降といえますものが、先生御存じのような経済情勢のもとで非常な不況下にあつた。したがって民間企業としては減量経営ということがよく言われた、そういうなかで、この身体障害者の雇用促進に本格的に取り組んできたということも一つは影響があるうかと思ひます。

最近、大企業が新規の身体障害者の雇入れに非常に熱心になった。また、その雇用の割合も非常に高まってきた。新しく雇入れた身体障害者の中で大企業が雇入れた数の占める比率が非常に高まってきたというふうなことを申し上げましたが、それも大企業の雇用に対する積極的態度が去年あたりから少しづつ見え始めた、そういう経済全体の動き、それに伴う企業の雇用量の

調整の動きというものの、どうしても大きく影響される面があるかと思ひます。そういういろいろな問題はありますが、ともあれ先生御指摘のよう、この一・五%という数字は何としても達成していただかなければならない数字でございまして、計画に従つて達成するような努力をいたしたいと考えております。

○小沢(和)委員 いま認められたとおり、きわめて遅々たるものですね。一九七七年が一・九%、ところが翌年が一・一%、さらに次が一・二%、八〇年がようやく一・三%、まさに〇・〇一ずつ進んでいるというか、これは私に言わせれば全く停滞じゃないかと思うのです。このテンポでいつたら一・五%を実現するのに何年かかりますか。約三、四十年かかるということになるでしょう。国際障害者年を来年に控えて、こういうテンポではお話にならないと思うのです。

いま若干にしろ大企業が努力をしておるといふことを言われたのですけれども、しかし別の角度からも見てみる必要があると思うのです。それは雇用率つまり一・五%を達成の企業の割合というのを見ますと、これは千人以上が一・五%、八割以上が未達成ですね。しかも去年はどうだったかというところ七九・四%ですから、未達成企業の割合が二・一%ふえていたのです。だから、あなたは企業の姿勢を評価するようにおっしゃったけれども、全体としては、むしろ未達成のところが増えて、いままでよりも後退した企業が多いということも否定できない数字として認めざるを得ないのじゃないですか。そして全体として見れば、実際の雇用率というのは九十九人までが一・六八、これを最高にして刻みごとに、ずっと下がっている、最後は千人以上は〇・九〇、やはり一番低いのです。だから、そういう意味では大企業の努力は積極的に進んでいるのじゃないか、まだまだ、そういう中小零細企業などに比べて非常におくれである、むしろ後退した企業の方が多いというの

が、この数字の意味じゃないですか。

○関(英)政府委員 先生の御指摘のような面も確認

かにあるかと思ひますが、この実雇用率を昨年と比較いたしました場合に、千人以上が一・八六から〇・九〇、この改善が一番大きく、全体の一・一三に、一・一二からわずかに〇・〇一でございまして、上がつたのに響いているわけではございまして、千人以上の実雇用率の改善が非常に大きいというところは、それ以下のところの昨年との実雇用率を見ていただければ、そういうことが言える一面もあるわけではございまして。また年間の新規雇入れ数に占める千人以上の割合が高まっているということも事実でございまして。ただ、もう一つ先生御指摘のように、未達成企業の割合という数は千人以上でふえておられるわけではございまして、これは企業規模の変動等いろいろな要因があるかと思ひますが、そういう面もあるわけではございまして、とにかく未達成企業を少しでも少なくし、そして実雇用率を少しでも上げていく、そういう努力をいたさねばいかぬというふうに思っております。

○小沢(和)委員 この進まない原因は、ざばり言つて大企業のやる気のなさじゃないのですか。先ほど何か大企業の周りに障害者がいないような場合には引越してきてもらわなければいけないという議論もありましたけれども、引越してきてもらわなければ周りに障害者がいないほど大企業が雇用して、そういうような事態が起こつたなどというところは、まだ例がないのじゃないかと私は思うのです。やはり、やる気のなさが一番の問題で、それをどう労働省がやらせるように圧力をかけていくかということが、いまの一番の勝負じゃないのでしょうか。

○関(英)政府委員 大企業におきます身体障害者の雇用を促進するためには、一つは先ほど来、議論になっております雇用率の達成計画、いわゆる身体障害者の雇入れ計画、その達成指導でございまして、それからもう一つは、私も実雇用率が少ない業種を選びまして、そういう業種の方々の労使が集まつていただきまして、身体障害者雇用促進のための懇談会をいたしております。前回、

特に労働大臣にも御出席いただきまして、都市銀行関係について、そういうことをいたしました。近く化学業界について、いたそうと思っております。まあ大臣を含めて本省、そして第一線の安定所長を含めての行政指導、中央、地方を通じての行政指導を強めまして、雇用率の達成を図っていただきたいと考えております。

○小沢(和)委員　そこで問題なのは、労働省がどう、がんばるかということではないかと思うのですけれども、私は労働省の、この指導のやり方も、まことに手ぬるいのではないかと、思うのです。第一、雇用を進めるために計画を出させることが、できるようなっているわけですが、それは一・五の三分の一である。○・五を切ったような企業にだけ出して、おるといふように聞いているわけですね。この基準自体が非常に甘いのではないかと。では○・六ならば、もう免れるというようなことを許しておいたのでは、いけないのではないかと私は思うのです。その点を今後もっと改善していくべきではないか。

それから、この機会に、今日まで、こういう命令を何社ぐらい出されて、実際に、それがどう効果が上がったか。

○関(英)政府委員　現在までに先生御指摘のような基準で雇入れ計画を作成を命じておるわけでございます。これは、もつと未達成企業全部にせよという御指摘もあるかと思いますが、私どもの能力から見ても、本当に悪いところを、まず重点的に手がけようというところで始めたわけでございます。それで総計で千百十六社に対して計画作成を命じ、計画をつくって出していただいておるわけでございます。そして、これは三年計画で雇用率を達成していただくようにお願いしておるわけでございます。現在その年次別の、第一年度でどの程度計画どおり雇ったかというところを見まして、その達成の非常におかしいところに対しては、もつと計画を適正に実施しなさいという勧告をいたしております。勧告を命じたところが百十三社でございます。それで全国状況につ

いては現在集計中でございますので、いまだ手元には数字はございませんが、そういうことで逐次、計画どおりの実施を行政指導しているところでございます。

○小沢(和)委員　そうすると千百十六件の中で、目標を達成したために、もう、こういうような勧告とかいような措置が全然要らなくなったというところは、どれくらいあるのか、それを除いたら、あとは、この勧告を全部しておるのかどうか。

○関(英)政府委員　ただいま申しました勧告というのは計画期間が全部終わつての話ではございまして、計画の中間段階で、第一年度に計画どおりの雇入れをしていない、こんなことでは計画期間中に計画どおりの雇入れが進まない、こういうことで、もつと計画どおり適正に実施してほしい、こういう勧告でございます。したがって、それ以外のもは全部計画どおりやつたというわけではございません。まだ計画の期間中でございまして、そういう全体の計画が全部終わった形でのまとめは、まだできておりません。現在、計画期間中でございます。ただ第一年度の様子などを、いま全国的に集めて達成状況を見ようというところで集計中でございます。

○小沢(和)委員　いま減量経営などというものが大なり人々を採用していかないようなところなどについて、勧告をしたりするのを手加減するようなこと、はしていないのでしょうか。この点はどうか。

○関(英)政府委員　採用数がゼロのところにつきましては、こういう勧告をするということ自体に無理があるかと思ひまして、そういうことはいたしておりません。

○小沢(和)委員　そうすると、全体としては減量経営しながらも、若干でも採用しているところは、その中に障害者を入れなさいということで指導をしている。それはわかりました。それから、この勧告をしても、なおかつ言うことを聞かないような悪質な企業については、第十条で企業名を公表することができるということ

になっております。それで、もう勧告というような措置もとられるということになれば、これは私、正確には、いつ勧告をしたか、ちよつとまだ、よくつかんでおりませんけれども、一定の期間を置いて、これはだめだということになったら、当然その十六条で公表という措置をとらなければならぬ企業も出てくるのじゃないかと思うのです。そういうような見通しを、もう近々のうちにつけなければならぬような企業は出てくるのじゃないですか。その場合には、はっきり公表をするという、きつぱりした態度を、この際、示していただくことが、そういうようなところの雇用も進めることになると思うのですが、どうでしょうか。

○関(英)政府委員　勧告後の状況というものは十分見きわめた上でない、法律上の手続を進めるわけにはいきませんが、勧告後、相当期間経過しても、なお適正実施が一向に行われないという場合には、法律の規定に従つて企業名を公表するような段階に立ち至る場合もあるかと思ひますが、まだしばらく勧告後の状況を見きわめる必要があるかと思ひております。

○小沢(和)委員　そうすると、そういう時期を迎えれば公表するという立場ですね。それはわかりました。

それで、この機会に私もう一つ提案も含めて申し上げたいと思うのですけれども、皆さん、そうやって一生懸命行政指導をやるにしても、やはり伝家の宝刀というか相手に本当に、そういう立場に立つて真剣に努力をするようにさせる保障というのが必要じゃないかと思うのです。私は、それはやはり企業名の公表というように、一つの手段だとは思ひますけれども、物質的な手段というのが企業には一番効くのか、ペナルティーを取るといふことを、もつと真剣に考えるべきじゃないかと思うのです。

現在、納付金というのが一人について三万円ずつということになっております。私は、これは客観的には、そういうペナルティーとしての意味を

持つと思ひますけれども、私どもが聞いているところでは、企業によつては、いやあ、ああいうような障害者を雇うよりも三万円払つておいた方が安い、いいというように公言するやうな企業もあるというのを聞いています。こういうような悪質な企業に対して、本当にもつと効果目のあるようにしていくために、このペナルティーを引き上げる。

先ほど私、西ヨーロッパの例として雇用率が非常に高いことも言ひましたけれども、同時にペナルティーも、日本に比べると非常に高いのです。私が調べたものでは、フランスの場合は最低賃金、これは日本円に直すと月八万八千五百円ということになっておりますが、これの三倍、つまり二十六万五千五百円ペナルティーを取るといふことになっております。ドイツの場合で言う一人一日百マルク、日本円で計算すると一万二千円ぐらいになるわけですが、これは二十二日就労として計算すると、フランスと大体似たような二十六万四千円ぐらいになるのです。日本の三万円と比べてみると、いかに、これが厳しただけであるかということは、この数字を見ただけでも明らかではないかと思ひます。もつと、こういうようなペナルティーを取つても、この雇用を促進するということを、この機会に考えるべきじゃないか。この点どうお考えでしょうか。

○関(英)政府委員　現在の身体障害者雇用促進法によります納付金は、ペナルティーという意味ではございませんで、身体障害者を雇用した場合と雇用しない場合の経済的な負担の調整を図ろう、こういうことで雇用率に達しない企業から納付金を納めていただく、雇用率以上の企業から納付金を調整金を支払う。それからもう一つ、身体障害者の雇用を促進するに当たつて必要な助成をしよう。なお、その制度の適用を受けない三百人未満の中小企業の雇用に対する報奨をしよう、こういうような制度になっております。ですからペナルティーという形で構成されているわけではございません。ただ、この額につきましては五十一年に

定めましてから、すでに四年近くたっておりまして、来年で五年になります。雇用率については五年ごとに見直すことになっておるわけでございます。そのときに同時に、雇用率と非常に関係の深い、この額についても関係の審議会で十分御議論をいたさうというふうに考えておるところでございます。

○小沢和委員 そのとき議論するということですから、私は客観的にはベナルティとしての意味を持つていえると思ひますし、諸外国のこういう事例なども考えて、本当に、それだけのものを払うのなら、やはり、これは採用しようかという方向に作用するところまで引き上げるという立場で検討していただくようお願いしたいと思ひます。

それから、この機会に私は保護雇用という問題について、これは問題提起を兼ねて質問をいたしたいと思ひます。

一九五五年にILO、国際労働機構で九十九号勧告というのが採択されております。これは御存じのとおり身体障害者の職業更生に関する勧告と言われているもので、これは今日でも非常に重要な意味を持つ勧告とされているわけですが、この中に保護雇用制度というのがあるわけです。皆さん方も、この問題については、いろいろ研究されているのじやないかと思ひますが、この保護雇用制度というのは端的に言うところ、どういふものなのか、確認する意味で一言説明をしていただきました。

○関(英)政府委員 直ちに一般の雇用につくことができないような、通常の労働市場における通常の競争にたえられないような身体障害者のために設けられる施設、そういったものを保護雇用と言っているのだらうと考えております。

○小沢和委員 私の理解では、施設そのもののじやなくて、そういうような、いま、あなたが言われたような人達を対象にして国や自治体が、いまの授産施設のような、いわば福祉の対象として入所させるということではなくて、できるだけ普

通の労働者に近いような形で雇用して、いろいろな保護も加え、あるいは訓練もしながら、だんだん、できれば一般の労働者として普通のところで働くことができるように、そういう配慮もしながら就労の機会を与えていく制度だというふうに考えているわけですね。そう認識していいかどうか。

○関(英)政府委員 保護雇用という言葉自体の訳がどこまで定着しているか、非常に問題があるかと思ひますし、また、そこで言われましますものに在宅の者から含める方もいらつしやいます。そういう意味で、かちつとした定義があるわけではないと思ひます。よく言われますのが英国のレンプロイというふうなものとか、米国のグッドウィルインダストリー会社とかいうようなものだとしますと、わが国の場合では福祉工場みたいなものが、それに当たるのじやないかというふうにならましますし、在宅の者まで含めるといふことになりまします。在宅の者まで含めるといふことになりまします。在宅の者まで含めるといふことになりまします。在宅の者まで含めるといふことになりまします。

○小沢和委員 日本のいまの制度では、局長もよく御存じのとおり一般雇用の中にいこうというのと、もう一つは授産施設などと、大きく言えれば、この二つだと思ひます。諸外国もいうすでに西ヨーロッパを中心にして二十カ国ぐらいで、この保護雇用というものがやられていっているというふうな私、聞いていますけれども、この保護雇用の対象になるような人達も、日本では大部分が授産施設で働いている。だから授産施設そのものが日本の場合にはやはり通過施設だ、ここで、いろいろ訓練をして技術を身につけて一般の就職に出ていくように、そういう施設だといふふうな言われたいながら、この保護雇用がないのですから、ここに入つたら、そこでつかえてしまつて、平均すると五年くらいは、みんな、そこに入つておる、こういうふうな状況になつていっているというように

私、聞いていますわけですね。だから、こういうような保護雇用という制度を日本でも積極的に取り入れていく必要がある、そういう時期に来ているのではないかと私、思ふのですけれども、その点どう御認識なのか。今度の来年度の法律の改正あたりで、こういうような問題まで検討をしていく考え方があるかどうか、お尋ねをしたいと思ひます。

○関(英)政府委員 先ほど、ちよつと申し上げましたように、福祉対策として福祉工場というふうな形で、諸外国で行われている保護雇用のような形が日本でも、すでに行われている点は先生も御承知のとおりだと思ひますが、雇用の面から、こういった面に、どこまで援助の手を差し伸べるかといふことができるか、非常にむづかしい問題があるうかと思ひます。

先ほど申しましたように通常の労働市場で通常の競争条件のもとで働くということが直ちにできない、そういった身体障害者に対する施策として、雇用の面から、どういふことができるか、これは非常にむづかしい問題でございますので、私も、そういう点を意識いたしまして労働省に、ことし春、専門の先生方なり、あるいは障害者の団体の代表の方なりに入つていただきまして研究会を設けております。研究会では諸外国の実情なり、あるいは、わが国の施設の実態など実地調査をしたりして研究を進めていただいておりますので、その研究成果を待たした上で関係の審議会等に諮り、こういう問題について雇用の面で、どこまで何ができるか十分見きわめていきたいと考えております。

○小沢和委員 いま関係の審議会などに諮るといふお話が出ましたけれども、私が聞いていますのは一九七八年というから、おとしです、すでに身体障害者雇用審議会が大臣に対して、日本でも保護雇用を取り入れるべき時期に来たというふうな意見書を出しているというように伺つていられるわけですね。あなたが諮ると言われたのは、たしか、この審議会のことを言っているのではないかと

と思ひますが、その審議会自体が、そういう積極的な意見を具申してきているのじやないですか。私はそう聞いていますのですが、どういふような意見が出されてきておるのか、その意見自体を、どう御検討になつておられるのかということも、ちよつとお尋ねをします。

○関(英)政府委員 私は関係審議会ということでは抽象的に申し上げて恐縮でございますが、身体障害者の雇用問題については身体障害者雇用審議会がございまして、そこに諮りたいと思つておりますが、そこが、たゞいま先生御指摘のように外国における保護雇用制度等も参考にしながら、一般の雇用の形に直ちに結びつかない、そういう障害者について、どういふことをすべきか十分検討すべきだといふ答申をいただいたわけでございます。そこで、こういうものに基きまして、先ほど申し上げました研究会、専門家の方々にお集まりいただきまして研究会をつくつて現在、鋭意研究をしていただいているわけでございます。その検討結果を待つて必要な措置をとる、その中には審議会への諮問等も含めて考えていきたいといふことを申し上げたわけでございます。

○小沢(和)委員 こういう保護雇用などというふうな制度がないために、各地で重度の障害者の親たちが社会への参加、また労働への参加を実現するために大変な苦勞をして共同作業所というふうなものをつくつたりしているわけですが、これは公的には何の援助の対象にもなつていないわけですね。こういうふうな共同作業所といったようなものがあるという実態については御存じでしょうか。

そしてまた、こういう、いわば国の施策が立ちおくれたために、親が子供を少しでも、まともに育てていきたい、労働を通じて、いろいろな能力を身につけさせたいといふことで、こういうふうなことをやっている、それについて国として積極的な援助の手を差し伸べるべきではないか。私は、この点について、そう思ふのですけれども、どうお考えでしょうか。

○関英(政府委員) 共同作業所というような形のものにつきまして、雇用の場をできるだけ促進していく私どもとして手を差し伸べる余地があるのかないのか、非常に問題が多いと思います。私どもとしては、雇用関係の成立を促進するということが私どもに課された仕事でございまして。そういう意味で、雇用関係にない、そういった事業につきまして私どもが手を差し伸べるべきかどうか、非常に問題のところでございましておられます。

○小沢(和委員) いや、だから形式的に局長の所管の範囲に入っておるかという尺度で、この問題について答えるのはお役所風だと思うのですよ。だから皆さんがたたくさん、そこにおられるのだから、だれでもいいのですよ、こういうような積極的な、親が何とかして子供たちを、いろいろな仕事を通じて育てていきたいと苦勞している。国の、そういう保護雇用のような制度があれば、まさに、それにのるような人たちが、こういう制度がないために、こういう苦勞をしているということについて、少しでも援助の手を差し伸べるべきではないかと私は聞いているわけですよ。どなたか関係のある人がきつといると思うのですよ、答えてください。

○板山説明員 先生の御指摘の保護雇用というふうな制度がないからということになるかどうか、これはちよつと問題があるかもしれません、お話をありました共同作業所というふうなもの、あるいは福祉作業所と呼ばれておりますようなもの、全国にたくさん生まれつつありますことを私はよく認識をいたしております。

また児童福祉という観点から、親の会等を通して幾つかの共同作業所あるいは福祉作業所というものの対峙して、何がしか公費の助成の道が開かれておるわけでございます。

それから身体障害者の面でも小規模の授産施設が必要であるということで、昨年から定員二十人という小規模の施設につきましても、特に通所の授産事業というものを公認することになりました。

さらに重度の障害者の皆さんが地域の中で、よく生きるために軽作業とか創作活動をするような場所が欲しい、こういうことにつきましても身体障害者福祉センターなどを中心にいたしましてデーターサービス事業というものを実施するなど、いま御指摘のような実態に即する手当ては少しづつ私ども努力をいたしておるわけでございまして。

○戸沢委員長代理 簡単に願います。
○小沢(和委員) では、これで私はやめます。
最初にも申し上げたように私自身も、この障害者年の問題で勉強をしてみ中で、改めて障害者問題について、わが国の取り組みというのが非常に立ちおくれおるといふことを痛感しておるわけですよ。特に、その雇用という、障害者を持つてい人たちがやはり働いて独立をしていきたい、こういう気持ちにこたえる行政という点では、とりわけ立ちおくれおるといふふうに考えます。ですから来年この身体障害者雇用促進法が見直しの年にもなりますし、私がいろいろここで注文したような点も、ぜひ積極的に、その中に取り入れて考えてくれることを期待して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○戸沢委員長代理 石原健太郎君。
○石原(健)委員 五十五年六月現在の民間企業における身体障害者の雇用率は一・一三%というふう聞いておりますけれども、労働省としては、これは満足いく数字であると思ひになつてゐるか、あるいは、はなはだ不満なものであると思ひてゐるか、その辺を、お聞かせいただきたいと思ひます。

○関英(政府委員) 大変満足すべき状態ではないといふふうに認識いたしております。

○石原(健)委員 いままでの進捗率ですと、あと三十年ぐらいかかるといふお話もありましたけれども、労働省としては、あと何年ぐらいで達成できるか、あるいはまた、いつごろを目標に考えていられるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○関英(政府委員) あと何年というふうなことを私ども特に計画いたしているわけではございませ

ん。ただ現在やっておりますのは、特に大企業に多いわけではございますが、現実の雇用率の非常に低いところ、それをつかまえて雇入れ計画をつくらせて雇用率を達成するようにという指導を、まず重点的にやつております。それが三年ぐらひの間にできましたならば、さらに、もうちょっと上のといひますか、実雇用率がもう少し高いけれども、なお未達成のところといふふうに、順次、手を広げて、この雇用率の達成に努力してまいりたいと思ひております。

○石原(健)委員 あらゆる仕事とか何とかやる場合に、目標とか期間というものを、ある程度、設定してやつていくのが通常なわけでありまして、この国の機関の労働省が期間の目標を立てていないといふことは、ちよつと腑に落ちないので、この辺ももう少し検討していただいで、大体何年ぐらひをめどにしようかなことをやつていただかなことには困ると思ひますので、いま一度お考えをお聞かせください。

○関英(政府委員) 確かに法定の雇用率でございしますから、できるだけ早い機会に、これを達成するように私ども努力いたさなければならぬわけでございますが、雇用関係というものは時の経済情勢にもよる、あるいはまた会社のそれぞれの、いろいろな事情によりまして変動要因がございまして、必ずしも計画どおりに物事が進むというわけには、なかなかまいらぬ種類の性質のものだろうと思ひます。しかしながら法定の雇用率を達成してない企業に対して、この達成を強く指導していくことは、私どもの行政に課せられた一番大きな任務だろうと思ひますので、中央、地方等けて、この問題に強力に取り組んで、できるだけ早い機会に、これを達成していくようにしていきたいと思ひます。

その順序として先ほど私、申し上げましたように最も悪い達成の企業、これは大きいところが多いわけではございますが、そういうものから順次指導していく、私どもの限られた能力で重点的にやつていきますには、そういう形で順次やつていき

たいと考えておりますが、そういう場合には、雇入れ計画としては私ども三年間で雇用率を達成するようにというふうな計画指導をしているわけではございまして、そういう意味では、指導に当たつては三年間で計画を達成していただくというふうなことをめどに指導しているところでございします。

○石原(健)委員 その三年間で達成させていくという個別指導の対象は、達成率が〇・五%以下のところというふうに先ほどお聞きしたように思ひますけれども、そのとおりで間違いありませんか。

○若林説明員 御指摘のとおり〇・五%未満のところでございます。
○石原(健)委員 それから個別指導というのは、いつごろから始められたのか。あと中身は、計画を作成する上にとつていう程度のものであるのか、あるいは、もつとそれ以上のことをやつておられるのか、その辺をお聞かせください。

○若林説明員 個別指導につきましては、各安定所において、その計画の内容に即しまして求人開拓をいたしまして、場合によりまして集団選考、安定所の場所を提供いたしまして、そこに障害者の方々にたくさん集まっていたら、当該事業主の方々に来ていただいで集団選考するといつたような形態もとつてゐるところでございします。
○石原(健)委員 それは全国的に各地でやつてゐるのか、あるいは何か所ぐらひで、そういうことをやつておられるのかも、お聞かせいただければ……。

○若林説明員 私ども個所的に特に把握していることではございせんけれども、全国的に、そのような形で積極的に事業主に求職者を御紹介するという態勢をとるようになつておるところでございします。
○石原(健)委員 労力とか能力の面で、〇・五%以下のところを対象にしているというお話でありましますけれども、雇用率を向上させるための計画を作成しようというふうな程度のことであれば、これ

は文書でもできるわけなんですけれども、〇・五%以上の企業に対しても、たとえば文書程度のものであっても、やるべきではないかと考えるのでありますが、労働省としては、どういふふうにお考えになっておられますか。

○関(英)政府委員 作成の命令は確かに文書で行えば、それで終わりでございますが、計画を作成して出していたら、その計画が本当に達成可能なのかどうか、まず十分審査をいたさなければなりません。たとえば計画の三年次の終わりに必要数を全部一遍に雇いますという計画を立てられたのでは、どうも私も信用できない。また具体的に、どういふ年次計画でやっていくのか、そういう内容を十分審査して、適正な計画だと認めて初めて受理をするということが一つあります。

それから適正な計画どおりに雇入れが行われるかどうか。先ほど言いましたように求職者を具体的に紹介するとか、求人に来られたときに、そういう計画を出したところの事業所が身体障害者の求人ではなく、ほかの求人を出してくれば、その際、指導するとかいふようなことを含めて、計画の達成を指導していかねばならない。

そういうふうな計画書を出せば、それで終わりということでもないのですから、千百十六に上の会社に対して、いま計画を出していただいているわけでございますが、そういう形で具体的な指導に相当の努力を割くということには、ご意見を、まず一番悪いところからということで始めていけば、さらに計画をさせる企業をふやしていくということも、これから手がけていかねばならぬだろうと思ひます。

○石原(健)委員 今度、提案を予定されております法律では啓発事業ということも入っているわけですが、労働省とか府県など地方の自治体も、いままでも啓発ということはやってきたと思うのですけれども、その現状と、それが十分であったかどうかという点を、どのように認識さ

れておられるか、お聞かせください。

○若林説明員 私ども、いろいろな形で啓発活動をしているわけですが、いろいろな形で、年間一番大きな啓発の行事といたしましては、毎年九月に雇用促進月間というものを実施いたしまして、その期間に集中的に求人開拓等を行って、いろいろなキャンペーンを出したり、いろいろな形でキャンペーンをいたしたわけですが、その中でも、私どもの、この雇用促進月間という形が義務づけられているといつたようなことは、働いている方々の間に相当程度普及しているといふふうに理解いたしております。

○石原(健)委員 そういう啓発、それから今後予定されている啓発も確かに効果があるかと思ひますけれども、それ以上に、やはり〇・五%以上一・五%以下の企業に対して、雇用を直接、労働省から促すということの方が、より効果的でないか、私にはそう考えられるのですけれども、重ねて、雇用を促すようなことを、そういう企業に対してする気持ちはないのかどうか、お聞かせください。

○関(英)政府委員 雇用率未達成の企業に対しては計画書作成命令まで出すかどうかは別といたしまして、未達成の企業に対しまして、あらゆる機会に安定所として達成するように、そのために具体的な求人開拓を行うあるいは求職者を紹介する、そういう努力は常にいたしているわけでございます。特に、そういう点では雇用率を達成しているところ以上に未達成のところにつきましては御趣旨を踏まえて、従来もいたしておりますが、特に来年は障害者年でございますので、そういう指導には力を入れていきたいと思ひます。

○石原(健)委員 それから身体障害者がそういうふうになつていくか、その後、定着率がどのようになつていくか、そのような調査をされておられるかどうか、お聞かせください。

○関(英)政府委員 必ずしも御質問の確にお答えできる資料ではないかもしれませんが、労働省

で行いました身体障害者の就業実態調査、これは調査時点が五十三年の十一月でございますが、それによりまして身体障害者の平均勤続年数が十一年二カ月という数字が出ております。それで精神薄弱者の平均勤続年数は五年となっております。

一般常用労働者が八年十カ月でございますから、それと比較いたしますと、身体障害者の平均勤続年数は長く、精神薄弱者の場合は非常に短い、こういうのが現状ではなからうかと思ひます。

○石原(健)委員 やはり定着率を高めようというところが雇用率達成に大きな効果があると思うのです。私の知っている企業で、たつた二十七人しか職員がいなくて、そのうち九人が身体障害者というところを知つておまして、そこいらあたりの声を聞きますには、定着率を高めるために、さまざまな助成金も確かに効果はあるだろうが、それよりも就職したときに、すぐ支給される奨励金のようなものを、細々とでもいいから続けてもらいたい、こういう声があつたのですけれども、そういう声は労働省の耳には入っていないのでしょうか。

○関(英)政府委員 身体障害者を雇いました場合に、現在、雇用奨励金というものを一年間出す制度がございます。これを一年限りでなく、もう少し長くしてほしいというお話だと思ひますが、この奨励金は、その名の通り身体障害者の雇用を奨励しようということでございます。それをずっと、そこに雇用されている限り支給していくということとをねらつた制度ではございませんで、一年間助成することによつて少しでも身体障害者の雇用を奨励しようというだけでございます。

そういう意味で、むしろ職場の定着につきますのは、その身体障害者の障害の程度なり種類に応じた職場での適正な雇用管理あるいは作業施設の改善、雇用環境の整備、そういうことが非常に重要でございます。そういうものに対する事業主の助成といったものも考えられますし、あるいは安定所の指導官によりますフォローアップあるいは相談員による相談、そういうことを通じ

て、身体障害者が健常者と一緒になつて、その職場で十分働けるような環境を整えていく、そういうことに力を尽くすべきではなからうかと思ひわけでございます。

○石原(健)委員 助成金というのは、すべての身体障害者を雇用しているところに行き渡る性格のものではなくて、身体障害者を雇つていなくても助成金のようなものは必要としないところもあるわけでありまして。奨励金というのは、雇用している、あらゆる企業に行き渡るものでして、国のお金を使うという点では、より公平な性格のものではないかと考えられますし、奨励金を永続的ではなくても、いまの一年より、もう少し長くしてもらえないかという声もありますので、その点を御検討いただきたいと思ひますが、お考えをお聞かせください。

○関(英)政府委員 身体障害者雇用奨励金制度というのが前からございまして、最近たとえば重度障害者を雇いますと重度障害者雇用管理助成金というのが出るようになりました。そういう、より手厚い制度が適用になりますと雇用奨励金制度は適用にならぬわけでございます。そういう意味で、どちらかの制度が適用になつていのが現実だろ

うと思ひますが、重度障害者の場合には二年間助成するということになつておりますから、雇用奨励金よりは手厚い制度ができております。ただ、これは先ほど申しましたが、オイルショック後の非常な不況期におきます中高年雇用開発給付金と合せて、中高年及び重度の障害者の雇用を特に臨時応急的に促進しようという臨時の措置でございます。そういう意味で二年間で終わりになる制度で、もうすぐ終わりになります。したがいまして、これから、その制度が終わつた後におきま

働いていただける、それをどうやら確保できるか。賃金助成を長い間続けることは、私は決してよき政策とは思いませんので、身体障害者の雇用は奨励せねばならないし、その永続的な安定も何とか助成していかなければならないけれども、それは賃金の助成という唯一の方策でなく、多様な手段で考えていかなければならぬだろうと思っております。

○石原(健)委員 それから調整金と、あと報奨金という区別がなされていて、金額的には一万四千円と八千円。この区別されている根拠をお示しいただきたいと思ひます。

○若林説明員 納付金制度は、御承知のように身体障害者の雇用に關します事業主の社会的連帯責任の理念を基礎として実施されております。いわば共同連帯事業の性格を持つものでございまして、納付金は全事業主が、その雇用する労働者の数に応じて負担する原則でございします。中小企業につきましては、次に申しますような理由から、当面、当分の間、納付金の徴収の対象としないという事になってゐるわけでございします。それは中小企業を取り巻きます経済状況が厳しい、したがって納付金の納付義務を課さない方が望ましいといったようなことも理由とされてゐるわけでございまして、現在、納付金は先生御承知のように、従業員三百人以上の企業から徴収してゐるところでございします。

したがいまして、それだけの観点から言へば三百人以上の間での経済的調整ということでございますけれども、中小企業におきまして積極的な雇用が進められ、それについての費用も高まつてゐるということも考慮いたしまして、中小企業につきましては報奨金というものを支給してゐるわけでございまして、法律では規定で報奨金は調整金の以下の額とするということになってゐるわけでございします。

○石原(健)委員 中小企業と大企業という区別はあるかもしれませんが、障害者を雇用してゐるという点から見ますと、どつちの企業も、で

きる限り平等に扱つていいような感じもいたしますし、現に中小企業の方の雇用達成率がいいわけですから、この辺についても御検討いただければ、さうお願いいたしまして私の質問を終わります。

○戸沢委員長代理 菅直人君。

○菅委員 来年の一九八一年が国際障害者年という事で、これに關連しては、労働者だけではなく、特に厚生省そして総理府等を中心に、いろいろな施策がなされるというふうな、いろいろ計画を聞いているのですけれども、この問題、労働大臣にお聞きするのが適切かどうか若干、疑問もあるのですが、一つだけ大臣の御見解をお聞きしたいのは、障害者の問題について最近ノーマライゼーションといふ言葉が、ノーマライゼーションといふ言葉が、できるだけ一般の人たちと同じような生活のできる環境をつくつていこうということ、いろいろと言われておりますし、今回の国際障害者年に当たつての宣言等の中にも、そういう趣旨のことが入つてゐるわけですが、ノーマライゼーションについて多少一般的な御意見を伺う形になりますけれども、大臣はどのようにお考えになっておられるか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○藤尾国務大臣 御趣旨のとおりでございまして、現実に障害者がおられますのは、障害者だけが、そこに別におられるわけじゃないから、一般社会の中におられるわけでございしますから、そのまゝの形で、雇用におきましても、あるいは、その他の施策におきましても、通常一般社会の中にある障害者対策というもののザインそのまゝを施策の中に展開していきたい、こういう思想でございします。

○菅委員 大臣の御見解、私も、そのとおりだと思ふのです。が、では、いまの社会の中で、さういふ障害者の方が生活を、仕事をしていく上で何が一番の障害になつてゐるかというのを考えてみますと、もちろん、いろいろな施設の問題いろいろあるわけですが、一番大きな問題の一つが、実は障害者対策という形で障害者の方に

對して何々をするとか、どういふ施設をつくるという事以上に、私自身、自分のことを翻つてみても、自分自身、一般国民なり市民自身が、さういふ障害者問題に對して、どういふ形で生活をしてゐるのか。たとえば目の悪い方がそばを歩かせる、しかし何となく横断歩道に來られても、さういふふうな手伝つていかからない。さういふふうな意味では、ノーマライゼーションを進める上では、いわゆる障害者の人に対して何をしようかということと同時に、それ以上に一般国民に對して、また一般市民に對して、教育といふ言ひ方が適切かどうかはわかりませんが、啓蒙運動をやつていく必要があると思ひます。

さういふ点で一般国民ということになれば、一般成人ももちろんですが、やはり子供のうちから、さういふ状況になれ親しんでゐることがあれば、長い目で見てノーマライゼーションの促進は非常に大きな意味があるのではないかと私は思ふわけですが、さういふ点で文部省の方にお聞きしたいのですが、いまの児童に対する福祉教育という点において、この障害者問題について、どのような施策がとられてゐるのかということをお尋ねしたいと思ひます。

○戸田説明員 小学校や中学校の一般の子供たちが心身障害児に對する正しい理解と認識を深めることは、きわめて重要でございします。そこで小学校の場合には、教育課程の基本を定めてゐる小学校学習指導要領では、道徳という領域が各教科の領域のほかにございします。その道徳の内容として「だれにも親切にし、弱い人や不幸な人をいたわる」ということ、また中学校の場合には、中学校学習指導要領で「温かい人間愛の精神を深めていく」とことを示してあります。また昨年の七月に告示しました特殊教育諸学校の学習指導要領において「児童又は生徒の経験を広め、社会性を養ひ、好ましい人間関係を育てるため、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒及び地域社会の人々と活動を共にする機会を積極的に設けるようにすること」ということを示してお

ります。と同時に、その施行通達において、今度は小中学校の方に呼びかけておるわけですが、小中学校の方においても、この趣旨を十分理解し、適切な教育活動が展開されるように指導してゐるところでございします。これに基づきまして、盲、聾、養護学校においては、地域や学校の実態などを考慮して、学校行事やクラブ活動などの実施に当たつて可能な限り小学校、中学校の児童生徒と交流を行うこととしておるのでございします。

なお文部省では、昭和五十四年度から心身障害児理解推進校を全国の小学校、中学校の中から選んで指定するとともに、小中学校の教員が心身障害児に對する正しい理解と認識を深めることをねらいとして手引書をつくつております。これは「心身障害児の理解のために」というタイトルでございします。そのような手引書を作成し全国の小学校、中学校などに配付して、ただいま御指摘のような仕事を展開してゐるのでございします。

○菅委員 私が何かで讀んだか聞いた話で、たとえば北歐においては手話を義務教育の中でも、ある程度、教へてゐるというのを聞いたことがあつたわけですが、御存じのように手話といへば、耳の聞こえない方が話す上で手で話すわけですが、私も手話のことは自分ではわからないので、さういふことを言うのも自分自身がでなくては残念なんですけれども、手話を使へたりしない限りは、逆を、さういふ障害を持つた方とは会話ができないわけでは、さういふ点では、いま、おつしやつたような一般的な形で理解ということと同時に、一つの方として、たとえば手話がある期間だけでも子供たちに教へる、それは単に手話ということだけではなくて、より障害者の問題に對して理解をする上でも非常な効果があるのではないかと、さういふ点で、考えるのですけれども、この点についていかがでしょうか。

○戸田説明員 学校教育の中に、たとえばという

ございますが、この件に関しましては、各学校の判断によりクラブ活動などの場で取り入れることは可能とは考えられますけれども、学校教育として一律にすべての児童、生徒に指導すべき学習内容として位置づけることはむずかしい、位置づけるべきものとは考えてないというのが私の考え方でございますので、御理解いただきたいと思います。

○菅委員 私、この障害者年に当たって一番大きな問題は、この一年間に何をやるかということ以上に、いま申し上げましたように、または、いま御答弁いただきました点の中にも含まれていることですが、子ども、子供たち、そして大人を含めて、そういう障害者を持っている人々と私たちの方も含めてノーマルにつき合っていくことが、正常につき合っていく環境をいかに作るかということが、やはり一番重要なことではないかと思うわけです。そういう点で、確かに一律にやる方がいいか悪いかという議論は十分あるとは思いますが、ややもすれば、たまたまだけになりかねない、そういう弱い人、不幸な人に対する同情心という形ではなくて、私たち自身も、そういう中に自然に交流ができるという一つの例示的、またはトレーニングの一つとして、大いに、そういう点もお考えをいただきたいということを申し添えておきたいと思っております。

それから同時に、ただいま子供、児童に対しての福祉教育ということについてお尋ねしたのでありますが、これは子供たちだけではなくて一般の成人に向けても、こういうことが大変なことだと思っております。これは厚生省の方にお聞きした方が適切かと思いますが、身体障害者福祉法の中にも心身障害者対策基本法の中にも、国民の責務という形で、たとえば身体障害者福祉法の第三条の二項には「国民は、身体障害者とその障害を克服し、社会経済活動に参与しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない」という訓示規定が設けられているわけですが、こういうことについて、一般人に対する啓蒙活動等に

ついては、どういうことをされているのかということをお尋ねしたいと思っております。

○板山説明員 先生が御指摘になりましたようにノーマライゼーションというのは、障害のあるなしにかかわらず人間はみんな助け合って生きていくんだというのが基本にあると思っております。そういう意味で、福祉という分野から一般市民の意識啓発ということについて取り組んでおります厚生省は、ボランティア活動、特に最近、国民総ボランティアというような言葉もありますが、ボランティア意識を、どれだけ周知徹底して教育、訓練するかという、もちろんボランティアというのは自発性という原則がありますので押しつけるものではないと思います。国際障害者年を機会に厚生省の進めておりますボランティア活動は、障害者問題の一つポイントをしぼって、その啓蒙普及に努めたい、このように考えています。

さらに昨年来、実施しております障害者の福祉都市、町づくり運動も、こういった観点から、その町ぐるみ、障害者の住みよい町をつくる、これは決してハードの面だけではなくてソフトの面についても、市民の意識にかかわる問題についても重点的な取り組みをしていっていただきたい、こんなことを考えております。

もう一つ、いま先生、手話のお話を出されましたが、私たちは福祉の観点から、聴覚言語障害者における手話というのはきわめて重要だと考えています。その意味で、いま二千語ぐらい日本で使われている手話用語がありますが、これを三千語にしたい、このような願いから、ここ三年ほど新しい手話用語の研究開発を全日本聾啞連盟に委託いたしております。労働省もまた職業用手話についての研究委託をしていただくようになりまして、この手話用語の新しい開発を通して標準的な手話を全国的に広めていきたい、このように考えているわけです。

（戸沢委員長代理退席、委員長着席）
その中で、いままで最も効果がありますのは、先ほど申しました全国身体障害者スポーツ大会が各

県で開催されて十六回目になります。このスポーツ大会の開催されます県では、短大の女子学生あるいは看護学院などの生徒に大会のためにボランティアを五百人ほど手話要員として要請をします。この活動は手話用語の普及について大変な効果があるということを積極的に申し上げておきたいと思っております。

○菅委員 厚生省の方での御努力については、かなりよくわかったのですが、この国際障害者年に当たって、いろいろな行事なり施策を特に考えられているようにですけれども、また、それに関連した予算要求も、かなり各省から出ているようにですけれども、私が伺ったところでは、国際障害者年という形で一般の国民に訴えるのは総理府が担当する役割だということに伺っているわけですが、そういう点で総理府が、この年度に当たって一般国民に対して訴える姿勢なり、いま私が申し上げたように一般国民に対して、どういう形で訴えようとしていくのか、どういう機会を通して訴えようとしているのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

○花輪説明員 先生が先ほどから御指摘になつております健康者と障害者との触れ合いの問題は大変大きな問題であると考えておるわけでございまして、私も来年度、各種の広報活動あるいは記念行事等を行う予定にしておりますがその基本は、いま先生が御指摘になつたようなことを念頭に置きまして、各種行事には、むしろ障害者の積極的な参加を求める。そして、それに一般市民も加わった形でセミナーあるいはコンサート等の実施もしていく。そして、その姿を新聞テレビ等を通じて広く世の中に訴えていく。こういう形で国際障害者年を契機に、ひとつ日本の障害者問題の市民レベルでの理解度もぐつと高めていきたい、こういうことで考えているわけでございます。具体的にはポスター、パンフレット等の作成はもとよりでございますが、そのほかキャラバン隊によるキャンペーンあるいは映画会あるいは障害者自身も演奏に参加する形でのコンサート、こんなふう

なものいろいろなと計画しておるところでございます。

○菅委員 これは私のささやかな経験を含めて、ちよつと申し上げてみますと、ついせんだって私、仙台に行きまして、ありのまま舎という筋ジストロフィーの患者さんたちのグループに会つてきたわけです。その中の一人の方に会つてきたのですけれども、その方が言われるのは、たとえば病院に長く十年、二十年おられる方が多いんですけれども、つまり自分たちにとっては、それそのものが生活なんだ、決して私たち、普通の健全な人が入院をして治つたら働くというのじゃなくて、治つたら、また遊ぶということではなくて、それそのものが生活なんだ、そういうことを理解をしていただかないと、結局は入院しているんだから、これももしやいけません、あれもしやいけませんということになるというのを非常に強く訴えられていたのが私自身の頭に非常に強く残っているわけですが、まさに障害者を持つておられる方にとっては、そのこと自体を含めて自分の一生ということですので、ぜひ、そういうノーマライゼーションということの一つの基本的な考え方とするように、日本もだんだん、なりつつはあると思いますけれども、これまでの施策を見ると、ややもすると隔離をしたり、または別建ての、いろいろなやり方をしていたことがあるわけですから、そういう点を含めて施策を進めていただきたいと思うわけです。

あと、もう少し時間がありますので、一点だけ今度は労働省に話を戻してお尋ねをしたいのですが、きょう、ずっとこの雇用促進法についての審議がなされているわけですが、いま、いろいろな障害の形がありますけれども、たとえば車いすの方には、どういう仕事が適切なんでしょうか、どういうことがお願ひできるんでしょうか、または、先ほどありましたように耳の悪い方に、どういう仕事がお願ひできるんでしょうか、そういうことについての一つの調査といいますか、そういうことについてはどういふふうになっているん

でしょうか。

○若林説明員 最近、事業主の身体障害者、心身障害者の雇用に対する理解が大変深まってまいりますとともに、いま先生御指摘のような、どういう障害の方が、どういう仕事に向くのかといったようなことについての情報を求める事業主が大変多くなつてまいりました。私も、ずいぶん以前から、そういう研究を重ねてまいりまして、その蓄積もずいぶん多くなつていまして、研究グループでも、中には大要学的な研究にとどまり、現場の事業主の方に直ちに役に立つようなものではないものもございます。私も現在、研究グループをつくりまして、そういう過去の研究結果を、ただいま整理してるところでございます。そういう中から現場で役に立つものを選び出し、一つ一つのマニュアルのようなものをつくりまして、事業主の方にお配りするようにしたいと考えておるところでございます。

○菅委員 ずっと、きょうの審議を聞いておりまして、雇用促進法に基づいて、いわゆる民間の場合何%は身体障害者の方を雇わなければいけないというふうな施策がとられていることはよく存じているのですけれども、それが事業主にとつても、いわゆる負担だという感覚だけでとらえられてしまふ。そうすれば、そこに本當にせつかく職場を得た障害者の人にとつても、これは決して居心地のいいことではないと思うわけです。

それで時間も少ないので、私が多少いろいろな関係者にお聞きした話で言いますと、リハビリテーションのいろいろな施設がある。いまでも、たとえば木工の作業を一生懸命教えている。しかし社会的なニーズとしては、もうそんなに木工のような作業のニーズはない。しかし、その施設だけは、そういうことが非常に重要視されている。いわゆる社会的なニーズとも離れたような形で、まだ施策が進められている面があると思うわけです。私が何人かの方に聞いた一つの話では、最近たとえばアニメーションのフィルムに色をつけるような仕事、これはなかなか精神統一が必要な仕事ですけれども、そういうことなんかは、かなり多くの障害者の方にお願ひできる仕事ではないだろうか。または精神障害者の方の場合に動物を相手にするような仕事、たとえば酪農で豚を相手にする、牛を相手にするといった仕事、人間を非常に明るくするというふうなことも聞いておりますし、そういった点での社会的ニーズと障害者自身の一つの要求とを、それから事業主自身の一つのニーズというものを、いまお聞きしましたら研究グループをつくらせて取りまとめ中だと言われましたけれども、アンケートをちゃんと取つて、そういうものを大いにやつていただきたいと思いますけれども、もう取りまとめ中であれば重なると思います。それは無意味かもしれませんが、もう一度そういうニーズについて、いつごろまでに取りまとめられるなり、または、それを発表されるような方向があるかお尋ねをして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。一応それについてお答えをお願いします。

○若林説明員 先ほど申し上げました、障害者の方が具体的にどういう仕事に向いているかといったマニュアルの作成につきましては、国際障害者年も間近でございますので、できるだけ早い機会にまとめたいと考えております。

○菅委員 それでは、もう時間も少なくなりましたので、そういう形で、ぜひ障害者の方を重荷として感じるのではなくて、障害者自身も働いて自分たちが社会に役に立っているんだと思えるような職場を、ぜひ開発をしていただいて、まさに生きていくということが、そういう人たちにとつても感じられるような施策をお願いをして、私の御質問を終わらせていただきたいと思います。(拍手)

○山下委員長 以上をもちまして本日の質疑を終わります。

○山下委員長 この際、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般各会派間において御協議いただき、意見の一致を見ましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしてございます。

その起草案の趣旨及び内容につきまして、委員長から簡単に御説明申し上げます。

最近の雇用・失業情勢は、やや明るい兆しを見せてはおりますが、身体障害者の雇用状況については、依然として厳しいものがあります。

本案は、身体障害者の雇用の促進を図るため、身体障害者雇用納付金制度に基づく助成金の拡充を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一は、重度障害者等の通勤を容易にすること等の障害の種類または程度に応じた適正な雇用管理のための措置を行う事業主に対して、助成金を支給すること。

第二は、身体障害者の能力を開発し、向上させるための教育訓練を行う事業主、学校法人、社会福祉法人等に対して、助成金を支給すること。また、身体障害者の教育訓練の受講を容易にするための措置を行う事業主に対しても、助成金を支給すること。

第三は、身体障害者の雇用について、事業主及び国民一般の理解を高めるための啓発の事業を行う事業主の団体に対して、助成金を支給すること。なお、この法律は公布の日から施行することといたしております。

以上が本起草案の趣旨及び内容であります。

諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○山下委員長 起立総員。よつて、さよう決しました。

委員長において所要の提出手続をとりまします。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十一分散会

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案

身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第二号中「措置」の下に「(次号に該当する措置を除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二の二 重度障害者その他の労働省令で定める身体障害者である労働者を雇用する事業主に對して、これらの身体障害者である労働者の通勤を容易にすることその他のこれらの身体障害者である労働者の障害の種類又は程度に応じた適正な雇用管理のための措置に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

第十八条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 身体障害者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための教育訓練(労働大臣が定める基準に適合するものに限る。以下同じ。)の事業を行う次に掲げるものに対して、当該事業に要する費用に充てるための助成金を支給すること並びに身体障害者である労働者を雇用する事業主に対して、身体障害者である労働者の教育訓練の受講を容易にするための措置に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

イ 事業主又はその団体

○山下委員長 採決いたします。

お手元に配付いたしてあります草案を、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案の草案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の

ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十二条の二に規定する専修学校又は同法第八十三条第一項に規定する各種学校を設置する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第六十四条第四項に規定する法人

ハ 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條に規定する社会福祉法人

ニ その他身体障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人

第十八条第一項第四号中「又は講習」を「若しくは講習の事業又は身体障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるための啓発」に改める。

第二十二條第二項中「事業主」の下に「その団体又は第十八条第一項第三号の二ロからニまでに掲げる者（第八十一条第一項において「事業主等」という。）」を加える。

第八十一条第一項中「事業主」を「事業主等」に改める。

第八十二条中（昭和二十六年法律第四十五号）を削る。

第八十五条第一項中「処する。」の下に「事業主の団体又は第十八条第一項第三号の二ロからニまでに掲げる法人が第一号（第二十二條第二項に係る部分に限る。）又は第五号に該当するときにおけるその違反行為をした当該団体又は当該法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。」を加える。

第八十六条中「法人の」を「法人（法人でない事業主の団体を含む。以下この項において同じ。）の」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により法人でない事業主の団体を処罰する場合においては、その代表者が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由

身体障害者の雇用の促進を図るため、雇用促進事業団が、身体障害者雇用納付金制度に基づき、重度障害者等である労働者の通勤を容易にすること等の雇用管理を行う事業主に対する助成、身体障害者に対する教育訓練の事業を行う事業主、学校法人、社会福祉法人等に対する助成等を行うことができないこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会労働委員會議録第五号中正誤

ペジ 段 行 誤 正

四 三 七 現 解 理 解

九 四 二 二・一 % 二・一

三 四 八 上げるよう 上げよう

同 第七号中正誤

ペジ 段 行 誤 正
六 二 三 〇山崎委員長 〇山下委員長

昭和五十五年十一月二十六日印刷

昭和五十五年十一月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W